

第1章 策定計画の沿革と目的

第1節 計画策定の沿革

宮城県多賀城市市川地内に所在する特別史跡多賀城跡は、古代東北の政治・文化・軍事の中心地として、古代国家の東北統治の役割を果たした遺跡である。本計画は、特別史跡多賀城跡をはじめ、関連する遺跡として特別史跡多賀城跡附寺跡に追加指定を受けた多賀城廃寺跡、館前遺跡、柏木遺跡、山王遺跡千刈田地区の保存及び活用に関する施策の方針を定めるものである。

多賀城跡及び多賀城廃寺跡は、大正11年(1922年)10月に国指定史跡となり、昭和36年から41年(1961年から1966年)に「史跡多賀城跡調査委員会」により行われた発掘調査を経て、昭和41年(1966年)4月に特別史跡に指定された。その後、昭和44年(1969年)に設置された宮城県多賀城跡調査研究所による計画的な発掘調査の成果に基づき、昭和51年(1976年)3月に多賀城跡附寺跡保存管理計画を作成し、特別史跡多賀城跡の保存管理基準を定めた。また、この保存管理計画に基づき、昭和55年(1980年)3月に館前遺跡、平成2年(1990年)6月柏木遺跡、平成5年(1993年)9月に山王遺跡千刈田地区を特別史跡に追加指定するとともに、昭和49年(1974年)2月、昭和53年(1978年)11月、昭和59年(1984年)3月に多賀城跡と多賀城廃寺跡の指定範囲拡大を行っている(表1・図1)。

保存管理計画については、昭和63年(1988年)3月に第2次保存管理計画、平成23年(2011年)7月には第3次保存管理計画に改訂している。特別史跡の調査研究、保護継承、積極的な整備活用、住民生活との調和を基本としつつも、調査研究の進展による多賀城跡の歴史認識や社会情勢の変化に対応しながら、保存管理の取扱基準と地域区分の変更を逐次改正し、適切な特別史跡の保存管理に努めてきた。第1次～第3次保存管理計画の目的・基本的な考え方の変遷については、表2のとおりである。

なお、本市では、第2次保存管理計画に基づき、特別史跡と周辺地域の整備計画との整合性を図ることを目的に、平成9年(1997年)3月に『特別史跡多賀城跡建物復元等管理活用計画書』を策定した。また、第3次保存管理計画で示した保存管理の基本方針を踏まえ、平成28年3月に宮城県により『特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画』が策定されている。

このうち、第3次保存管理計画では、多賀城跡の本質的価値を、多賀城跡で発見される各種遺構が古代と変わらぬ地形と一体となって保存されているものであると捉え、特別史跡を構成する要素を多賀城跡に直接関係する歴史的構成要素としての「遺跡構成要素」(遺構遺物、地形、自然環境等)と、主に多賀城廃絶後に形成された社会的構成要素である「生活文化構成要素」(宅地、農地、林地、宗教施設、公共公益施設、一般文化財、保存樹木等)に区分している(図2)。また、住民生活との調和を提示し、地域住民が主体となり、特別史跡を次世代へ継承するための新たな視点を加えている。

表1 特別史跡指定一覧

場所	指定地	内容	面積	
多賀城跡・多賀城廃寺跡	大正11年10月12日	史跡指定		
多賀城廃寺跡	昭和40年4月17日	追加指定		
史跡指定地の全地域	昭和41年4月11日	特別史跡指定		
多賀城跡・多賀城廃寺跡	昭和49年2月18日	追加指定		
多賀城廃寺跡・全域図面指定	28,815.00	追加指定	多賀城跡	930,940.00
			多賀城廃寺跡	49,594.00
館前遺跡	29,304.00	追加指定		10,380.00
多賀城跡南面地域	30,768.00	追加指定		80,700.00
柏木遺跡	33,052.00	追加指定		3,758.69
山王遺跡千刈田地区	34,234.00	追加指定		1,462.14
指定面積 合計				1,076,834.83



図1 特別史跡多賀城跡附寺跡位置図

表2 保存管理計画の変遷

	第1次 (S51)	第2次 (S63)
目的	多賀城跡並びに廃寺跡を適切に保存管理し、整備活用するための施策を明らかにする	多賀城跡並びに廃寺跡を適切に保存管理し、整備活用するための施策を明らかにする
	現状保存に止まらず、積極的に文化財としての価値を高め、地域住民を始めとして国民が親しみ活用する史跡に整備する基本的構想	現状保存に止まらず、積極的に文化財としての価値を高め、地域住民を始めとして国民が親しみ活用する史跡に整備する基本的構想
基本的な考え方	歴史資料としての多賀城跡の調査研究と保護の促進を図る	歴史資料としての多賀城跡の調査研究と保護の促進を図る
	地域住民の生活との調和を図る	地域住民の生活との調和を図る
	多賀城跡を国民が親しみ活用する史跡として整備する	多賀城跡を国民が親しみ活用する史跡として整備する
		発掘調査、整備、公有地化、管理の諸事業を円滑に推進するための調和を図る

第3次 (H23)

特別史跡多賀城跡附寺跡を適切に保存管理するとともに、整備活用についてもさらなる進展を図る。

特別史跡を取り巻く社会環境の変化に柔軟に対応できる、また、市民をはじめとする国民が親しみ利用できる史跡を目指す。さらに地域住民との共存・共営や市民との協働による保存管理・整備活用も視野に入れた計画を策定する

<p>貴重な歴史文化遺産としての学術的・社会的価値及び未来へ保護継承していくことの意義を明確にし、市民や国民の理解・認知度を高める</p>	<p>奈良・平安時代の多賀城に係る遺構・遺物、立地環境等、自然環境のみならず、その後の各時代における様々な歴史文化遺産も併せて活用し、地域文化の育成に取り組む</p>
<p>行政主導の保存管理から特別史跡指定地内住民との共存共営及び市民との協働による多種多様な保存・活用・管理・運営を目指す</p>	<p>周辺地域に居住する人々が歴史を感じ、歴史に親しみながら生活できるまちづくりを推進する</p>
<p>社会的ニーズに沿った計画的・効果的な整備活用及び周辺まちづくりとの相互連携を進め、特別史跡活用の進展及び地域の活性化や質の高い生活環境の形成に貢献する</p>	
<p>多賀城が造営された当時の立地環境という歴史的価値だけでなく、市街地に残る貴重で広大な自然空間としての社会的付加価値についても再認識し、緑地や湿地等、自然環境の積極的な活用を図る</p>	<p>多賀城市全域のまちづくり構想における特別史跡多賀城跡附寺跡を中心とした歴史文化遺産の保護と活用に関する将来ビジョンを提示する</p>
<p>特別史跡関連のイベント（万葉まつり他）を考慮した周辺施設の整備等、歴史文化の育成に対応した周辺景観の形成を図る</p>	<p>各市町村及び東北地方の歴史文化関連施設との広域ネットワークを形成し、地域間交流の展開等を促進する</p>
<p>多賀城跡の南面地域を市民生活地域との緩衝帯として位置づけ、歴史的文化的空間と日常的な生活景観が連携し、調和するような緑地空間の形成を図る</p>	<p>特別史跡来訪者への歴史への理解と利便性等を高めるため、導入拠点となるサービス施設、拠点へのアクセス、周遊動線他の効果的な配置と整備を行う</p>

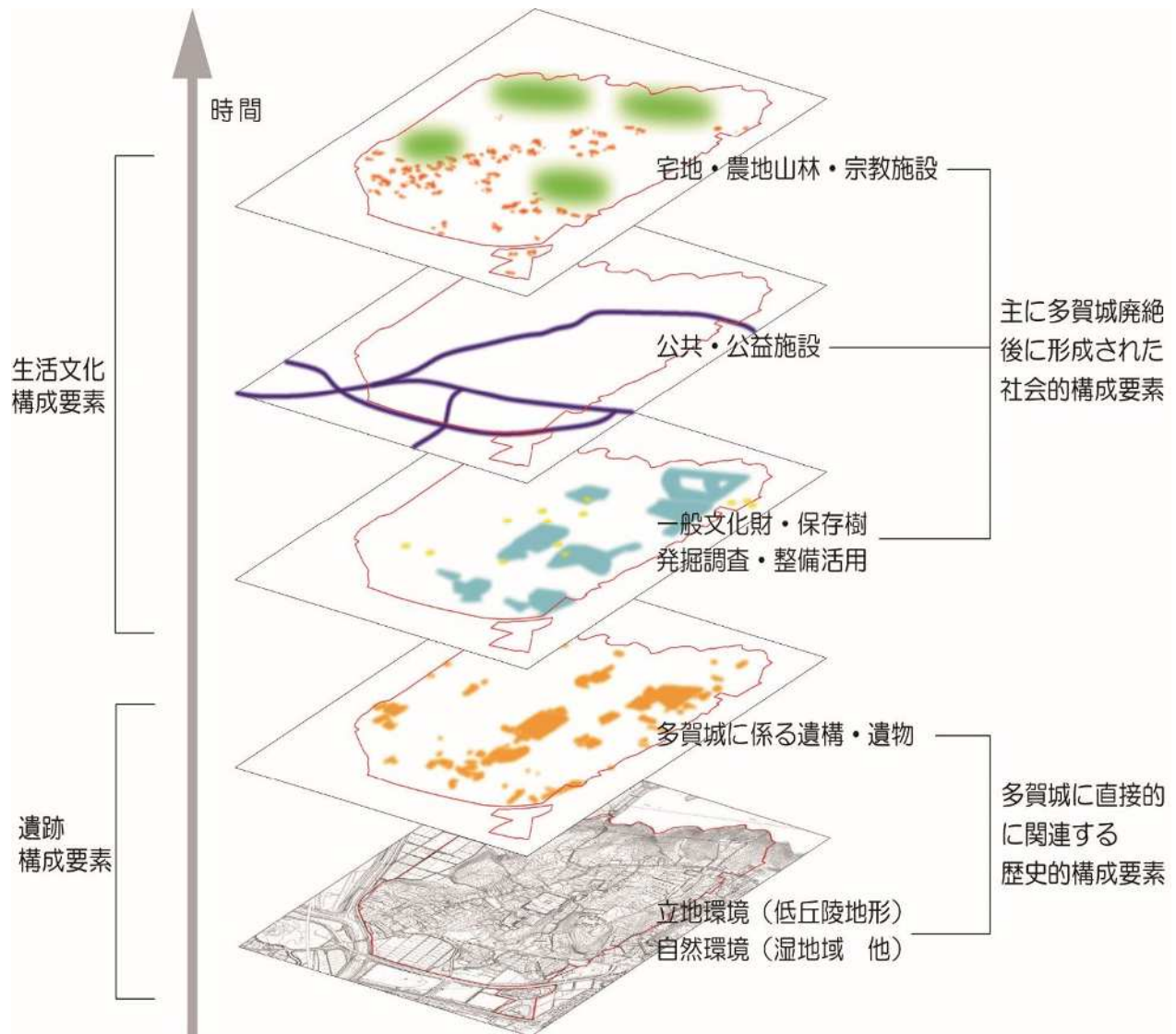


図2 第3次保存管理計画上の特別史跡構成要素

第2節 計画策定の目的

特別史跡多賀城跡附寺跡については、第3次保存管理計画に基づき保存・管理を行ってきたが、発掘調査及び環境整備事業の進捗や社会情勢の変化に伴い、計画の見直しが必要となってきた。中でも、平成30年(2018年)の文化財保護法の改正では、文化財の滅失・散逸等を防ぎ、地域社会全体で文化財を継承していくことの必要性が示され、文化遺産の地域資源・文化観光資源としての積極的な活用を行い、交流人口拡大による地域経済の活性化を図る等、まちづくりにおける文化財に対しての新たな役割が求められている。

このような状況を踏まえ、本市では文化財保護法の目的に鑑み、地域住民を含む市民、県民、国民が特別史跡を誇りに思い、その本質的価値(地形、遺構・遺物)を未来に継承するとともに、地域の営みと一体となる特別史跡の積極的な活用を図ることを目指す。そのためには、地域住民の理解と協力のもと、地域社会が一体となり保存と活用に万全を期すことが必要であることから、特別史跡多賀城跡附

寺跡第3次保存管理計画を改定し、特別史跡多賀城跡附寺跡保存活用計画(以下「本計画」という。)を策定することとした。

第3節 計画の範囲

本計画で対象とするのは、宮城県多賀城市内に所在する多賀城跡、多賀城廃寺跡、館前遺跡、柏木遺跡、山王遺跡千刈田地区の5遺跡から構成される特別史跡多賀城跡附寺跡で、対象面積は、1,076,834.83㎡である(表1参照)。史跡指定地内については、特に広大な多賀城跡を、図3のとおり15地区に便宜上区分し呼称する。

なお、特別史跡多賀城跡附寺跡の周辺地域には、多賀城跡と同じ奈良・平安時代の遺跡が広範囲に分布しており(図4)、特に平安時代の多賀城外には方格地割による都市空間(まち並み)が形成されていた(図5)。これら多賀城周辺に分布する古代の遺跡は、多賀城と一体となり国府域を形成するものであり、本市のみならず日本古代史を解明する上で極めて重要な位置を占めている。このような状況に鑑み、本市では平成23年12月に『多賀城市歴史的風致維持向上計画』を策定し、多賀城跡を中心とした古代の遺跡が密に分布する範囲を「古代多賀城に見る歴史的風致」と定め、歴史的風致の維持向上を図るため施策を重点的かつ一体的に推進する「重点区域」に位置付けた(本章第5節図9参照)。この地域には、「浮島」や「興井」、「末の松山」などの歌枕の比定地や、東北歴史博物館・中央公園などの文化・スポーツ施設、多賀城跡北辺地区の森林を含む県立加瀬沼公園、JR東北本線・国府多賀城駅や県道泉塩釜線などの施設等が所在している。

これらは、特別史跡の理解や利活用に大きく影響する範囲と考えられることから、本計画では、この「古代多賀城に見る歴史的風致」に加え、古代都市の形成された範囲を相乗効果の及ぶ範囲と位置付け、特別史跡の活用と連動した、地域資源・歴史観光資源として積極的に活用を図る範囲とする。

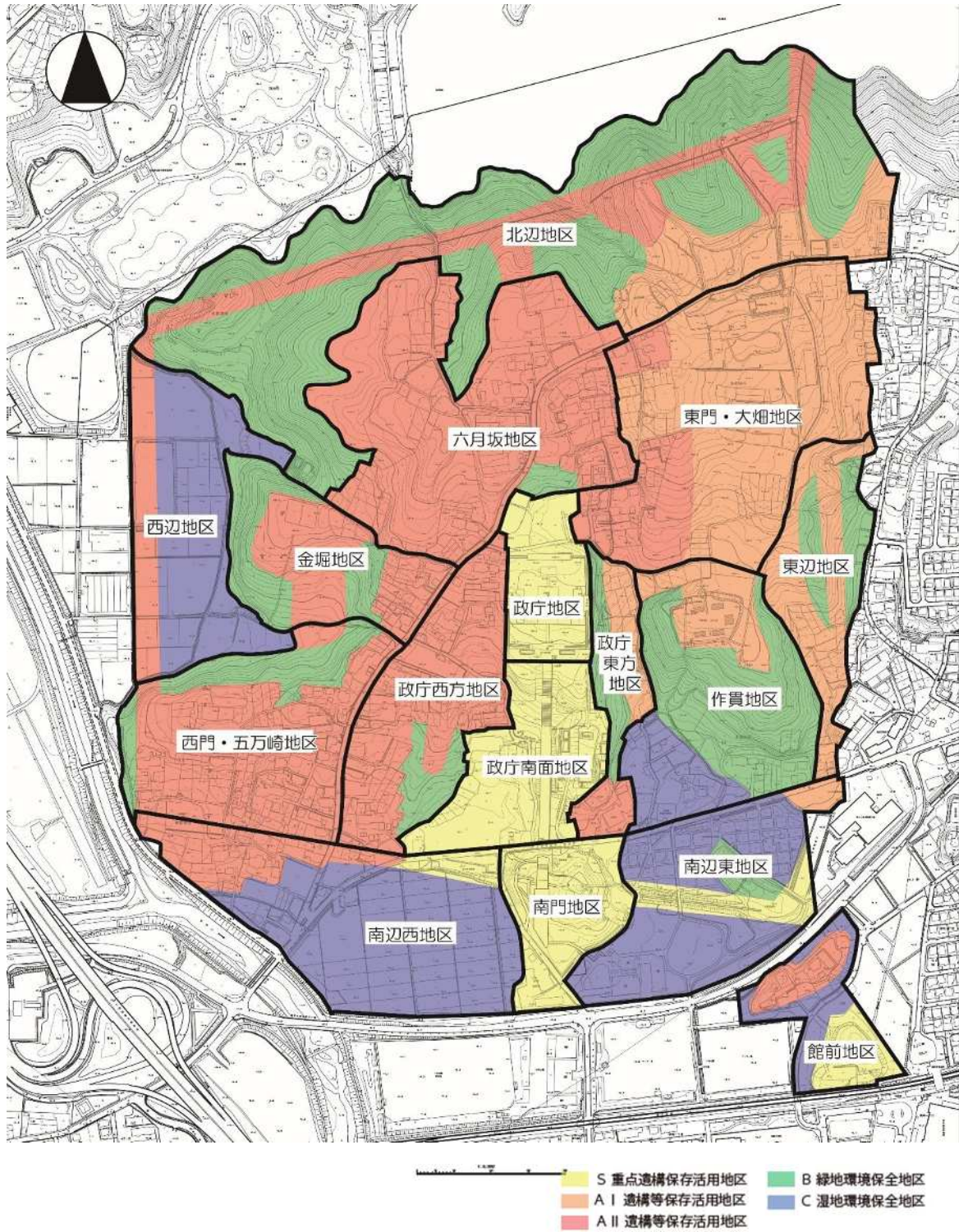


図3 多賀城跡の地区名称

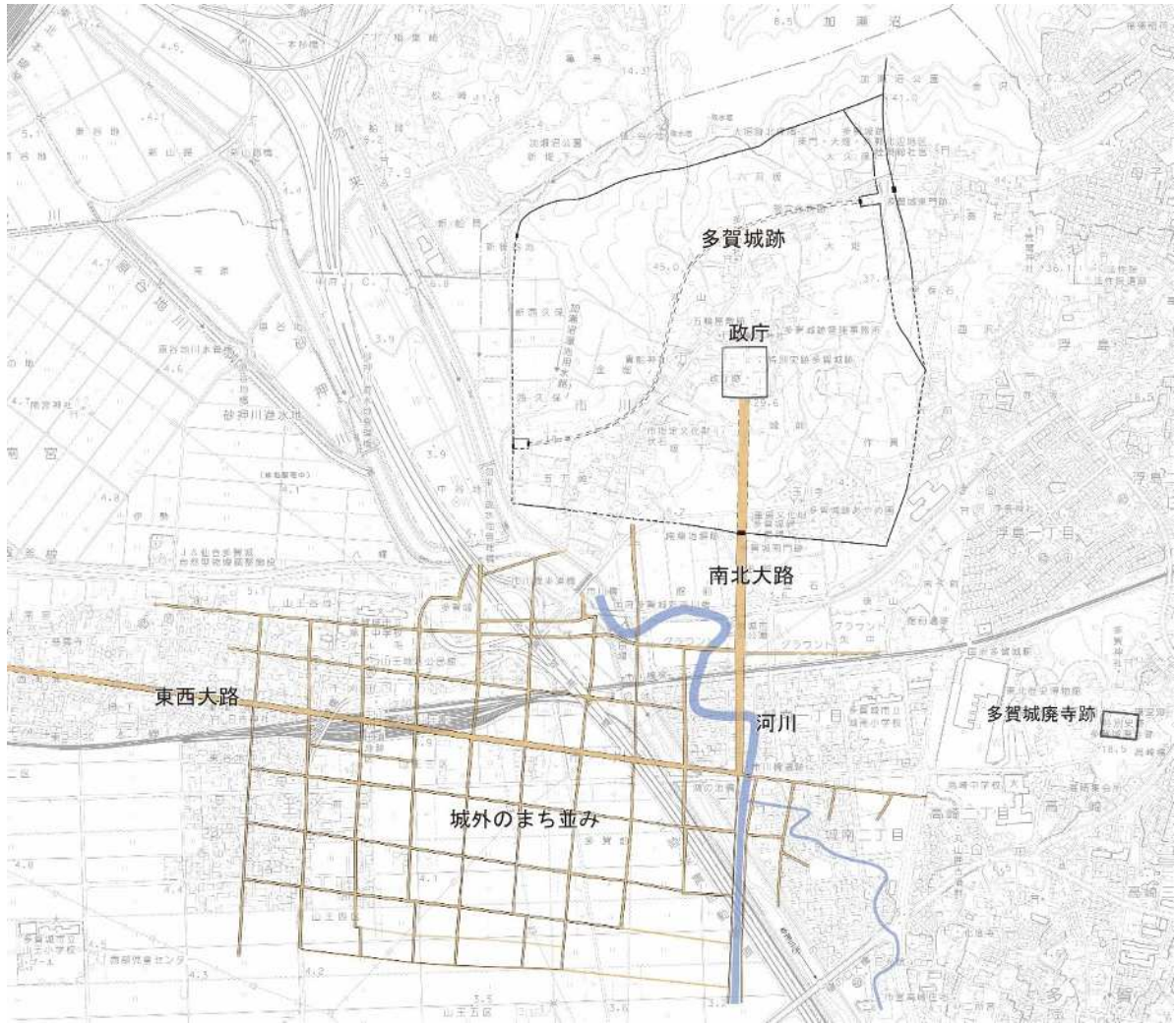


図5 多賀城外のまち並み模式図

第4節 他の計画との関係

1 本計画の位置付け

本計画は、特別史跡多賀城跡附寺跡の保存や活用に関し、中長期的に取り組む総合的な計画として策定するものである。文化財保護法をはじめ、宮城県文化財保護条例、多賀城市文化財保護条例等の関係法令に依拠しながら、上位計画である『第六次多賀城市総合計画』や、勘案する計画である『宮城県文化財保存活用大綱』、整合・反映が必要となる『多賀城市歴史的風致維持向上計画(第2期)』等を踏まえ、各種計画等との調整、連携、整合を図る。

本計画及び特別史跡多賀城跡附寺跡に関連のある本市の上位計画・関連計画、根拠法令等は下記のとおりである。

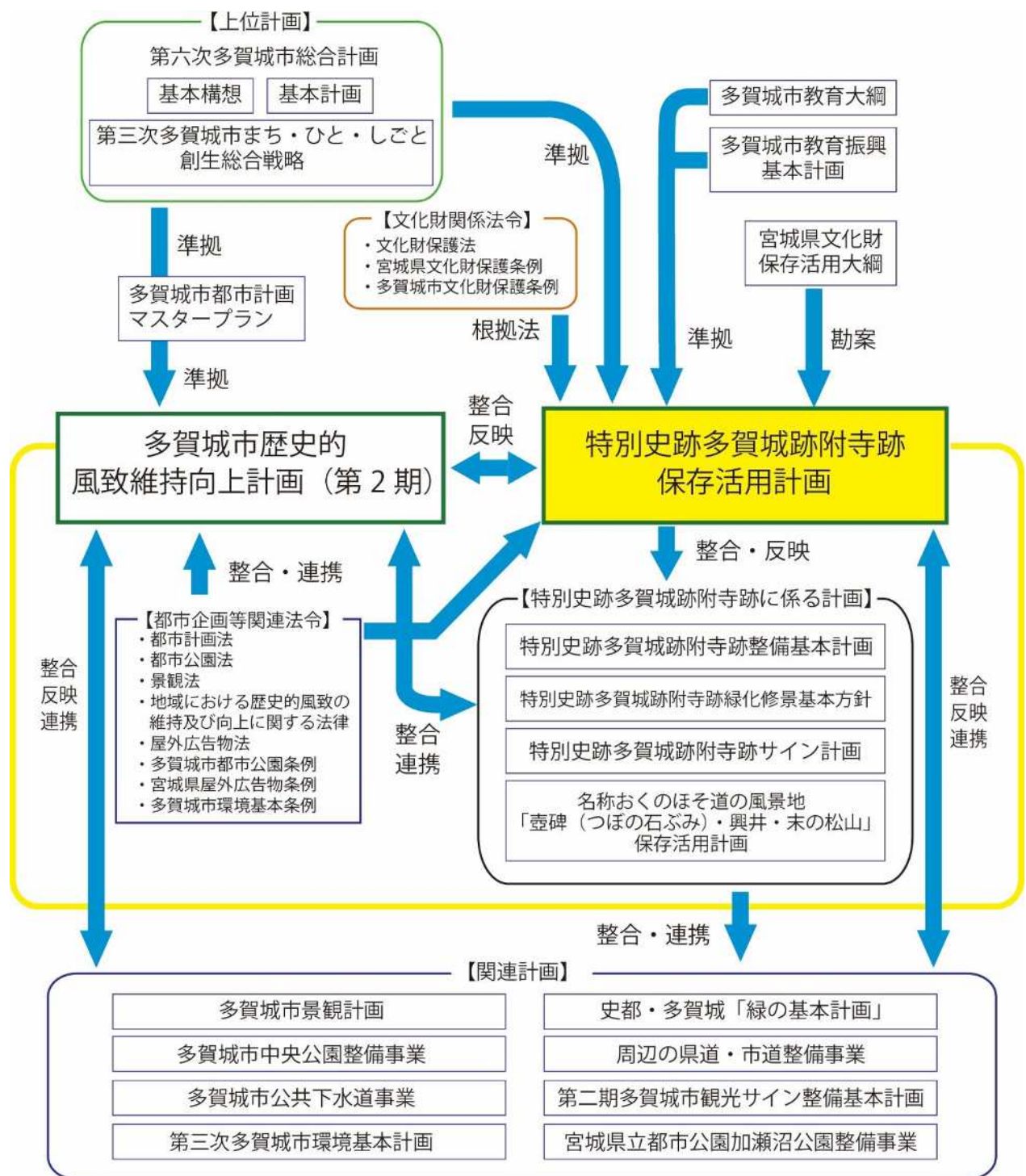


図6 保存活用計画と関連計画(相関図)

2 本計画の上位計画等

(1) 多賀城市総合計画(図7)

令和3年(2021年)度よりスタートした第六次多賀城市総合計画では、「日々のよろこびふくらむまち 史都 多賀城」を将来都市像と、市民の合言葉として「つなぐ はぐくむ Tagayasu」をキャッチコピーに掲げ、本市固有の市民文化が、市民全体の社会的財産となるよう、そして、まちづくりの土台となるよう発展させ、その文化によって結びついた人々の自発的な活動によって都市の魅力や活力を創生し、

市民の誇りや愛着を育み、日々のよろこびを実感できるまちを目指し、7つの政策とそれに連なる29の施策を設定している。

このうち、政策目標「都市と自然の環境調和 快適で潤いのあるまちづくり(生活環境)」では、歴史的風致の維持及び向上を課題と施策に掲げ、歴史的風致の維持向上に繋がる都市の整備を実施することによって、快適なまち並みが形成されるとしている。

また、政策目標「夢と希望が輝く 誰もが成長できるまちづくり(教育文化)」では、本市の大きな財産である文化財が適切に継承され、市民が本市の歴史と文化に誇りをもてるよう努めることとしている。さらに、政策目標「地域の資源と知恵をいかす 活気あふれるまちづくり(産業活気)」では、市内外への情報発信や市民主体のイベントの活性化により観光を振興することで、活気あふれるまちを目指すこととしている。

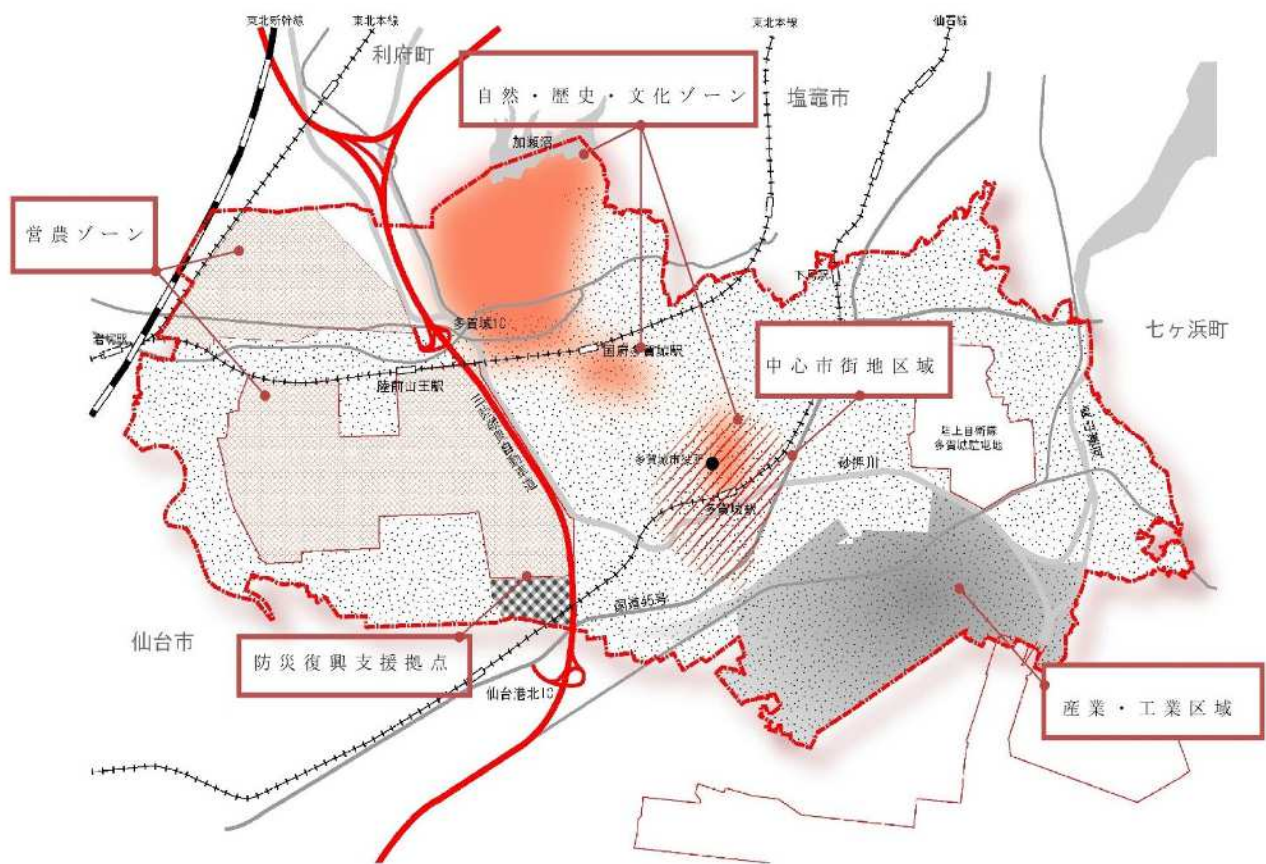


図7 土地利用のあり方

(2) 多賀城市まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生法(平成26年(2014年)法律第136号。以下、「創生法」という。)の制定、平成26年(2014年)12月の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の閣議決定により、国では、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度の人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくこと、いわゆる「地方創生」を標榜することとなったことを受け、本市では、創生法第10条の規定に基づき、本市における地方創生を実現することで、人

口減少と地域経済の縮小の克服を図るべく、平成27年(2015年)10月に、第五次多賀城市総合計画の施策体系に深く関連付けながら策定したものである。

この戦略の中で文化財に関しては、数多くの歴史遺産を有する歴史のまちとしての魅力をさらに引き上げることにより、交流人口の増加をねらい、「住んでよし、訪れてよしの魅力的な都市」を目指すべき将来の方向性として位置付けている。

(3) 多賀城市都市計画マスタープラン(図8)

宮城県が定める「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即し、本市の都市計画に関する基本的な方針として、令和6年(2024年)度を初年度として、20年後の令和26年(2044年)度を見据えた都市づくりの将来像を定め、概ね10年後の令和16年度までにおける、その将来都市構造とその実現に向けた土地利用や都市施設の基本方針及び地域におけるまちづくりの方向性や方針を、令和6年(2024年)4月に定めたものである。

計画では、特別史跡多賀城跡附寺跡周辺を「自然・歴史・文化ゾーン」として位置づけ、JR東北本線・国府多賀城駅や三陸縦貫自動車道多賀城インターチェンジに隣接する特性を活かして、悠久の歴史と新たな文化の発信ややすらぎと憩いの提供を通じて、市民を含めて多くの方が訪れることを目指すこととしている。

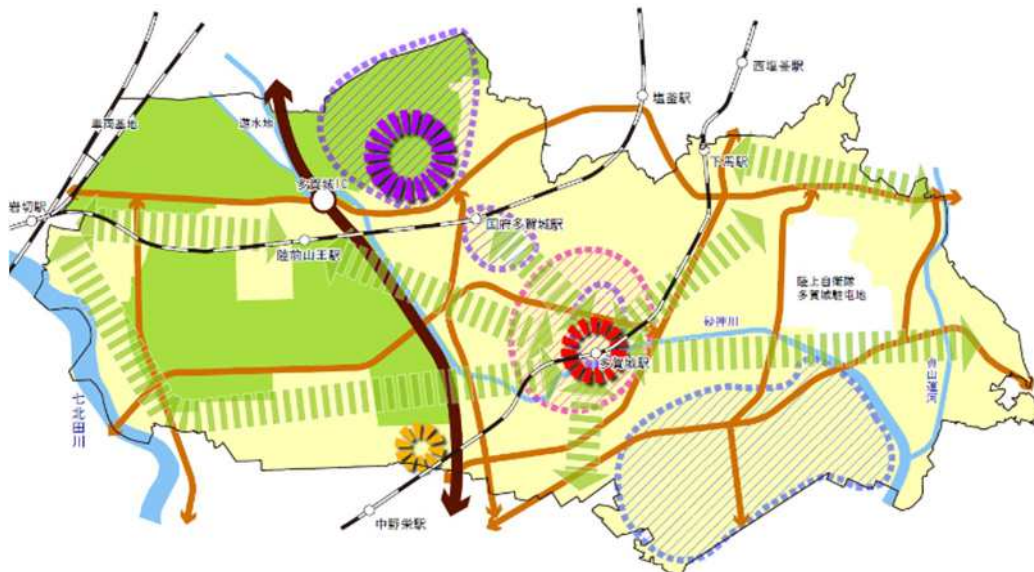


図8 将来都市構造図

(4) 多賀城市教育大綱

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づく、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針として、本市の最上位計画である「第六次多賀城市総合計画」に将来都市像「日々 のよろこびふくらむまち 史都 多賀城」を実現するために定めた、教育関連分野の施策内容に基に、総合教育会議での協議を経て、令和3年(2021年)2月に、市長が第二次の大綱として定めたものである。

この大綱の中で文化財に関しては、基本目標5「文化財の保護と活用」として、文化財が適切に保護・継承され、まちづくりに有効に活用されることで、市民が歴史と文化を身近に感じることができている姿を目指す姿として掲げている。

(5) 多賀城市教育振興基本計画

教育基本法第17条第2項に基づく、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、本市の教育に関する指針となるものである。「第六次多賀城市総合計画」を上位計画として、市長が定める多賀城市教育大綱を踏まえ、大綱を実現するものとして、教育に関わる各種の計画と連携を図り、本市教育の目指す基本目標を設定し、目標を実現するための施策や方向性を示すものとして、計画期間中に取り組む各施策の方向性を定めたものである。

この計画は、国の第3期教育振興基本計画及び宮城県の第2期教育振興基本計画を参酌し、少子高齢化・人口減少の進展、グローバル化やICTの普及・発達など、今後予想される教育を取り巻く社会の動向等を踏まえ、中長期的な視点に立って、今後5年間に取り組む本市の教育の基本目標と各施策の体系について示すものである。

また、文化財に関しては、大綱の基本目標5「文化財の保護と活用」に基づく取組みとして、文化財が適切に保護・継承され、まちづくりに有効に活用されることで、市民が歴史と文化財を身近に感じることができている姿を目指す姿として掲げている。

3 勘案する計画等

(1) 宮城県文化財保存活用大綱

文化財保護法第183条の2第1項の規定に基づく方針として、「県が実施する文化財にかかる事業とその目標を再整理し、体系化する。」、「市町村文化財保護行政の在り方の検討及び市町村文化財保存活用地域計画の策定にあたり、“気づき”を促すものを目指す。」、「所有者、管理者、関係団体など、文化財に関わる人々が目指すべき方向性を整理する。」の3つの視点から宮城県の文化財の保存と活用の在り方を示すものとして、市町村が策定する文化財保存活用地域計画の動向を見据え、5年後に再検討することを前提に、令和3年(2021年)3月に宮城県が策定したものである。

この大綱の中で、宮城県における文化財の保存・活用の理念を「永続的な文化環境の維持と創出～知って、活かして、伝える文化財～」と掲げている。

4 連携する計画

(1) 多賀城市歴史的風致維持向上計画(図9)

平成20年(2008年)11月4日、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(通称:歴史まちづくり法)」(平成20年(2008年)法律第40号。以下「法律」という。)が施行された。この法律で

は、「地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を「歴史的風致」と定義し(法律第1条)、我が国及び地域にとって貴重な資産である歴史的風致について、維持及び向上を図ることとしている。

本法律の施行を契機に、文化財保護行政とまちづくり行政が緊密に連携し、文化財の保存と活用、都市政策や景観政策による各種の措置を講じることによって、まちづくりへの効果が期待されることから、本市では、本法律に基づき都市計画部門と文化財部門が中心となって、平成23年11月に「多賀城市歴史的風致維持向上計画」を策定した。

この計画で維持向上すべきと定めた歴史的風致のうち、「古代多賀城に見る歴史的風致」では、多賀城跡や歌枕の保護顕彰活動も取り上げている。維持向上の方針として、教育機関や産業部門等と連携し、各種の歴史講座や生涯学習講座を官民協働での開催、保護顕彰の対象となってきた歴史的な建造物を繋ぐ「歴史の道」ネットワークを構築するなど保護顕彰の普及啓発を推進することとしている。

上記の方針を実現する施策として、「多賀城南門復元及び周辺整備事業」、「特別史跡多賀城跡附寺跡環境整備事業」、「中央公園整備事業」、「大路広場整備事業」、「観光案内整備改修事業」、「歴史的街並み形成支援事業」などが計画されている。

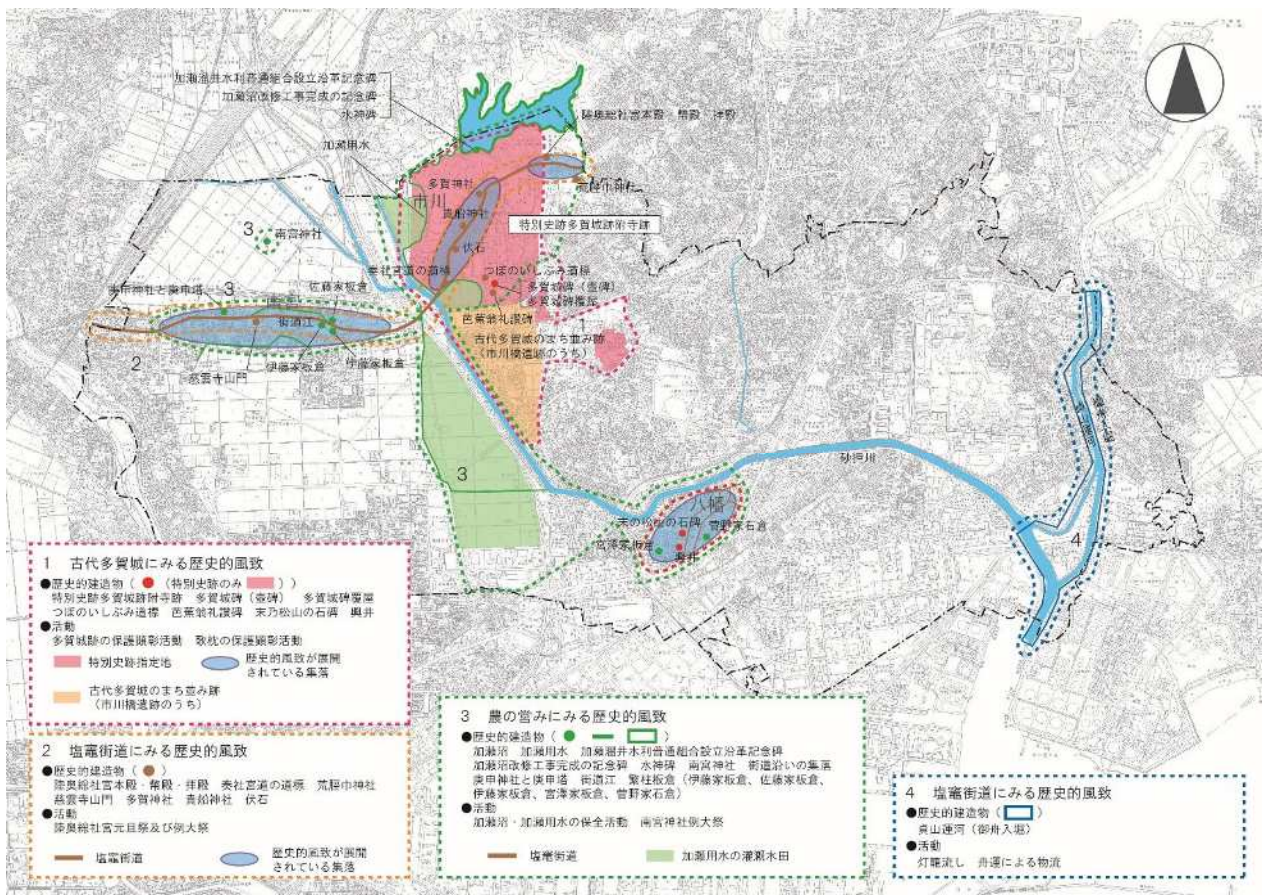


図9 歴史的風致の範囲

5 本計画との整合・反映が必要な計画等

(1) 特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画(図10)

特別史跡多賀城跡附寺跡を東北地方の古代史上の貴重な歴史遺産として、また県民の憩いの場として整備活用するための基本方針及び全体構想を示すことを目的として、宮城県教育委員会が特別史跡の管理団体である多賀城市とともに検討を行い、平成28年(2016年)3月に宮城県が策定したものである。

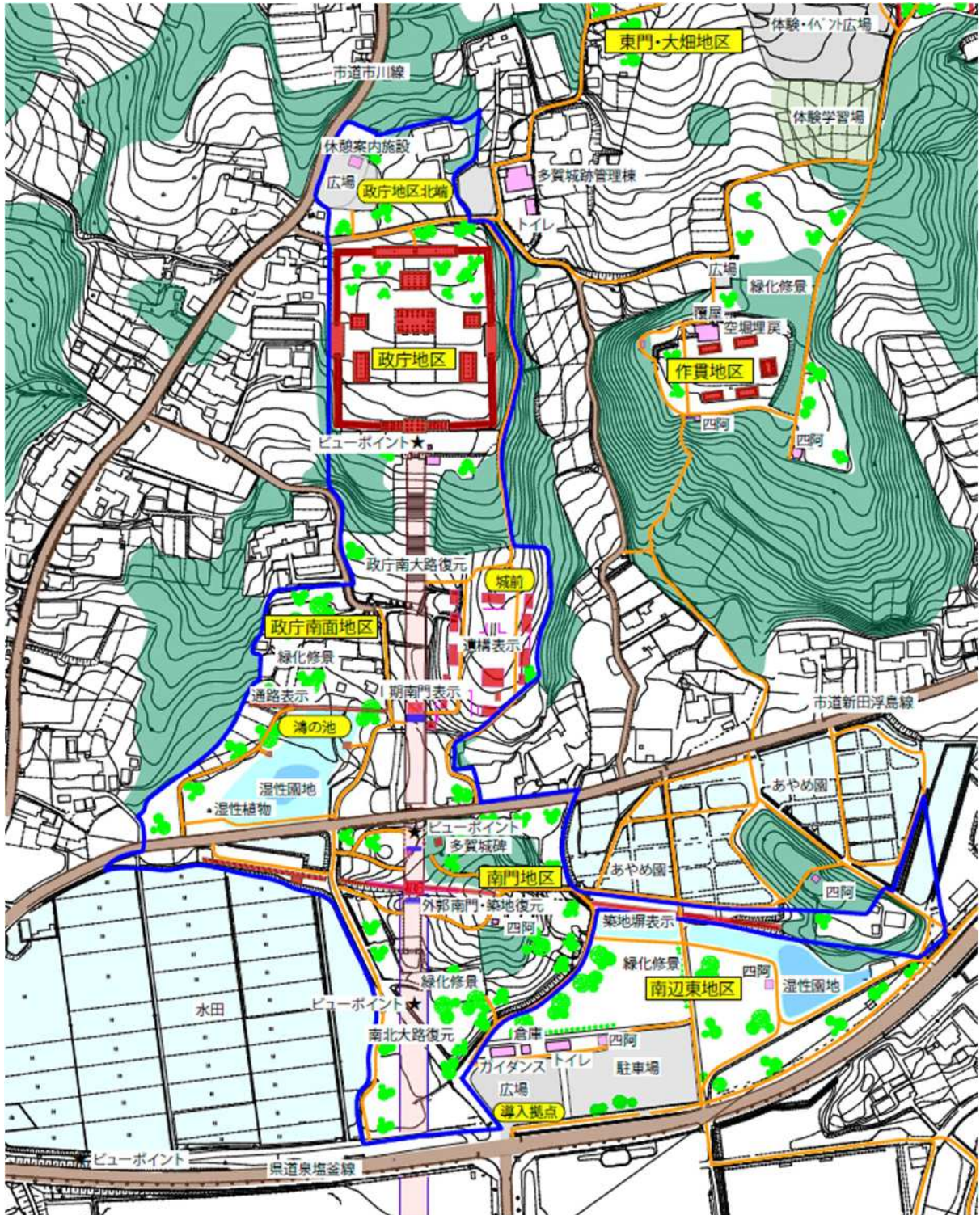


図10 S重点遺構保存活用地区の整備基本計画

(2) 特別史跡多賀城跡附寺跡緑化修景基本方針(図11)

宮城県が実施する多賀城跡環境整備事業のうち、緑化修景に関する基本的な方針として、遺構の保存、歴史的景観の形成、ビューポイントからの眺望、公園的利用等の観点から宮城県が策定したものである。

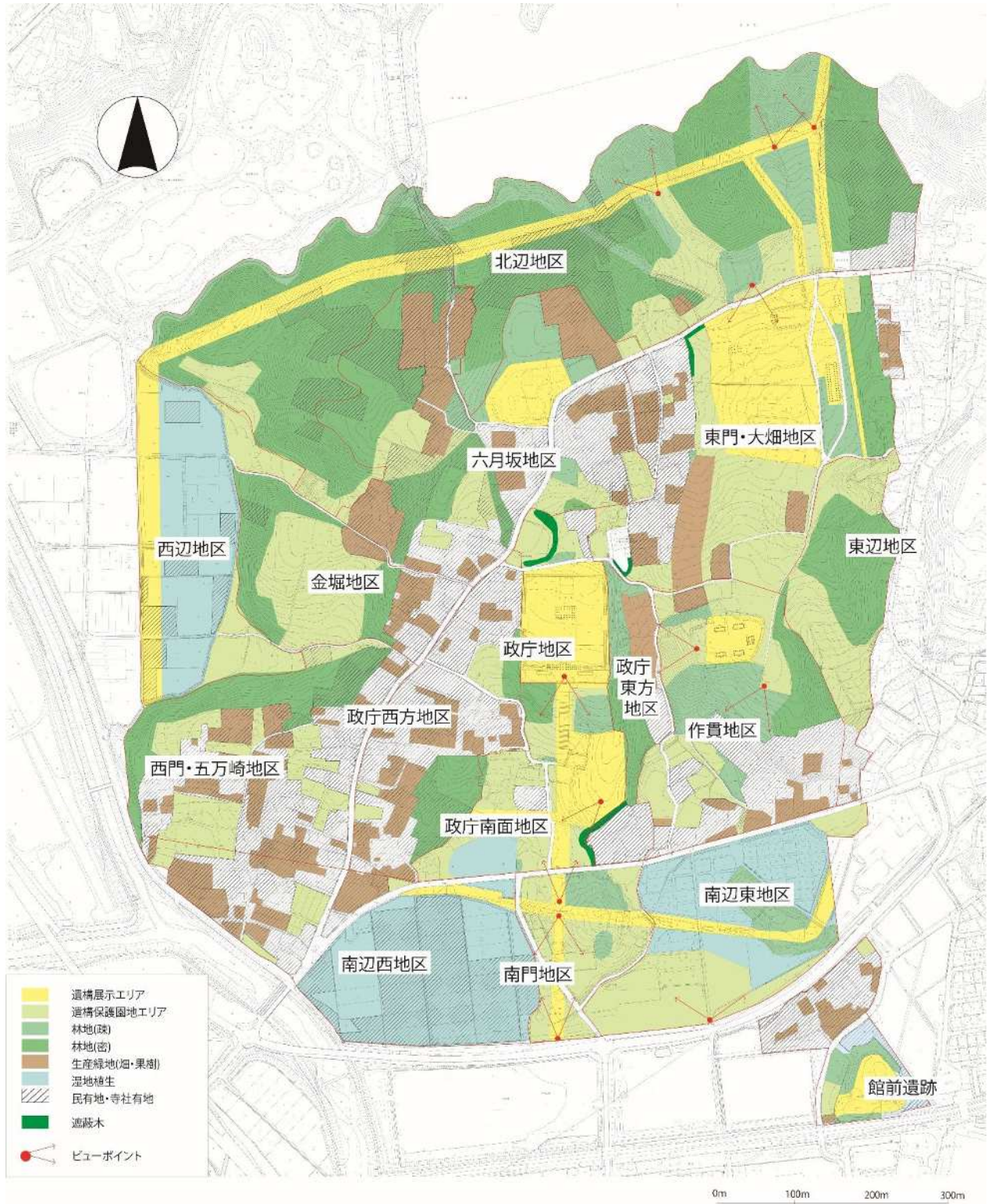


図11 多賀城跡緑化基本方針図

(3) 特別史跡多賀城跡附寺跡サイン計画(図12)

特別史跡多賀城跡附寺跡で実施している環境整備事業では、説明板や案内板等のサインの設置を行ってきたが、設置から十数年以上経過したものもあり、サイン施設の修繕や更新の必要性が高まってきたことから、平成28年3月に策定した『特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画』を踏まえ、これまで設置してきたサインの現状を整理し、今後、特別史跡多賀城跡附寺跡の環境整備事業で設置する新規サインや、既存サインの更新を検討する際の基本的な考え方として宮城県が策定したものである。

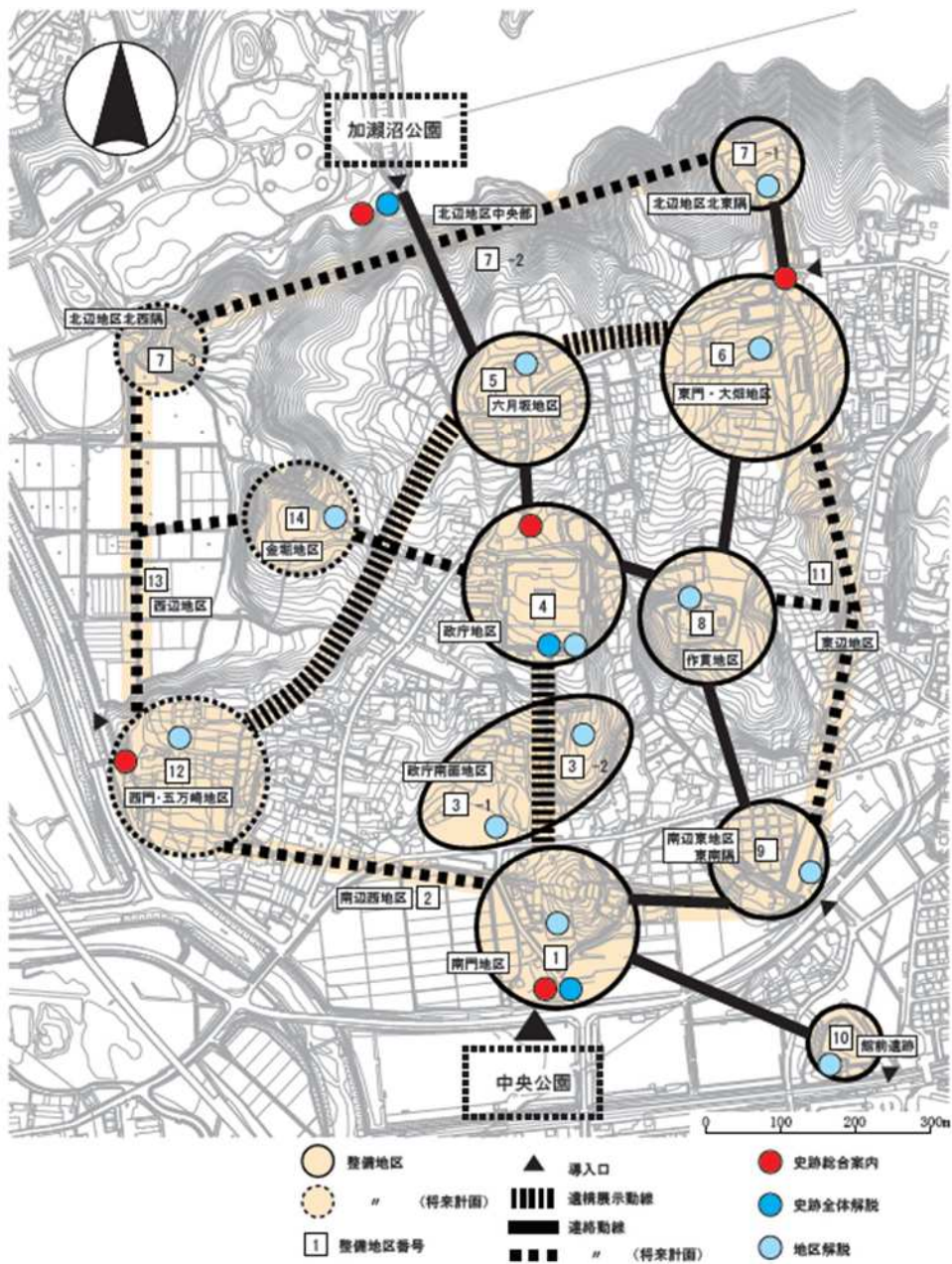


図12 多賀城跡動線計画・サイン計画

(4) 名勝おくのほそ道の風景地「壺碑(つぼの石ぶみ)・興井・末の松山」保存活用計画(図13)

平成26年(2014年)10月に名勝おくのほそ道の風景地として、「壺碑(つぼの石ぶみ)」、「興井」、「末の松山」の3箇所が指定されたことを機に、松尾芭蕉が『おくのほそ道』に感動を記し、古くから保護顕彰されてきた由緒ある歌枕の景観を適切に保存し、良好な状態で未来へと継承するとともに、その文学的・歴史的・文化的魅力を地域資源として広く活用することができるよう運営するための方針を示すことを目的に、文化庁が示した「名勝おくのほそ道の風景地における包括的保存活用の基本指針」も考慮しつつ、「特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画」の内容と整合を図りながら策定したものである。



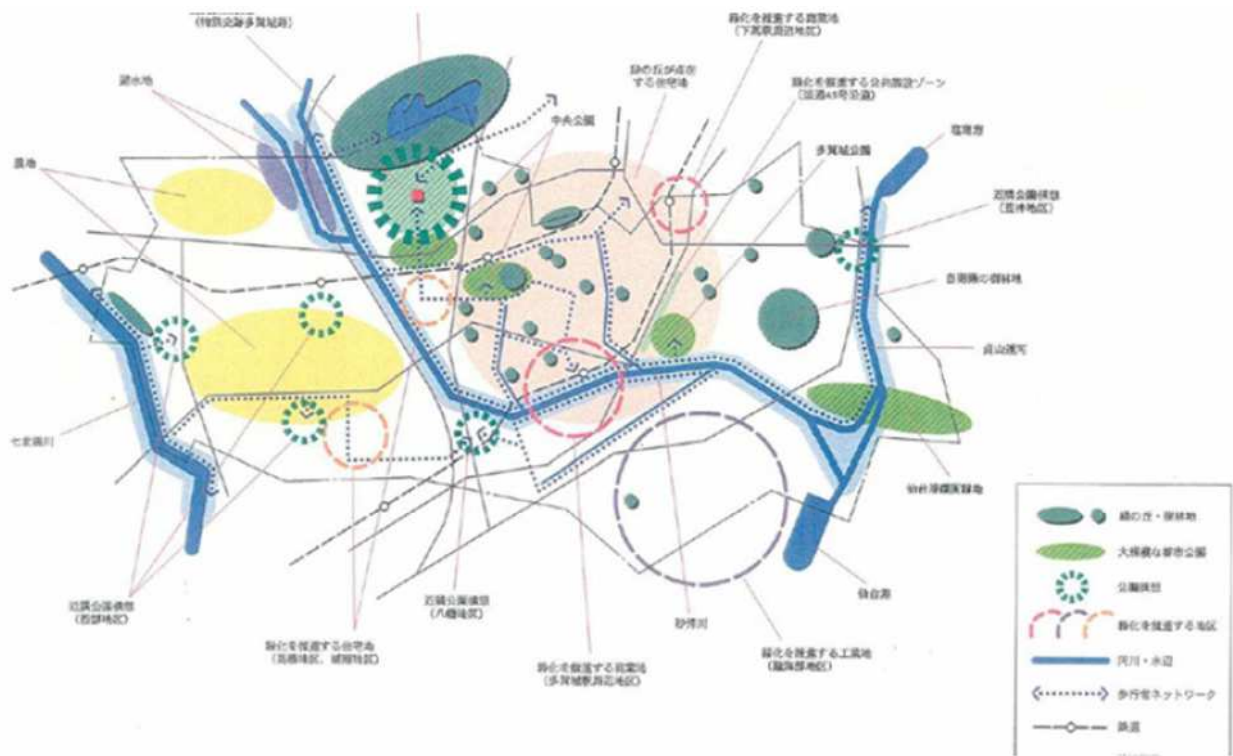
図13 「おくのほそ道」のルートにある文化財

6 本計画の関連計画等

(1) 史都多賀城「緑の基本計画」(図14)

都市緑地法に基づき、「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として平成10年(1998年)3月に本市が定めたものである。

計画では、特別史跡多賀城跡附寺跡の緑は「歴史的・文化的視点」として、基本理念の中で「適切な保全と計画的な緑化の推進が必要」と整理している。



(2) 多賀城市景観計画(図15)

本市は、平成23年(2011年)4月に景観法に基づいた景観行政団体に移行し、平成27年(2015年)4月に、上位計画である「震災復興計画」に即した関連計画であり、「歴史的風致維持向上計画」と整合を図りながら、「国府の歴史、歌人の文化、偉人の足跡を継承し、ふるさとを育む史都多賀城」を基本理念として、景観形成の目標・方針等を定めたものである。

計画では、歴史的・自然的・都市的景観づくりを目指すため、重点区域ごとにその整備方針を明らかにし、建築物・開発行為などについて必要な制限を定めている。そのうち、歴史的景観に関しては、様々な歴史資源と調和した品格ある景観を守り、悠久の歴史とともに次の世代へと受け継いでいくことを目標として、市内の歴史的風致と周辺の街並みが一体となった景観の維持、形成を基本方針としている。

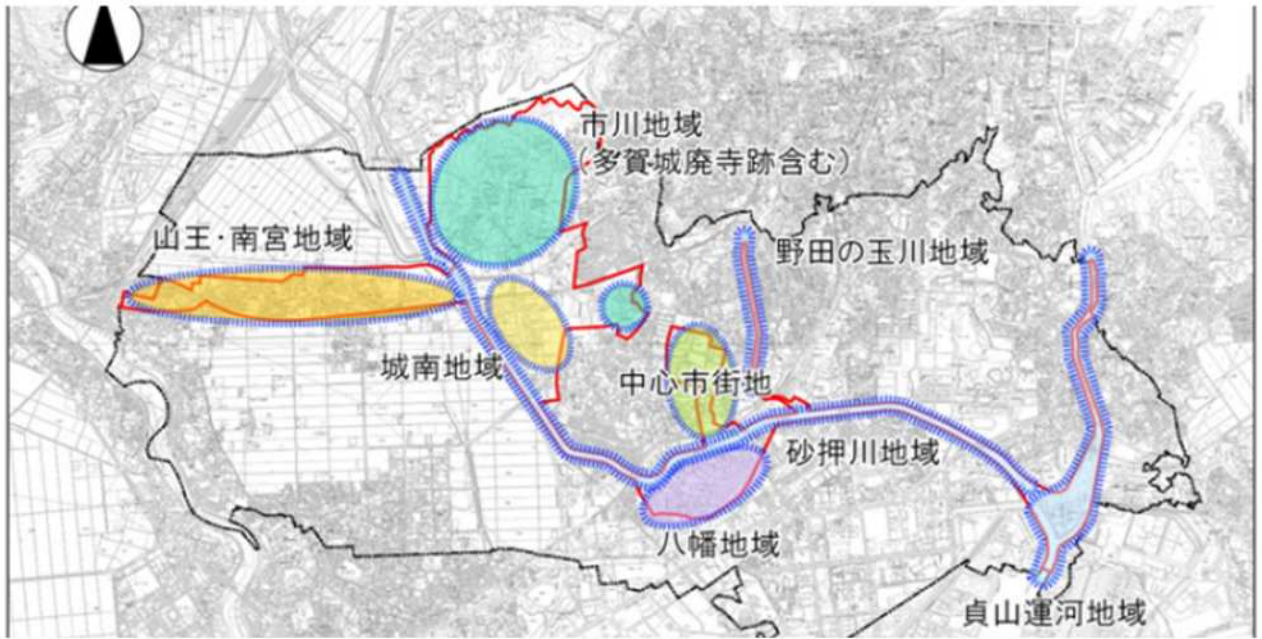


図15 景観重点計画区域

(歴史的風致維持向上計画における重点区域と多賀城駅を核とする中心市街地)

(3) 第二期多賀城市観光サイン整備基本計画(図16)

令和5年(2023年)6月において、本市を初めて訪れる方や外国人などの来訪者が、スマートフォン等のデジタル媒体を活用しつつ、市内各所に配置する観光サインを確認しながら目的地に向かうことができ、安心して市内を周遊できることを目的に、令和5年度から令和14年度までの10年間における整備の基本方針として、「情報はわかりやすく、見やすく伝える」、「リアル(現実空間)とデジタルとを結びつける」、「簡素なデザインを採用し、周辺環境に調和する観光サインとする」の3つをコンセプトに、景観やユニバーサルデザインに配慮した観光サインの整備を行うことなどを定めたものである。

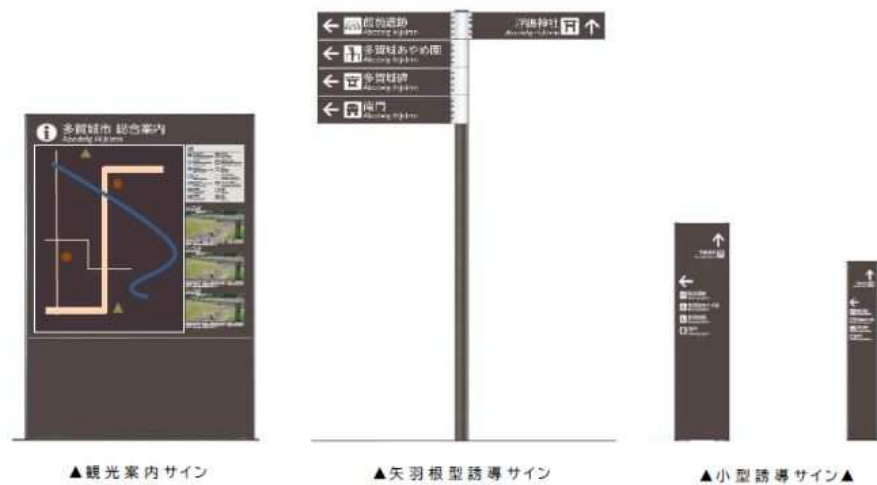


図16 観光サインのデザイン

(4) 多賀城市公共下水道(污水)事業(図17)

本市の生活衛生環境の向上を目的に、昭和49年度(1974年度)に多賀城市流域関連公共下水道事業計画が定められた。特別史跡多賀城跡の区域内は、平成14年度(2002年度)に多賀城第二の1処理分区及び2処理分区として、汚水処理の整備区域(9.5ha)として位置付けられ、平成16年度(2004年度)より計画的に一定程度整備(2,254m)は進められてはいるが、まだ未整備箇所(1,238m)が存在している。

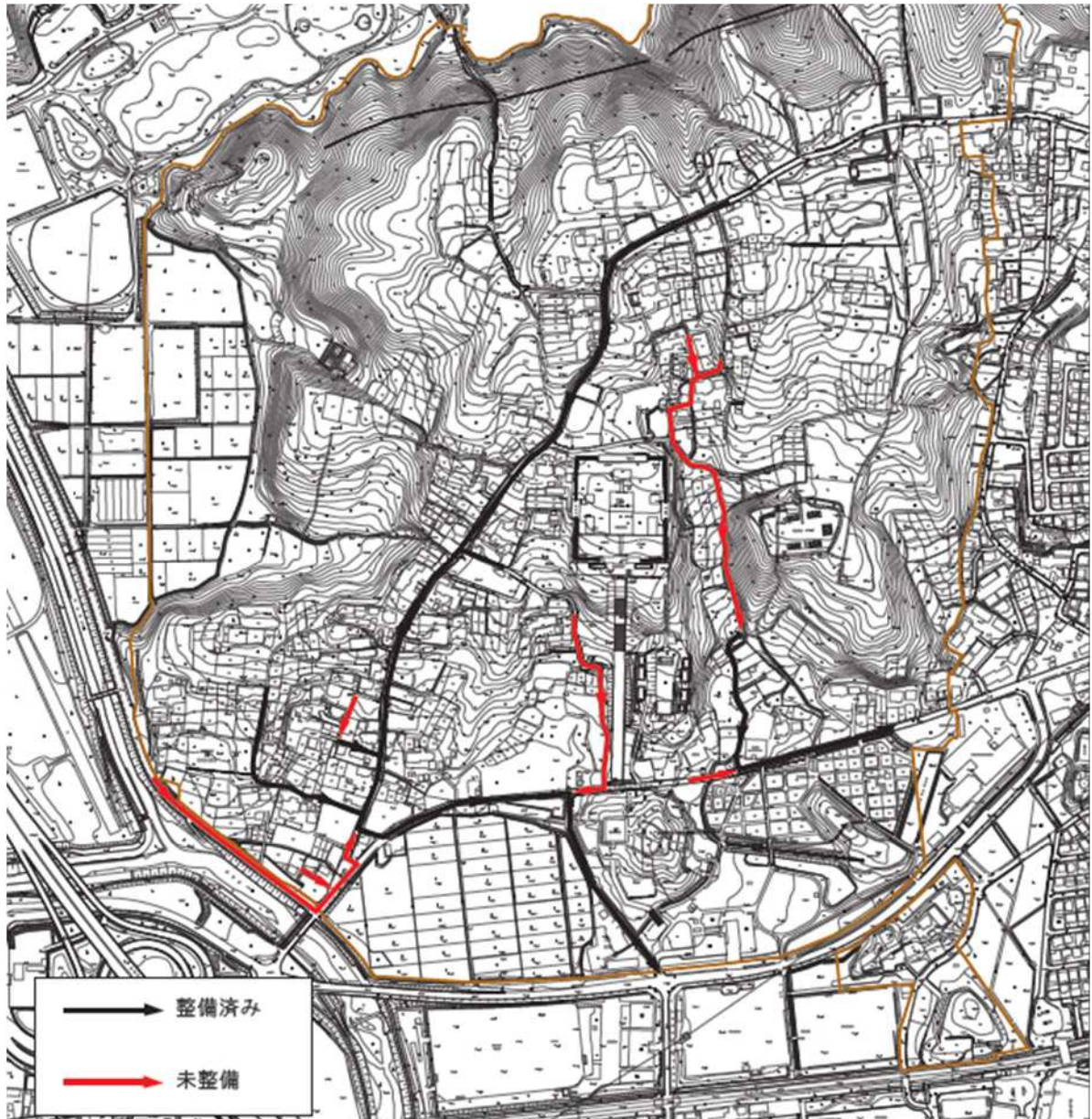


図17 特別史跡内の公共下水道(污水)事業整備状況

(5) 多賀城市中央公園整備事業(図18)

中央公園整備事業は、地域の自然、生活、文化、遺産等を基盤とし、そこでの体験・学習・スポーツ・レクリエーション等の諸活動を通して、地域間の交流または活性化を図り、「歴史と自然の拠点」とすることを基本方針に掲げている。平成5年度(1993年度)に基本計画を策定し、都市計画事業として事業認可を受けた。平成15年度(2003年度)には、国府多賀城駅の新設、東北歴史博物館の開館、城南土地区画整理事業などの周辺環境の変化を受け、事業計画の見直しを図っている。当初、事業認可期間は平成25年度までであったが、特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画策定、歴史的風致維持向上計画認定を契機に、これらとの整合性を図るため、平成32年度まで事業期間を延伸した。

現在までに、特別史跡区域内である公園の北側に「多賀城跡あやめ園」を開設し、南側の特別史跡区域外では、サッカー場・野球場の供用、古代の南北大路の表示と大路広場の設置を行っている。今後は、北側における史跡としての公園整備、南側における管理棟の建設等が予定されている。



図18 多賀城市中央公園整備事業計画図

(6) 特別史跡周辺の県道・市道等整備事業(図19)

特別史跡多賀城跡の区域内または区域に隣接する道路は、県道2路線・多賀城市道23路線・塩竈市道1路線・利府町道1路線の合計27路線があり、そのうち25路線は整備済み、2路線が一部暫定供用または一部未整備となっている。

これらの道路のうち、主要県道泉塩釜線(都市計画道路玉川岩切線)、市道名古屋層線、市道市川線にあっては、特別史跡多賀城跡にアクセスする重要な路線であり、都市計画道路多賀城跡仙台港線の未整備区間の整備が実現されれば、国際拠点港湾である仙台塩釜港(仙台港区)と直結され、さらなる

アクセス向上が期待される。

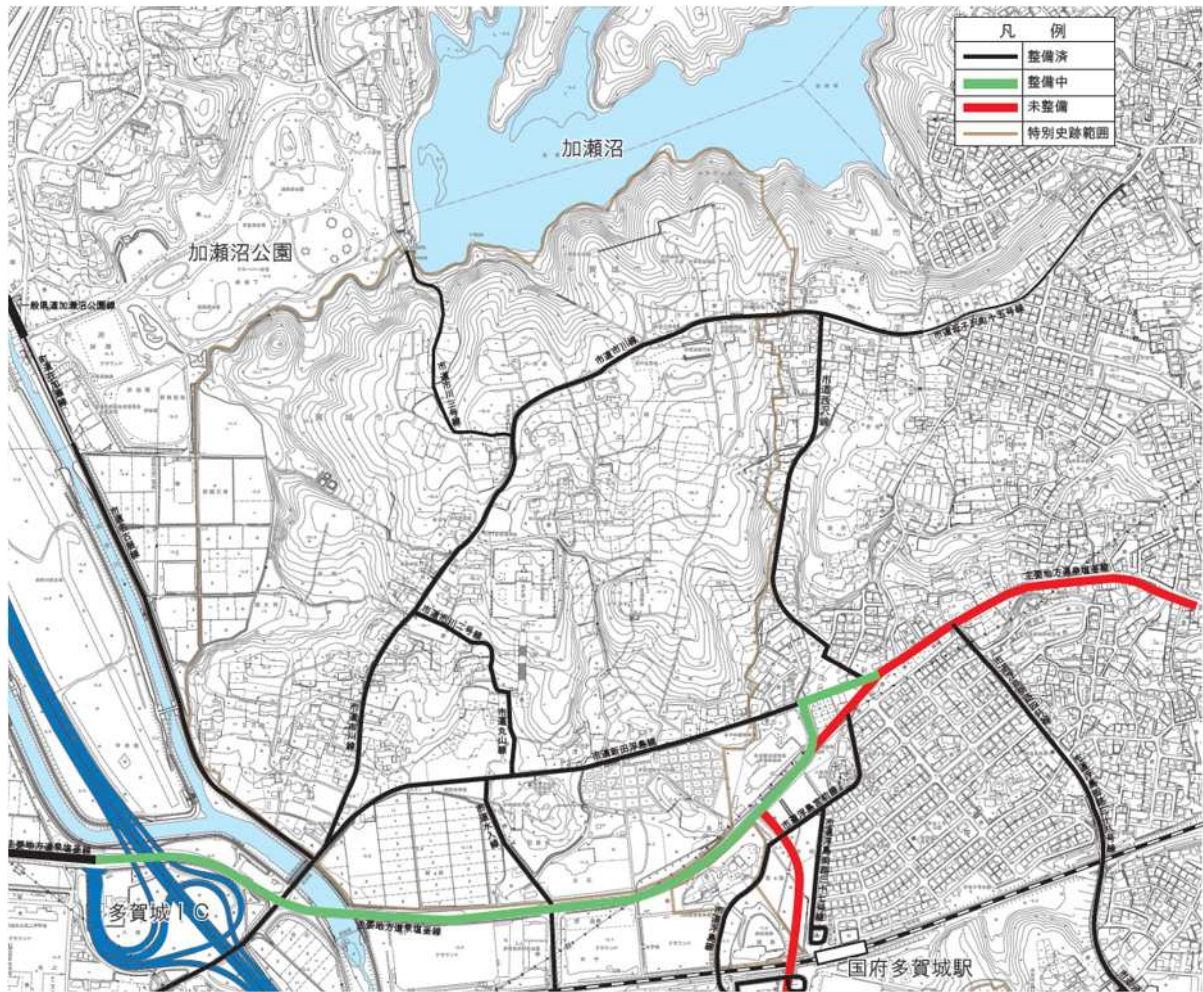


図19 特別史跡周辺の県道・市道等整備事業 整備状況

(7) 宮城県立都市公園加瀬沼公園整備事業(図 20)

特別史跡多賀城跡の北側にある加瀬沼の周辺104.3haの範囲は、宮城県立都市公園加瀬沼公園に指定されている。公園の範囲は利府町・塩竈市・多賀城市にまたがり、緑地環境保全地域である南部のA地区28.3haは、特別史跡多賀城跡の指定範囲と重なっている。史跡北側の低地であるE地区では、宮城県土木部門によってスポーツ・レクリエーション施設の整備が進められているが、A地区については宮城県文化財担当部門が整備を行うものとして、平成20年(2008年)度以降は公園整備事業の計画対象外とされている。



図20 加瀬沼公園概要(抜粋)

(8) みやぎ観光戦略プラン

地域が主役となる持続可能な観光地域づくりを通じた“ALL-round”な観光地の実現を基本理念に掲げ、コロナ禍を経て顕在化した課題への対応や、人口減少社会において、観光が地域を支える基幹産業として、県内総生産の維持や地域経済の活性化に寄与するために、県や市町村等の行政機関、観光事業者、住民、観光客などが一体となって、総参加による魅力あふれる観光地域づくりを推進するため、観光政策の基本計画として策定されている。

(9) 第三次多賀城市環境基本計画

令和3年(2021年)4月に、第三次計画として、国や県の環境基本計画や「気候変動適応法」と調和を取りつつ、多賀城市環境基本条例の基本理念に基づき、良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、未来の世代へより良い環境を引き継いでいくことを目的に策定された。

計画では、5つの基本目標を定め、基本目標5として史跡群と一体となって保全されてきた「自然共生社会」を次世代に引き継いでいくことを目指すとしている。

7 都市計画関係法令

(1) 都市計画法

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としている法律である。特別史跡多賀城跡附寺跡を構成する、「多賀城跡」及び「多賀城廃寺跡」は市街化調整区域として都市化のための土地利用に制限を施している。

(2) 都市公園法

都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とする法律で、都市公園の指定などについて定めている。昭和53年(1978年)8月に特別史跡多賀城跡附寺跡を構成する、「多賀城跡」の一部と「多賀城廃寺跡」、「館前遺跡」が都市公園「中央公園」として計画決定されている。

(3) 景観法

都市や農村漁村等における良好な景観の形成を促進するための総合的な法律である。この法律に基づいて本市は平成27年(2015年)4月に「景観計画」を定めている。

(4) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境(歴史的風致)の維持及び向上を図るため、文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣による歴史的風致維持向上基本方針の策定及び市町村が作成する歴史的風致維持向上計画の認定、その認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づく特別の措置、歴史的風致維持向上地区計画に関する都市計画の決定その他の措置を講ずることにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、もって都市の健全な発展及び文化の向上に寄与するための法律である。この法律に基づいて本市は平成23年(2011年)11月に「歴史的風致維持向上計画」を定めている。

(5) 屋外広告物法

良好な景観を形成し、風致を維持し、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物の表示および掲出する物件の設置や維持ならびに屋外広告業について必要な規制の基準を定めることを目的とした法律である。文化財保護法では、史跡等への屋外広告物の表示や掲出物件の設置を条例により禁止することができるものと定めている。

(6) 多賀城市都市公園条例

多賀城市の都市公園の設置や管理について必要な事項を定めている。都市公園内での禁止事項として、木竹の伐採、土石の類を採取し土地の形質の変更等を定めている。

(7) 宮城県屋外広告物条例

宮城県の屋外広告物に関して必要な事項を定め、都市公園区域のほか、文化財保護法、宮城県文化財保護条例、多賀城市文化財保護条例で指定された建造物や史跡名勝天然記念物等について、屋

外広告物の表示や掲出物件の設置を禁止することなどを定めている。

(8) 多賀城市環境基本条例

多賀城市の比類のない史跡や文化、四季の表情を彩る砂押川や加瀬沼に代表される自然の数々を有するふるさと「史都・多賀城」の基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、快適な環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めている。

第5節 計画の実施期間

計画期間は、令和8年(2026年)10月1日から令和18年(2036年)3月31日までとする。

本計画による取り組みは、地域や関係機関・団体の協力を得て連携しながら実施し、史跡の調査研究や整備事業の進展及び社会情勢の変化等に応じ、逐次改訂することとする。

第2章 多賀城市の概要

第1節 多賀城市の自然環境

1 位置と地形(図21・22)

特別史跡多賀城跡附寺跡が所在する多賀城市は、東北地方太平洋側の宮城県沿岸部中央付近に位置する。市の東側の一部は太平洋に面し、北西は加瀬沼を隔てて利府町、北東は塩竈市、東は七ヶ浜町、西から南にかけては仙台市とそれぞれ接しており、仙台市の中心部からは北東約10kmにある。総面積は19.69km²であり、隣接する七ヶ浜町、塩竈市に次いで県内では3番目に小さい自治体である。

多賀城跡が位置する地形特徴を把握するために、まず宮城県全体の地形について概観する(図19)。宮城県の西側、山形県との県境には、東北地方の脊梁である奥羽山脈が南北に連なっている。また、東側の海岸地帯には北に北上山地、南に阿武隈山地が位置し、これら二つの山地の間には仙台平野が広がっている。奥羽山脈と北上・阿武隈山地に挟まれた地域には、奥羽山脈に源を発する迫川・江合川・鳴瀬川・吉田川・七北田川・広瀬川・名取川によって開析された独立丘陵があり、これらを陸前丘陵と称している。また、陸前丘陵の海岸沿いには、各河川の沖積作用により形成された平野が分布している。

一方、多賀城跡の南西には広大な沖積平野が広がっている。この沖積平野は陸前丘陵の海岸線沿いに分布する沖積平野を合わせ仙台平野と総称されており、多賀城跡が所在する松島丘陵を境に、南側が仙南平野、北側が仙北平野に細分されている(仙南平野は一般に仙台平野を指す場合が多い。以後、仙南平野については仙台平野と記載する)。仙台平野は多賀城跡周辺が北端部であり、南は福島県浜通りにまで及んでいる。

市内の地形(図20)を見ると、中央を北西から南東に流れる二級河川砂押川が太平洋に注ぎ、この砂押川を境に左岸が丘陵地、右岸が沖積地に二分される。左岸の丘陵地は松島丘陵から派生した標高50mほどの低い丘陵で、多賀城跡や多賀城廃寺跡が所在している。右岸に形成された沖積地は仙台平野の北東端部に位置している。この沖積平野には、本市と仙台市境を流れ太平洋へ注ぐ七北田川や、砂押川に合流する勿来川が流れている。このうち七北田川は、仙台市の北端に近い泉ヶ岳を源とする二級河川で、本市に近い中流域では、

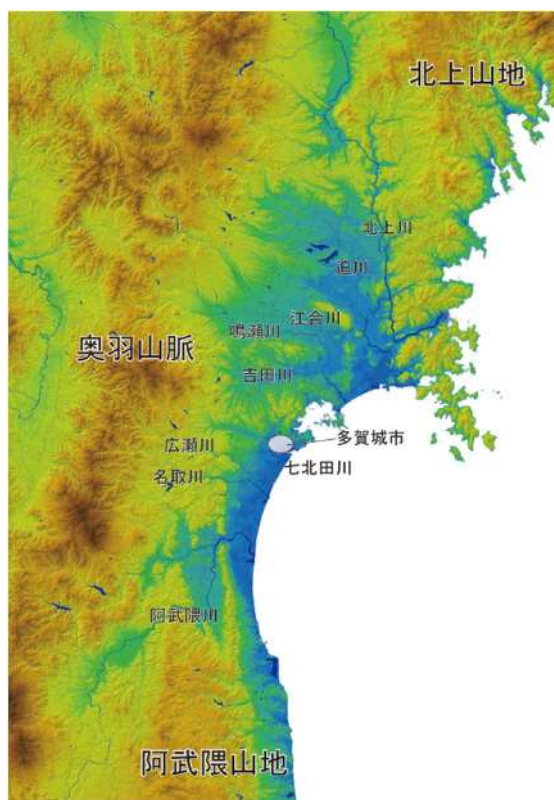


図 21 宮城県の地形図

かつて冠川・今市川などと呼ばれていた。現在は仙台市の蒲生で仙台湾に注いでいるが、発掘調査や地籍図の形状分布、航空写真等から、慶長年間の改修以前は、本市西部で東に流路を変えて砂押川と合流し、七ヶ浜町の湊浜へと流れていたと推測されている。砂押川は利府町菅谷を源とし、市の北部で利府町森郷を源とする勿来川と合流し、貞山運河を経て仙台港へと注いでいる。かつては流域ごとに市川・八幡川・田中川などと呼ばれていた。

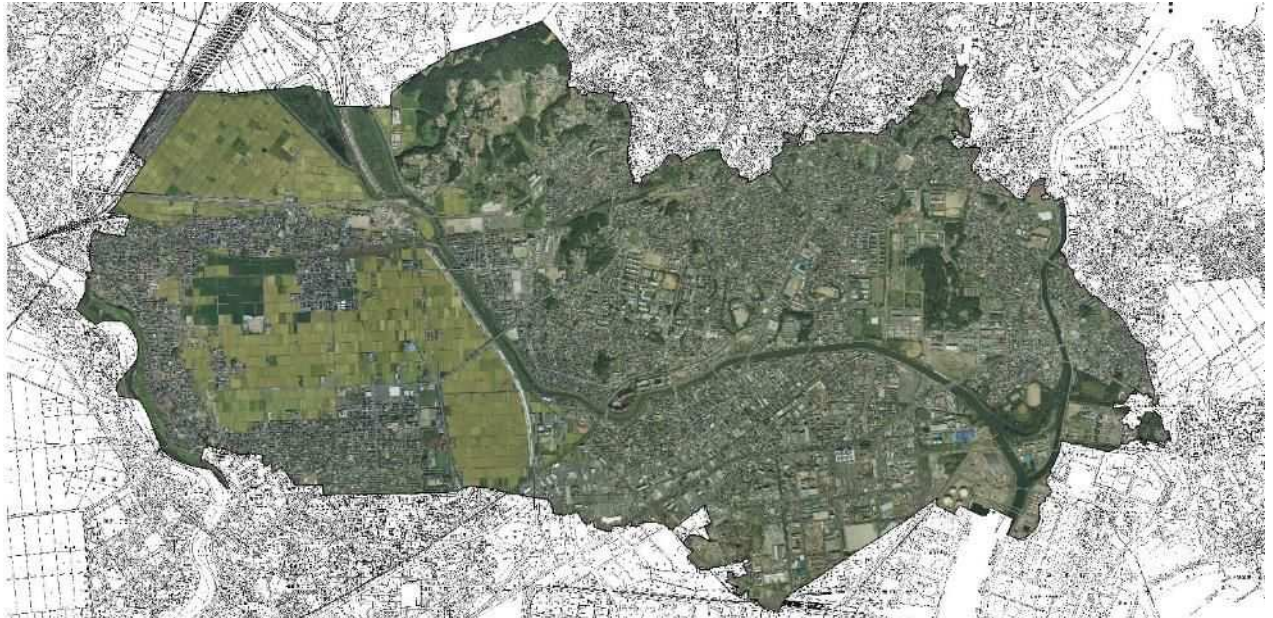
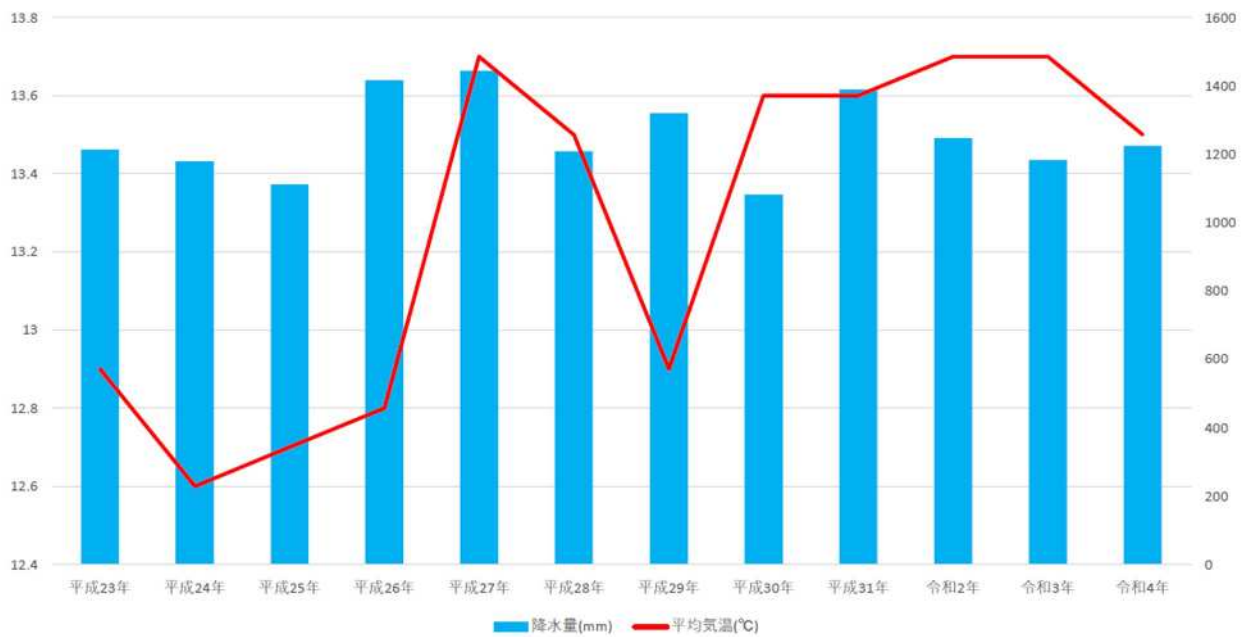


図22 多賀城市の航空写真

2 気候(表3)

平成23年(2011年)から令和4年(2022年)まで12年間における気象データの平均値(表5)によると、気温は13.3度、日照時間は1,963時間(1日平均5.4時間)、湿度は71%、降水量は1,251.8mm(月平均104mm)、最深積雪は14cm、最大瞬間風速は毎秒17.5mである。太平洋に近い本市は、やませ(夏季に吹く冷たく湿った偏東風)の影響を受けやすく、また、降雪量の多い奥羽山脈から離れているため、夏は涼しく冬は降雪量が少なく、年間を通じて寒暖差の比較的小さい海洋性気候である。

表3 過去12年間の気温と降水量の推移

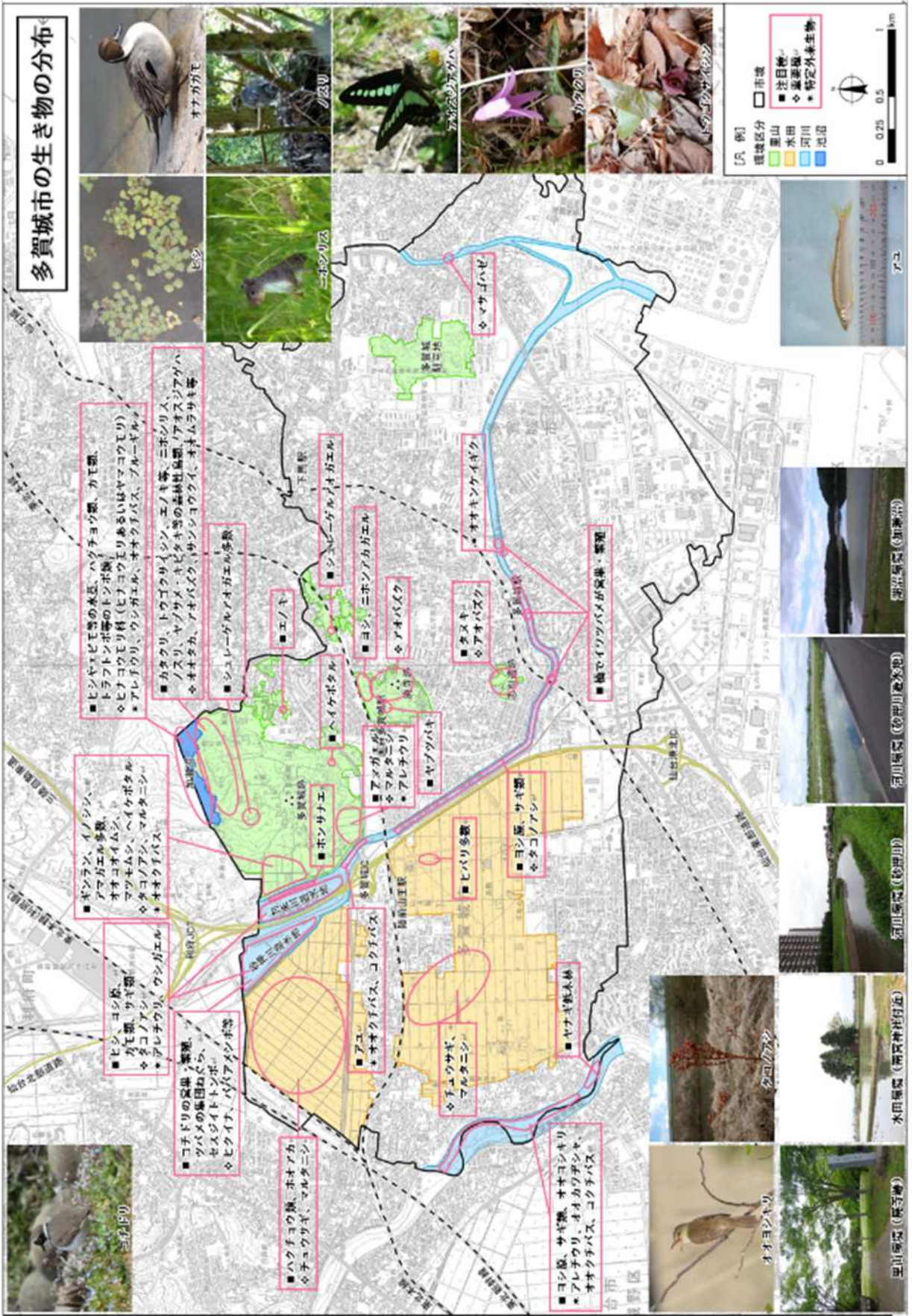


3 動植物

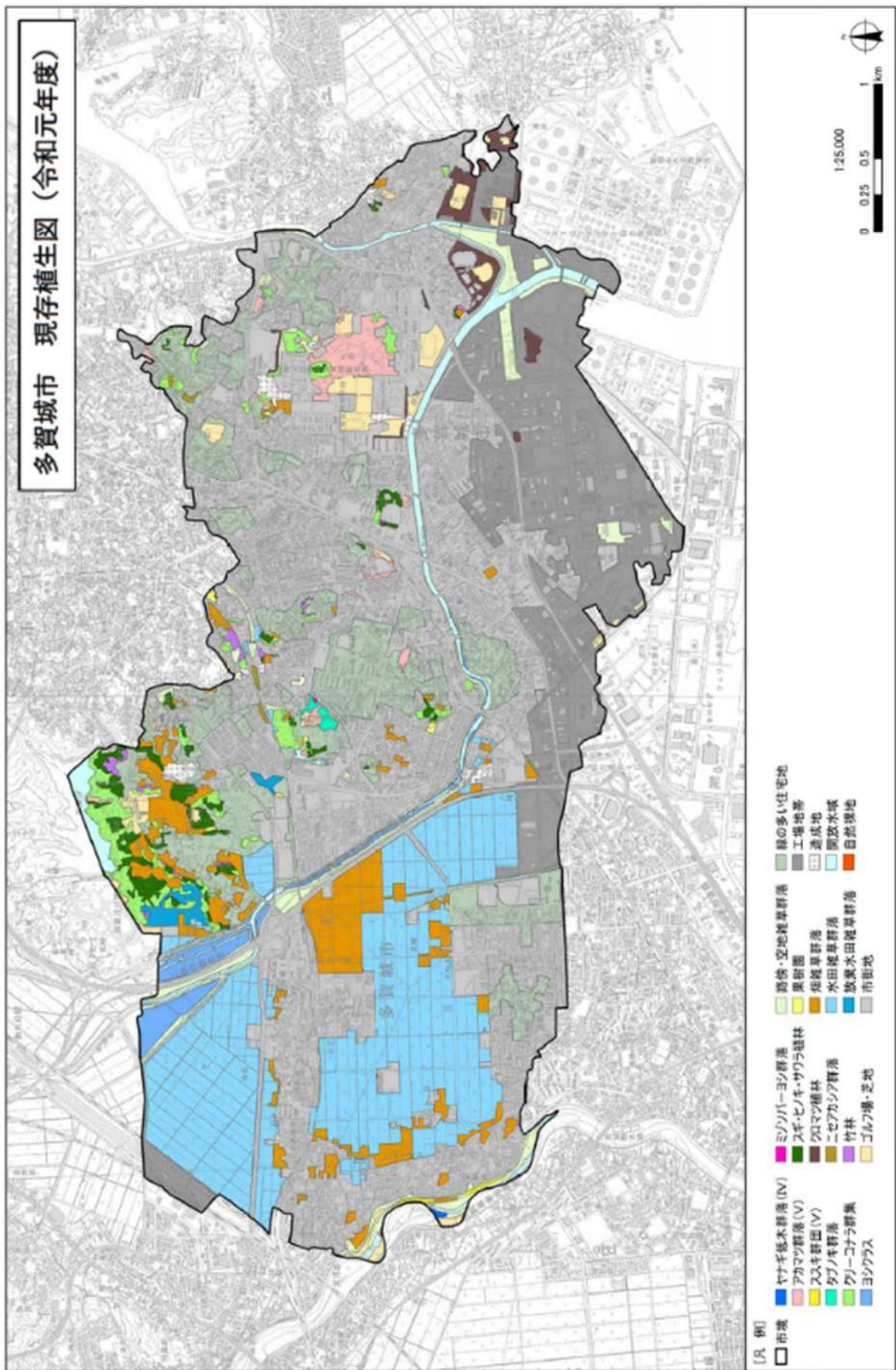
本市は、狭小な市域でありながらも豊かな自然に恵まれ、良好な環境が維持されている(図23・24)。北部を中心に緑豊かな樹林地などの環境が残存し、北部から西部にかけて加瀬沼、砂押川、七北田川とそれらに囲まれて位置する水田地帯など、良好な水辺環境も存在する。特に北部を中心に残存する緑豊かな環境は、多賀城跡などの史跡群と一体となって保全されてきたもので、本市を特徴づける歴史的風致を形成している。

また、河川や水田など北西部の水辺環境は、豊富な水生生物や水鳥の生息地となっている。七北田川や砂押川ではアユなどが、遊水池や水田地帯ではチュウサギやクイナなど水鳥の生息が確認されている。農林水産省が選定した「ため池100選」に指定されている本市北部の加瀬沼は、コイやフナなどの魚類が生息しているだけでなく、カモ、ガン、ハクチョウなどの渡り鳥の飛来地となっているほか、オオタカやカタクリなど希少な動植物の生息域となっている。

そのほか、史跡、加瀬沼周辺、陸上自衛隊多賀城駐屯地内などにあるまとまった樹林地では、キツネ、タヌキ、ホンドリス、ミミズク、アカゲラ、ホタル、オオムラサキなど様々な動物が観察され、豊かな自然環境が残されている。



第23図 生物の生息状況



第24図 植物の生息状況

第2節 社会的環境

1 市域の変遷

江戸時代から明治の初め、現在の市域には山王、南宮、高橋、市川、浮島、高崎、留ヶ谷、田中、八幡、笠神、大代の13の村があった。明治22年(1889年)にこれらが合併し、名称は多賀城にちなみ、多賀城村となった。その後、昭和26年(1951年)に町制、昭和46年(1971年)に市制を施行し現在に至っている。

2 人口動態

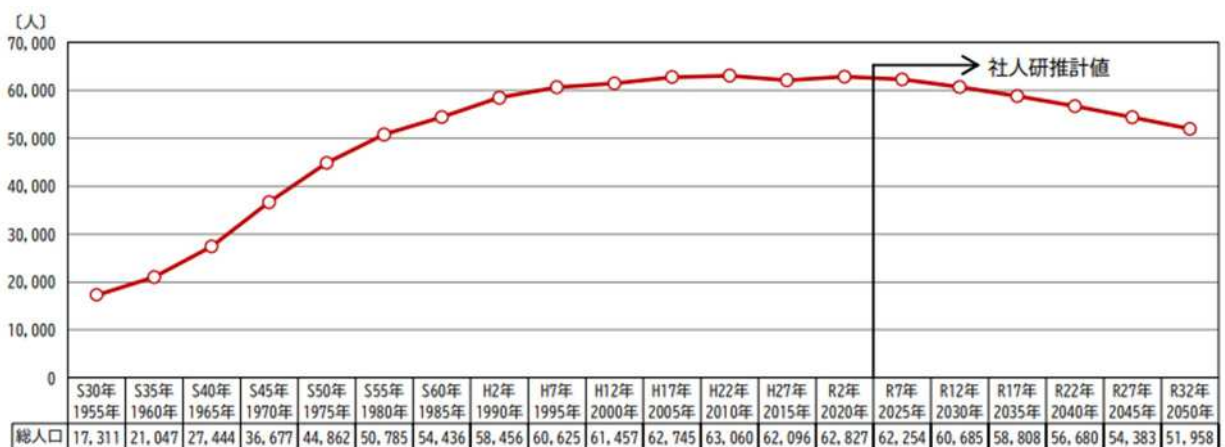
本市は、隣接する仙台市が戦災復興と高度経済成長を経て急激な人口増となったことを受け、昭和40年代以降、仙台市のベッドタウンとして人口が増加している。昭和50年代以降も宅地開発に伴い増加を続け、平成に入ってから増加傾向であったが、平成22年(2010年)以降は減少傾向となっている。現在、市の面積19.69km²に人口61,347人、世帯数28,649世帯(令和8年3月末現在)が生活し、東北地方で第1位の人口密度3,115人/km²(令和8年3月末現在)となっている。

一方、高齢化率は、令和7年3月末現在で26.1%である。宮城県内平均の29.7%(令和7年3月末現在)より低く、県内では5番目に低い市町村ではあるが、年々増加してきている。

本市の人口は、昭和30年(1955年)の17,311人から、ピークの平成22年(2010年)には63,030人と約3.6倍にまで増加したが、近年はほぼ横ばいで推移している。国立社会保障・人口問題研究所が令和5年に示した日本の地域別将来人口推計によると、令和7年(2025年)以降の本市の人口は減少し、令和32年(2050年)には51,958人と令和2年(2020年)の人口水準の約17%減となることが推測されている(表4)。

なお、本市の世帯数は、昭和30年の3,218世帯から、令和2年は約8.8倍の28,380世帯へと大きく増加し、一世帯当たりの人数は約5.4人から約2.2人に減少している。

表4 総人口の推移と将来推計(多賀城市人口ビジョンより)



※出典：令和2（2020）年までは国勢調査、令和7（2025）年以降は令和5年社人研推計値

3 産業

本市は、江戸時代以降仙台近郊に位置する農業地域として発展してきたが、昭和18年(1943年)に東北地方唯一の海軍工廠である多賀城海軍工廠により整備された市南東部の海岸に近い区域に、工業地帯が形成されてきた。昭和37年(1962年)には仙台湾地域が新産業都市建設促進法に基づく「新産業都市」の指定により製造業を中心とする立地が促進され、さらに、臨港地区として工業や物流、国際物流等の拠点が順次整備されるなど、港湾機能が強化されている。臨港地区に接する市の西部には、東日本大震災からの復興事業として津波復興拠点が整備され、新たな視点から本市の基幹産業である製造業を支えている。

産業別の構成では、生産額から算出される令和5年(2023年)度宮城県市町村民経済計算によると、第一次産業が約1.0%、第二次産業が18.6%、第三次産業が81.8%である。第三次保存管理計画を策定した平成23年では、第一次産業が3%、第二次産業が27%、第三次産業が70%であり、前回策定時と比較し、第一次産業割合が減少し、第二次及び三次産業割合が増加している傾向にある。

東日本大震災からの復興事業として、八幡一本柳地区に整備された、津波復興拠点の工業団地「さんみらい多賀城・復興団地」(10.4ha)には、今後の災害に備え、立地企業による災害時物資供給や操業継続支援が期待されている。

また、本市の農業は、基幹作物である米を中心に大豆等を組み合わせた生産性の高い土地利用型を目指し、地域の担い手への農地の集積や集約、ICT等を活用した新技術の導入など、効率的な生産体制の整備など、今後とも効率的かつ持続可能な農業経営の実現に向けた取り組みを進めている。

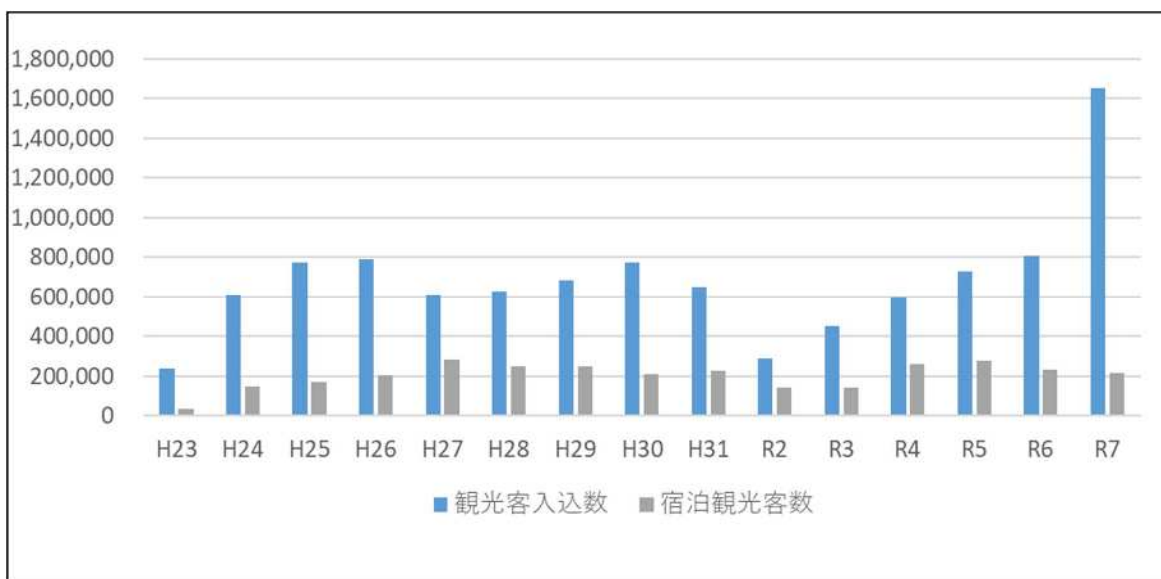
4 交通(図25)

本市の道路網は、市域の南東部に宮城県仙台市から太平洋沿岸部を隔て青森県青森市まで至る国道45号と、宮城県管理の主要地方道仙台・塩釜線等により構成されている。また、高速道路体系としては、東北太平洋沿岸部一帯を縦断する三陸縦貫自動車道が整備され、平成28年には多賀城インターチェンジが設置されている。さらに、多賀城跡仙台港線が令和3年(2021年)1月に開通し、国道45号から東北歴史博物館等へのアクセス性が向上している。

バス交通は、交通事業者と連携し、市の西部と東部にそれぞれバス運行を実施しているほか、本市と仙台市を繋ぐバスや塩竈市の「NEWしおなびバス」、七ヶ浜町の「町民バスぐるりんこ」が地域間を循環し、広域交通ネットワークの整備が進んでいる。

鉄道網としては、市域の北部に東京都と岩手県を結ぶJR東北本線が、中央部には宮城県仙台市と石巻市を結ぶJR仙石線が運行している。平成13年(2001年)9月にはJR東北本線に国府多賀城駅が開業するなど、本市の交通骨格網を形成し、日々の市民等の交通行動に寄与している。

表5 観光客入込数



	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
観光客入込数	236,062	612,644	773,833	790,779	612,049	629,588	683,622	773,288
宿泊観光客数	37,990	145,655	172,931	205,952	282,718	252,661	251,032	210,979

	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
観光客入込数	651,089	291,130	453,613	596,667	728,490	807,282	1,652,905
宿泊観光客数	227,622	143,273	141,059	263,979	278,193	234,219	217,814

注)表5の令和7年観光客入込者数については多賀城創建1300年の節目を迎え本市の文化観光を新たに振興する意図から、多賀城駅北ビルA棟を観光客入込地点として追加したため、令和6年から大きく増加している。

第3節 多賀城市の歴史的環境

市内には、特別史跡指定地を含めて40か所を超える遺跡が所在する(第1章第4図)。西側の沖積地から丘陵部の西端にかけては、新田・山王・市川橋・西沢遺跡など、市内でも有数の規模をもつ遺跡が隣接して分布する。これらの遺跡で発見された遺構や遺物には古代多賀城と密接に関わるものが多く、この時期に限って見れば一連の遺跡群と捉えることができる。一方、南東部には海岸線沿いの浜堤上に八幡沖遺跡、浜堤から丘陵にかけては大代貝塚や大代横穴墓群、柏木遺跡などが所在する。以下、本市の歴史を時代ごとに記載する。

1 縄文時代・弥生時代(3世紀)

本市の歴史は縄文時代前期(約6,800年前)までさかのぼる。近隣の松島湾沿岸には多数の大規模

な貝塚が確認されているが、沿岸部から若干内陸に位置する本市では少ない。市北部の丘陵地には前・中期の五万崎遺跡や金堀貝塚(写真1)、海岸部に近い市東部には晩期の大代貝塚や柏木遺跡などがある。そのほかの発掘調査でも、点数は少ないものの縄文時代の土器や石器などが出土しており、市西部の沖積地に所在する新田遺跡で土坑等を確認している。

弥生時代の代表的な遺跡としては、大代地区にある柵形囲貝塚があり、底部に稲粃の圧痕が付いた粃圧痕土器(写真2)が発見されたことで著名である。この土器の発見により、東北地方にも水稲農耕を特色とした弥生文化が伝わり、稲作が行われていたことが明らかとなった。また、多賀城跡内の五万崎遺跡で石包丁が、山王・市川橋遺跡の沖積地では弥生時代中期(今から約2,100年前)以前の水田跡や中期の遺物包含層などが発見されており、本市においても弥生時代に水田稲作が行われていたことが明らかになっている。

なお、多賀城南面に所在する独立丘陵上(市川橋遺跡大臣宮地区)で槍先形尖頭器と見られる石器も出土しているが、出土層位が不明であり、縄文時代草創期以前の歴史は不明である。



写真1 金堀貝塚近景



写真2 柵形囲貝塚出土粃圧痕土器(レプリカ)

2 古墳時代(4～7世紀)

前期は、多賀城市西部の七北田川や砂押川によって形成された微高地上に立地する山王遺跡で竪穴建物跡による集落が確認されているほか、市川橋・山王・新田の各遺跡で低湿地部分の一部に水田が営まれていたことが判明している(写真3)。丘陵部にある多賀城廃寺跡では竪穴建物跡、多賀城跡五万崎地区では方形周溝墓が発見されている。

中期になると、山王・市川橋遺跡の八幡・伏石地区で、堀と大溝で囲まれた集落が形成される。竪穴建物跡の中には鉄滓が出土する鍛冶工房(写真4)もあり、東北地方で確認された同時期の集落では、最も早く鉄器製作が行われていたことが確認されている。さらに続縄文土器や黒曜石でつくった石器などの北海道系遺物が発見され、これらの遺物は、北方の人々が古墳文化の人々と交易を行っていたことが示されている。

後期においては、山王・市川橋遺跡の八幡・伏石地区では溝や材木堀で区画された100棟以上の竪穴建物による集落が発見されており、地方豪族が居住した拠点集落と考えられる。集落内を流れる7世

紀前半から中頃の河川跡からは、農具・漁労具など数多くの生活道具とともに仏具の木製柄香炉(写真5)が出土しており、中央政権と密接に関わる集落があったことが判明している。また、近年では、市中央部の八幡館跡で6世紀末から7世紀前半頃の竪穴建物跡、高崎古墳群で6世紀末から7世紀前半頃の須恵器窯跡、高崎遺跡でも7世紀前半の須恵器窯跡(写真6)が確認されている。大規模な集落が形成されていた平地以外にも、集落や生産域が広がっていた可能性を示唆するもので、多賀城創建前の様子を知るうえで貴重な成果となっている。

墳墓については、中期の高塚古墳とされている高崎古墳群(丸山岡古墳群)や後期の群集墳の一部と考えられる稲荷殿古墳(写真7)、後期～終末期の大代横穴墓群(写真8)や田屋場横穴墓群などの横穴墓群があり、地方豪族の墓であったと推測される。



写真3 古墳時代の水田跡(新田遺跡)



写真4 中期の竪穴建物跡(鍛冶工房)



写真5 木製柄香炉(山王)



写真6 7世紀の須恵器窯跡



写真7 稲荷田古墳



写真8 大代横穴墓群

3 奈良・平安時代(8～11世紀)

古代国家は、645年の乙巳の変に端を発する大化改新以降、律令国家の形成を目指すなかで、地方行政組織として国や評を全国に設置する。陸奥国の成立は7世紀半ば頃とされるが、当時の国家の北限は仙台平野から大崎地方で、それより北の地域は国家が蝦夷(えみし)と呼ぶ人々が居住する地であった。このため、北方における様々な政策を遂行するうえで、東北地方中部以北に設けられた国・評等の施設は蝦夷との軋轢に備えて外周りを区画施設で囲む城柵の形態をとった。仙台市太白区郡山に所在する郡山遺跡には、7世紀末頃には多賀城に先行する陸奥国府(郡山遺跡Ⅱ期官衙)が置かれたと考えられている。(図26)

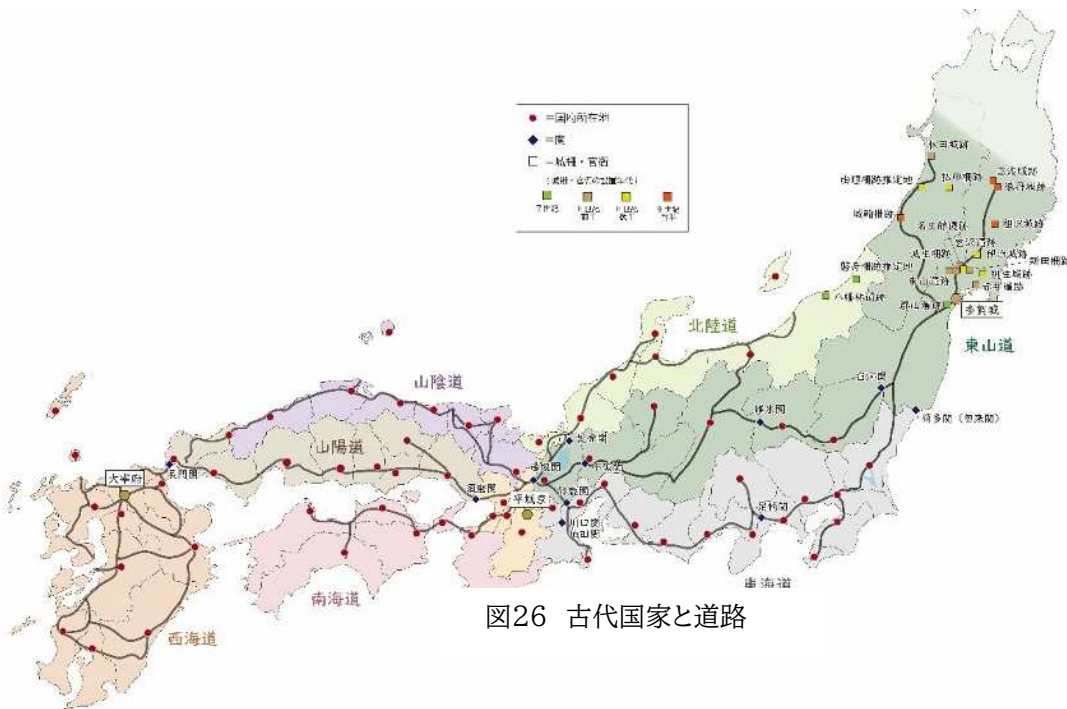


図26 古代国家と道路

ア 多賀城跡

多賀城跡は、郡山遺跡Ⅱ期官衙から移転した奈良・平安時代の陸奥国府であり、奈良時代には養老6年(722年)頃に新設された鎮守府(ちんじゅふ)が併せ置かれた城柵跡である。加えて、国司の上位に陸奥・出羽両国を監察する陸奥按察使(むつあぜち)も置くなど、奥羽両国の支配と蝦夷政策を進める中枢、最重要拠点の陸奥国府兼鎮守府として機能した。しかしながら、多賀城創建の記事は六国史をはじめ文献史料には一切なく、多賀城碑(写真9)に、神亀元年(724年)の大野東人による創建と、天平宝字6年(762年)の藤原朝彥による改修が記されているのみである。

近年の研究によって、多賀城の創建は養老4年の大崎



図 27 陸奥国内の郡

地方を中心とする蝦夷の大規模な反乱が契機とされている。反乱は律令国家が東北北部への進出を図るなかで蝦夷との軋轢により生じたもので、その鎮圧後に律令国家は東北地方全体の政策を見直し、様々な改革を実施した。

改革は、陸奥国から分割していた石城・石背両国の再併合や按察使の所管替えによる出羽国の管轄といった地域再編(基盤の拡大)、中央納付税を陸奥国の収入とする税制・財政改革(財源の確保)、鎮兵制の新設による軍事力の強化などからなる富国強兵策で、これらによって陸奥国は他の諸国とは異なり、石城・石背両国を合わせた広い南部の諸郡から、財政改革にもとづく豊かな財源のもとに、鎮兵制を加えた強力な軍事力で蝦夷政策を進める律令国家北端の国となった。そして、多賀城の創建もこうした改革の一環であり、新たな体制の拠点として郡山遺跡にあった国府を移すとともに、新設した鎮兵制を統括する鎮守府を併置した陸奥国府兼鎮守府として創建されたと考えられている。(図27)

文献上で「多賀城(柵)」は9例確認できる(表6①～⑨)。初見は『続日本紀』天平9年(737年)4月の「多賀柵」で、都から派遣された持節大使の藤原麻呂のもとで鎮守将軍の大野東人が実施した多賀柵と出羽柵(のちの秋田城)を結ぶ陸奥－出羽直路の開削と雄勝城(秋田県)の造営に関する記事である。結果として直路は全通せず、雄勝城の造営できなかつたが、2月25日に本営の多賀柵を発した東人が賀美郡から「比羅保許山」(山形・秋田の県境)までの新道160里(84.2km)を開削したと報告されている。

その後、「多賀城(柵)」はしばらく見えず、陸奥国は聖武天皇を中心とする政府が諸国国分寺・国分尼寺の造営、東大寺大仏の造立などの鎮護国家政策を進めるのとともに歩んだ。陸奥国分寺・国分尼寺の造営が進められる一方で、天平勝宝元年(749年)には陸奥守百濟王敬福が小田郡で産出した金を献上し、東大寺大仏の鍍金に貢献している。しかし、天平宝字元年(757年)の橘奈良麻呂の変をへて藤原仲麻呂が政権を掌握すると、仲麻呂は陸奥・出羽国の領域を積極的に北に広げる政策を進める。

奈良麻呂は変の直後に仲麻呂は第4子の朝獯を陸奥守とし、さらに陸奥按察使兼鎮守将軍に任じて桃生城(石巻市)と雄勝城を造営し、秋田城への交通路も整備させた。多賀城碑や発掘調査の成果によると、朝獯は多賀城と秋田城も改修し、天平宝字6年に多賀城碑を建てて帰京する。その後、仲麻呂父子は孝謙上皇と道鏡との政争に敗れて滅亡するが、重祚した上皇(称徳天皇)は仲麻呂の政策を引き継ぎ、神護景雲元年(767年)に伊治城(栗原市)を造営した。

しかし、このあいつぐ北進に蝦夷は反発し、軍事的な緊張が高まる。光仁天皇即位後の宝亀5年(774年)に蝦夷が桃生城を襲撃すると、陸奥国も征討を開始し、のちに三十八年戦争と呼ばれる戦乱の時代を迎える。そうしたなかで『続日本紀』宝亀11年(780年)3月の伊治公皆麻呂の乱の記事に「多賀城」が初見する。

この記事は、覚鱉城(宮城・岩手の県境付近)の造営のため、伊治城に駐屯した陸奥按察使の紀広純を皆麻呂が殺害した事件を契機とした蝦夷の大反乱で多賀城が炎上に至るものである。按察使殺害後、国府と明記された多賀城では城下の民衆が城内に籠城したが、指揮官の陸奥介が逃亡によって民

衆も逃げ去り、空城となったところに蝦夷が来襲して府庫の物品を略奪、放火したとみえる。なお、この火災の痕跡は政庁跡や多賀城南門など外郭施設の門跡、城前地区官衙などの発掘調査で確認されており、史実として裏付けられるとともに被害の大きさが知られる。

これに対し光仁天皇はただちに征討軍を派遣し、多賀城を復旧する一方で戦争を実施する。これ以降は奥羽両国を越えた国家的な動員による戦争に発展し、続く桓武天皇も3次にわたる大規模な征討を行った。しかし、光仁朝の征討は反乱の失地回復にとどまり、桓武朝の第1次征討では胆沢地方に進軍したが蝦夷の族長の阿弭流為に敗北する。第2次以降は坂上田村麻呂を起用し、延暦20年(801年)の第3次征討で胆沢・志波地域が制圧された。

このうち、光仁朝の征討や桓武朝の第1次征討では、兵員や物資を多賀城に動員したのが『続日本紀』にみえる。第2・3次征討については『続日本紀』に続く六国史の『日本後紀』に欠巻が多いため不明だが、同様とみられる。炎上を含めて文献に「多賀城」が最も見える時期であり、多賀城は国府兼鎮守府にして征討軍の拠点、本営として機能していた。

桓武天皇は引き続き第4次征討を計画するが、征討が平安京の造営と一緒に行われていたこともあり、民衆をはじめ国力の疲弊は明らかであった。このため延暦24年(805年)に御前で開かれた徳政相論を経て、天皇は征夷と造都を中止する。以後は、東北・関東地方の諸国を中心とする疲弊への対策や陸奥国の軍備縮小、戦後の体制整備などの後始末が行われた。

その過程では、胆沢・志波地方への領域拡大を踏まえて、鎮守府が大同3年(808年)までに胆沢城(岩手県奥州市)に移され、多賀城には国府の機能のみ残された(図27)。また、北辺の志波地方の安定させるため、弘仁2年(811年)に文室綿麻呂が同地方外縁の征討を実施し、その成果をもって三十八年戦争の終結を宣言した。一方、軍備の縮小は漸次的に行われ、最終的には弘仁6年に鎮兵制を廃止して健士制を採用し、戦後の軍備が固められる。このとき、多賀城には軍団兵士と健士からなる総数1500人の常備兵のうち軍団兵士500人が配備された。戦後も拠点としての役割を担ったことが知られる。

その後、「多賀城」は『続日本後紀』承和6年(839年)の奥郡騒擾の記事に見えるのみである。鳴子火山の噴火や栗原郡に蟠踞する俘囚への恐れから生じた賀美・玉造郡を中心とした民衆の騒動・逃亡の記事で、非常事態に備えて多賀城に援兵が送られている。

ところで、この記事をもって「多賀城」は文献から姿を消すが、『日本三代実録』貞観11年(869年)の大地震と大津波に関する記事の「城郭」・「城下」が多賀城を指すとみられる。当時の陸奥国において、津波の被害に遭う沿岸部の城柵が他にはないため、地震で城郭、倉庫、門、櫓、垣や壁などが崩れ落ち、城下に押し寄せた津波による溺死者が1,000人に達したと記されている。後述する政庁跡の発掘調査における9世紀中葉頃の改修とも年代的に矛盾しない。

このほか、承平年間(931年～938年)成立の『和名類聚抄』では、陸奥国府が宮城郡にあることがみえる。同郡には多賀城以外に城柵があった形跡はなく、発掘調査による多賀城の終末も11世紀前半頃であることから、これも多賀城にあたと考えられる。

「多賀城(柵)」に関する記録は以上だが、古代の文献では諸国の国府や国司による官司機構は単に「○○国」と記すのが一般的である。この点は陸奥国も基本的に同様だが、ほかに「多賀城(柵)」という城柵名で示す場合があるのは特異である。また、貞観地震・津波の記事を除けば蝦夷政策上の軍事関係の記事で使われているのが特徴で、諸国とは異なる蝦夷政策を持つ陸奥国府が外郭施設を持つ城柵として強く意識されていたことがうかがえる。

なお、『台記』康治2年(1143年)の記事には「陸奥多賀国府」の記載があり、国府の呼称の変化が確認できる。多賀国府については後述するが、その所在地は多賀城とする説や七北田川流域の仙台市岩切から多賀城市西部とする説などの諸説がある。



写真9 国宝多賀城碑

表6 蝦夷への軍事行動等一覧

年代	目的	契機など	征討使長官	現地長官	多賀城との関連および備考
和銅2年 (709)	征夷	出羽郡設置など	陸奥鎮東将軍 巨勢麻呂		征夷の主体は越後(出羽)
養老4年 (720)	征夷	蝦夷反乱 陸奥按察使殺害	持節征夷将軍 多治比県守		翌年から陸奥国を再編・改革 多賀・階上郡の設置 (仮り郡)
神亀元年 (724)	征夷	海道蝦夷反乱 陸奥大掾殺害	持節大使 藤原宇合	按察使兼鎮守将軍 大野東人 (多賀城碑)	多賀城創建 (多賀城碑)
天平9年 (737)	陸奥出羽直路開削 雄勝城造営		持節大使 藤原麻呂	陸奥按察使兼鎮守将軍 大野東人	本営= 多賀柵(城) ①
天平宝字4年 (760)	桃生・雄勝城造営		—	陸奥按察使兼鎮守将軍 藤原朝獮	同6年： 多賀城改修 (多賀城碑)
神護景雲元年 (767)	伊治城造営		—	陸奥按察使兼鎮守将軍 田中多太麻呂	
宝亀5年 (774)	征夷	海道蝦夷反乱 桃生城襲撃	—	陸奥按察使兼鎮守将軍 大伴駿河麻呂	三十八年戦争の開始
宝亀7・8年 (776～777)	征夷		—	陸奥按察使兼鎮守副将軍 紀広純	
宝亀11年 (780)	覚繁城造営		—	陸奥按察使兼鎮守副将軍 紀広純	伊治公告麻呂の乱： 多賀城炎上 ②
宝亀11年 (780)	征夷	伊治公告麻呂の乱 陸奥按察使殺害	持節征東大使 藤原小黑麻呂	陸奥按察使 藤原小黑麻呂	多賀城 に兵員・物資を動員③ 多賀城 の防備を強化④
延暦3年 (784)	征夷		持節征東大使 大伴家持	陸奥按察使兼鎮守将軍 大伴家持	征夷は未実施 翌年、 多賀・階上郡を真郡化

延暦8年 (789)	征夷	桓武天皇第1 次征討	征東大將軍 紀古佐美		多賀城に兵員・物資を動員⑤～⑦ 胆沢で阿弋流為に敗戦
延暦13年 (794)	征夷	桓武天皇第2 次征討	征夷大將軍 大伴弟麻呂		副將軍坂上田村麻呂が蝦夷を制圧
延暦20年 (801)	征夷	桓武天皇第3 次征討	征夷大將軍 坂上田村麻呂	陸奥按察使兼鎮守將 軍 坂上田村麻呂	坂上田村麻呂が蝦夷を制圧。同21 年 に胆沢城、同21年に志波城を造 営
延暦23年 (804)	征夷	桓武天皇第4 次征討	征夷大將軍 坂上田村麻呂	陸奥按察使兼鎮守將 軍 坂上田村麻呂	未実施
弘仁2年 (811)	征夷		征夷將軍 文室綿麻呂	陸奥出羽按察使 文室綿麻呂	三十八年戦争終結。同6年の軍備 縮小で多賀城に兵士500人を配備 ⑧
承和6年 (839)	警備強化	奥郡騒擾・民 衆逃亡	—	陸奥守 良岑木連	多賀城に援兵を派遣⑨
貞観11年 (869)	—	大地震・大津 波民衆	—	陸奥守 良岑経世	城郭の倉庫、門、櫓など倒壊 城下に大津波襲来

イ 多賀城廃寺跡、館前遺跡、柏木遺跡、山王遺跡千刈田地区

多賀城の付属寺院である多賀城廃寺は文献上に記載はなく、正式な名称も定かではない。廃寺跡がみえるもっとも古い文献は、延享2年(1745年)の『塩竈社記』で、多賀城跡東側の高崎に古い大社があり、多数の礎石と堂塔の跡が現存すること、この大社が多賀神社の跡であることが記載されている。

また、安永3年(1774年)の「風土記御用書出」には、「塔之越原 右ハ多賀城之節柵内ニ御座候由申伝候事」とあり、多賀城の時代の寺院であることが集落内で理解されていたのが知られる。

なお、多賀城城南面に所在する山王遺跡から、仏教行事の万燈会に使用された灯明皿とともに、「観音寺」と墨書された土師器が出土しており、多賀城廃寺の名称との関連が示唆されている。

一方、国司館と推定される館前遺跡、官営の製鉄遺跡の柏木遺跡、国守館と推定される山王遺跡千刈田地区については、それぞれ発掘調査の成果以外に関連資料はない。

8世紀後半以降、多賀城の南面には全国的にも貴重な方格地割によるまち並みが形成されており(図28)、山王遺跡千刈田地区は地割内、館前遺跡は多賀城廃寺とともにまち並みの周縁に所在する。

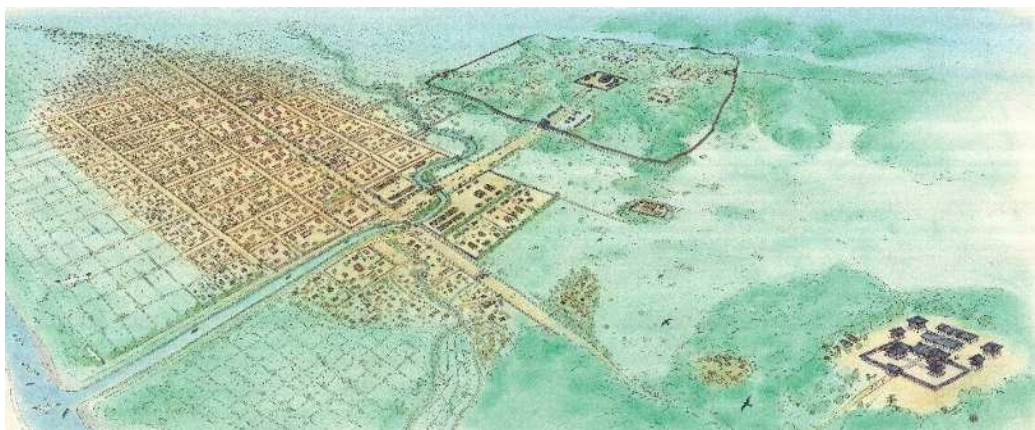


図28 多賀城城下のまち並鳥瞰イメージ図(早川和子作)

ウ 多賀城に関連する人物

(ア) 大野東人(?～742年)

奈良時代前半に活躍した大野東人は、多賀城を創建した人物として多賀城碑に刻まれている。文献上は和銅7年(714年)に騎兵を率いて新羅使を迎えた記事で、記録に初見する。多賀城碑によれば神亀元年(724年)に多賀城が創建されるが、この年には海道(太平洋沿岸)の蝦夷が反乱を起こし、藤原宇合を持節大使とする征討軍が派遣されて鎮圧にあたった。その中に征討軍に東人の名は見えないが、のちに征討使とともに叙勲されており、鎮守将軍など陸奥国の要職にあつたとみられる。天平9年(737年)には、按察使兼鎮守将軍として多賀城(柵)を拠点に雄勝村(秋田県)に城柵を築き、多賀柵一出羽柵間の道路の開削を試みている。その後帰京した東人は参議となり、天平12年(740年)の藤原広嗣の乱では大將軍として九州に向かい鎮圧している。

東人は東北経営に積極的に取り組んだ、東北古代史上重要な人物の一人といえる。

(イ) 百済王敬福(697年～766年)

百済王敬福は、渡来氏系民族である百済王一族の子孫で、天平10年(738年)に陸奥介として文献に現れる。同21年には陸奥守として陸奥國小田郡(宮城県涌谷町黄金山神社周辺)で算出した黄金を献上し、東大寺大仏の塗金に貢献した。これによって当時陸奥守であった敬福は異例の出世を遂げ、橘奈良麻呂の乱や藤原仲麻呂(恵美押勝)の乱でも活躍している。

(ウ) 藤原朝獺(?～764年)

藤原朝獺は多賀城を大規模に改修し、多賀城碑を建てた人物である。奈良時代半ばに政権を握った藤原仲麻呂(恵美押勝)の第四子で、橘奈良麻呂の乱後の天平宝字元年(757年)に陸奥守となる。さらに、按察使兼鎮守将軍に任じて積極的に蝦夷政策を進め、海道の拠点として桃生城を造営、かつて大野東人が果たせなかった出羽国の雄勝城造営や直路の整備も成し遂げた。

次いで、天平宝字4年(760年)正月、同年9月には、新羅使節の訪問に際し多賀城などを改修する一方で新羅使に対する外交官を勤め、その後は東海道節度使、仁部卿などの要職も歴任した。同6年には、三兄の久須麻呂らとともに参議となり、先に参議となっていた兄真先を含む親子四人が国政に関わる地位に就く。仲麻呂父子は権力の頂点を極めるが、道鏡を重用する孝謙上皇と対立し、同8年の武力衝突に至り仲麻呂及び一族が滅亡する。

多賀城碑に刻まれた「靺鞨国」の表記は、仲麻呂・朝獺が国際情勢への精通を示すとする見方がある。

(エ) 大伴家持(718年?～785年)

大伴家持は、軍事氏族名門の家柄で、万葉歌人としても著名である。天平17年(754年)の初見後に、越中守や兵部省の次官などを歴任する。宝亀11年(780年)の伊治公眈麻呂の乱に伴う多賀城の火災

と征討の後、延暦元年(782年)に按察使兼鎮守將軍として多賀城に赴任し、同3年には持節征東將軍に任じられた。翌4年には緊急事態に備えて仮の郡であった多賀・階上2郡を真郡にするなど、多賀城の復興と整備に力を注いだ。征討は実行されないまま同年8月に没した。

家持は『万葉集』に最も多くの歌を残した歌人でもあり、その編者とされている。文学史上の役割は計り知れず、その名を不朽のものとしている。

(オ) 坂上田村麻呂(758年～811年)

坂上田村麻呂は桓武天皇側近の武官で、平安時代初めの人物である。延暦13年(794年)に行われた最大規模の征討の副將軍として初めて陸奥国に派遣されて活躍した。続いて、陸奥按察使・陸奥守・鎮守將軍の三官を兼任、さらに征夷大將軍に任命され、蝦夷戦争の最高責任者となる。延暦20年(801年)には胆沢・志波地域を征圧、同21年(802年)には胆沢城(奥州市)、翌年に志波城(盛岡市)を造営し、律令国家の支配領域が現在の岩手県域にまで広げた。

『日本後紀』の人物評には、人並み以上の勇力と将帥の器量を持ち、寛容で兵士の力をいかんなく発揮させたとみえる。また、鎌倉時代以降田村麻呂伝説によって「英雄」としてのイメージが広く浸透し、田村麻呂創建と伝える寺社が全国に分布するなど、その武勇はさまざまな形で受け継がれている。

4 中世(12～16世紀)

多賀城が終焉を迎えた11世紀前半以降、陸奥国支配の拠点は「多賀国府」の名で存在し、陸奥守の代官である目代が留守所の長官＝留守職として在庁官人を指揮して国務を執り行っていた。文治5年(1189年)、奥州平泉の藤原氏を滅ぼした源頼朝は、鎌倉への帰途多賀国府に立ち寄り、地頭たちに奥州統治の基本方針を示した。翌建久元年(1190年)、頼朝は伊沢家景を陸奥国留守職に任じ、陸奥国の民事・行政にあたらせた。伊沢氏はのちに職名にちなんで留守氏を名乗り、所領として高用名を拝領した。

先に触れたが、多賀国府の所在地には多賀城説や、仙台市洞ノ口遺跡、多賀城市新田遺跡など七北田川(冠川)流域の仙台市岩切から多賀城市西部で発見されている中世の居館群の範囲に府庁の存在をみる説などがある。多賀城市西部の新田・山王・大日南遺跡では、溝や塀で方形に区画された屋敷群が発見されており(写真10)、国内産の施釉陶器や無釉陶器、中国産の青磁・白磁・天目茶碗など、当時的高级品が出土している。上級武士階級の屋敷とみられ、留守氏との関わりが指摘されている。多賀国府の所在地については、古代の多賀城と同じ場所という説や、七北田川流域の仙台市岩切から多賀城市西部にかけての地域を想定する説など諸説がある。

また、市域西側を流れる七北田川(冠川)では、物資輸送の「ひらたぶね」が航行し、河原では定期市が開かれ、一帯が中世多賀国府の経済活動の拠点となっていた。この河原は、彼岸念仏に代表される逆修供養の場でもあり、七北田川堤防付近に集められた南安楽寺古碑群が、当時の信仰を伝える。ほ

かにも市内最古の弘安7年(1284年)に建立された「弘安の碑」(写真11)や塩竈街道沿いの「伏石」をはじめとした板碑が各地区に残っている。

建武2年(1335年)、足利尊氏が後醍醐天皇に叛いて京都を制圧すると、義良親王(のちの後村上天皇)とともに多賀国府に赴任していた北畠顕家が鎮守府将軍に任ぜられ、留守氏や八幡氏など奥州の兵を引き率いて京都を奪還する。一方、顕家不在の奥州では足利方が勢力を盛り返し、顕家の帰国後も後醍醐方の勢力は回復しなかった。そして、南北朝双方による国府争奪戦のなか、北朝が優勢になり、奥州管領に任じられた斯波家兼が本拠地を大崎地方に移したのち、14世紀末には北朝による支配が確立する。多賀国府も貞治2年(1363年)伊賀盛光代光政着到状の「府中」の記載を最後とし、古代以来、陸奥国の中枢として機能した国府が歴史上から姿を消す。



写真10 中世の武士の屋敷(新田遺跡)



写真11 弘安の碑

5 近世

(1) 江戸時代における開発

慶長5年(1600年)の関ヶ原の戦いの後、陸奥国における伊達氏の所領が定まり、伊達政宗が仙台城の普請と城下町の建設を始めたが、新たな陸奥20郡の領地は旧領の半分にも満たず、野谷地や荒地が広がる土地であった。その開発は、領内の経済を安定させる第一歩であり、家臣に知行地を与えるためにも必須であった。

そのため、仙台藩では家臣の手による独特の領地開発事業が進められ、その開発に区切りを付けたのが、寛永17年(1640年)から実施された領内総検地である。この寛永検地をもとに仙台藩の村高をまとめた「正保郷帳」によれば、多賀城市域は耕地面積の85.8%が水田という、城下町近郊の典型的な水田地帯であり、その姿は近代まで変わることなく引き継がれていった。

この時代の本市域には13の村があり、それぞれの村には藩の直轄地である蔵入地と、相給知行という、複数の家臣の知行地があるのが一般的であった。市域に知行地を与えられた家臣のうち、在郷屋敷をもって居住していた家臣は13氏で、その中で最大の家臣は八幡に在所を拝領した準一家の天童氏であった。天童氏はもと出羽国天童城の城主で、奥州管領斯波氏の流れをくむ名門である。10代頼久(のち頼澄と改名)の時に最上氏と対立し、天正12年(1584年)に天童城が落城すると、宮城郡西部

を所領としていた国分氏を頼って奥州に移り、のち伊達政宗に仕えた。

頼澄の養嗣子重頼(留守政景の次男)が養嗣子として迎えたのが涌谷伊達家の次男で、頼長と名乗った。頼長は、多賀城跡の北に広がる加瀬沼に堤を築き、灌漑用のため池としたと伝えられている。この頼長が、後に寛文事件の中心人物となった伊達安芸宗重である。

八幡村に在郷屋敷を持った天童氏は、周囲に家臣団を住まわせていた。その様子は天和元年(1681年)作成の屋敷絵図(図29)に見ることができ、現在の八幡のまち割りが江戸時代と大きく変わらないことが知られる。また、慶長年間(1596年から1615年まで)の木曳堀に始まる貞山運河の開削は、万治年間(1658年～1660年まで)には本市東端部を通る御舟入堀に及んだ。これにより仙台北下への水運や、野谷地開発に伴い排水環境が向上する。藩政時代の初期には北上川などの大規模改修も施工されるなど、野谷地開発に重要な役割を果たす施策が実施された。

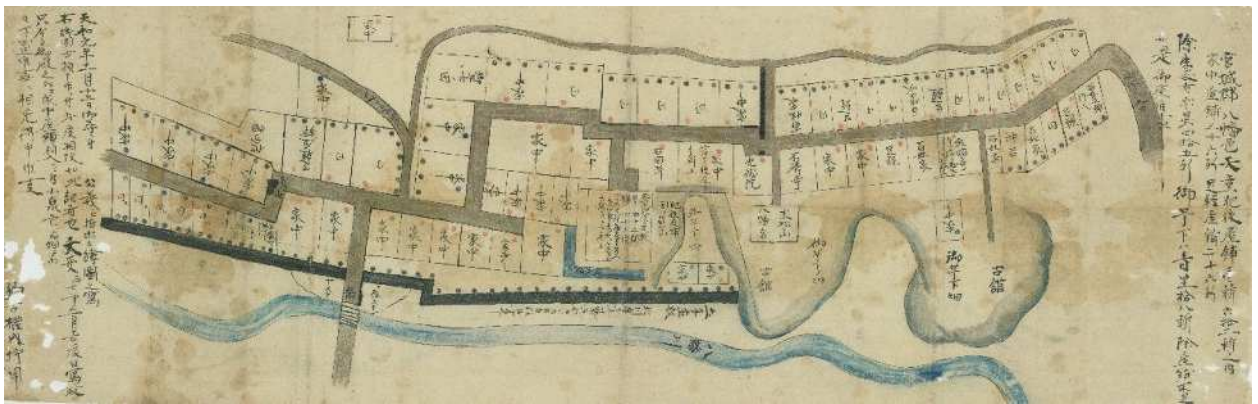


図29 宮城郡八幡邑天童氏屋敷ならびに家中・足軽屋敷絵図

(2) 塩竈街道と農村集落

塩竈街道(以後「街道」)は、江戸時代に国分町芭蕉の辻(仙台市)から南宮、市川を経て鹽竈神社(塩竈市)へと至る街道である。道程は5里程で、1日で往復できる距離であった。塩竈には仙台藩公認の遊郭があり、「ぬけ参り」と称し遊興する人々も見られた。当地で謡われている塩釜甚句という民謡には、「塩竈でるときや大手ン振りよ 総社宮からアリャ胸勘定」と遊興から仙台へ帰る一節があり、俗に「うかれ道」とも呼ばれていた。また、街道周辺には壺碑・多賀城跡・末の松山・興井・野田の玉川・おもわくの橋・浮島といった名所旧跡が多数分布することが江戸時代から認識されており、当時の旅行案内書にも紹介されるなど、観光の道としても知られていた。松尾芭蕉を始め、多くの文人墨客がこの街道を往来している。

街道は、現在も南宮から市川にかけて当時と変わらぬ位置を留めており、沿線には板倉が点在している(写真12)。古くは江戸時代末期から大正時代にかけて建築されたもので、火災から家財や穀物の類焼を防ぐために、母屋から離れた場所に建てられていた。中世における大規模な新田開発に始まる営農とこれに関わる祭事、現在も変わることなく用水を提供する加瀬沼・加瀬用水と板倉などの歴史的建造物により、本市西部に特徴的な農村集落的景観による歴史的風致が形成されている。



写真12 塩竈街道と板倉(南宮)

街道が通る本市西部の山王・南宮一帯は、伊達家の家臣である成田氏の領地であった。街道沿いには配下の住宅が建ち並び、奥州一の宮鹽竈神社の御神酒屋であった賀川家敷地内の発掘調査では、酒造業に関わる遺物が出土している。また町地区の発掘調査では、18世紀から19世紀の屋敷跡が発見されており、塩竈街道沿いは溝で区画された敷地割りであったとみられる。

(3) 名所旧跡の保護顕彰

江戸時代には、幕府の文治政策と相まって、各藩で文教政策がとられるようになる。その一つとして領内における名所旧跡の整備があげられる。仙台藩における公的な名所整備は、4代藩主伊達綱村の代に積極的に行われた。

多賀城碑は17世紀中葉ころに発見され、当初から古来より歌に詠まれた歌枕「壺碑」と関連付けられた。八幡村には興井(写真13)、末の松山(写真14)といった歌枕もあり、元禄2年(1689年)、「おくのほそ道」の旅で当地を訪れた松尾芭蕉は歌枕と対面し、その感動を紀行文『おくのほそ道』に書き残している。これらをはじめ、本市には野田の玉川やおもわくの橋など、主に綱村の時代に整備された歌枕の地が存在する。



写真13 名勝興井



写真14 名勝末の松山

(1) 近代化のながれと変わりゆくまち並み

明治政府による日本初の近代港湾建設事業である野蒜築港事業が始められると、宮城県は六大事業の一環として貞山運河の全面的な改修を実施し、御舟入堀も大改修が行われた。明治17年(1884年)、野蒜築港事業は台風の影響により頓挫するが、明治20年(1887年)には貞山運河の改修が完了する。

こうしたなかで明治18年(1885年)、日本鉄道会社は、奥州線(東北本線の前身)郡山－仙台間の工事にあたり、中止となっていた野蒜－仙台－福島間の測量を塩釜－仙台－福島間に変更して開始した。これは、頓挫した野蒜築港の代わりに塩竈港が改めて注目されたことによるものであった。その後、仙台－福島間の鉄道工事は明治19年(1886年)に「塩釜」から開始され、資材運搬線が仙台へ向けて建設された。これが宮城県最初の鉄道であり、後の塩釜線となった。現在は、野田の玉川に架かるレンガ積みの鉄道橋梁の一部が残っており、県内最古の鉄道遺構の可能性が想定されている(写真15)。



写真 15 野田の玉川に架かる玉川橋梁

明治22年(1888年)に村制が施行され、本市も江戸時代の旧13カ村を統合し多賀城村となる。近代化の波は押し寄せつつあったが、江戸時代と変わらず仙台近郊の農村地帯の風景を残していた。この様相を一変させたのが、アジア・太平洋戦争時に設置された多賀城海軍工廠であり、その範囲は本市の4分の1に及ぶ広大な面積であった。航空機用機銃と弾薬を作ることを目的に、昭和17年(1942年)7月1日から土地の買収が始まり、昭和18年(1943年)10月1日に開庁した(写真16)。兵器製造工場に加え宿舎や住宅が各所に建てられ、多くの労働者が動員されたが、戦況が厳しさを増す時期の開庁であったことから資材などが不足し、量産体制には至らずに終戦を迎えた。その後は一時米軍の管理下に置かれたが、接收解除後は工場地帯や陸上自衛隊多賀城駐屯地となった。駐屯地内には近年まで海軍工廠時の建物が残っていたほか、土塁の一部が現存している。



写真 16 多賀城海軍工廠航空写真

終戦後、昭和26年(1951年)に町制を施行し、多賀城町となってからは工場の誘致を促し、その拡張及び産業振興による雇用促進を図るなど、工業発展を見据えた政策が積極的に行われた。昭和39年(1964年)、多賀城町を含む「仙台湾地区」が新産業都市の指定を受け、臨海型工業の開発拠点として整備が開始されると、仙台湾に面する海軍工廠跡地等には多くの工場が誘致され、工業が飛躍的に発展することとなった。その後、昭和46年(1971年)には市制を施行して今日に至る。

(2) 受け継がれる信仰

かつての旧村の名残である各地域には、古くは平安時代まで由緒がさかのぼる鎮守があり、それぞれ現在も祭礼が執り行われている。多賀城跡の北東隅にある陸奥総社宮(写真17)は、江戸時代に仙台芭蕉の辻から鹽竈神社へ参詣する道として多くの人々が往来した塩竈街道沿いに位置する。旧市川村の村鎮守であるとともに陸奥国の延喜式内社百社を祀る神社であり、鹽竈神社参拝前に詣でるのが習わしとされる。また、宮内地区の八幡神社は延暦年間(782年から805年まで)に坂上田村麻呂が勧請したと伝わる神社で、遷宮と震災からの復興を経て現在の姿となっている。

市内各地域には、現在も信仰に関わる講や地縁的な相互扶助組織である契約講などが残る。

郷土芸能としては多賀城鹿踊がある(写真18)。これは、多賀城海軍工廠建設によって消滅した中谷地集落(現八幡地区)で継承されていた鹿踊を基とし、昭和54年(1979年)に新たに踊りの振り付けをして「復活」した後、多賀城鹿踊保存会により継承されている。

7 現在－東日本大震災からの復興と多賀城創建1300年－

平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災で、本市も甚大な被害を受けた。市内では震度5強の揺れを記録し、高さ2～4mに達した津波により市域の約34%となる662haが浸水した。市内39箇所避難所を開設し、12,000人以上が避難した。住家の被害は11,859世帯、人的被害にあっては市民以外も含め188名の尊い命が失われた。

文化財に関しても、館前遺跡の法面崩落や興井の津波浸水(写真19)など多数の被害が生じ、市外からの専門職員の協力も得ながら被災文化財保全活動を実施した。

このような甚大な被害に際し、本市では多賀城南門の実物大復元を中核とした史跡整備を震災復興のシンボルと位置づけ、多賀城創建1300年となる令和6年(2024年)の供用開始を目標に、多賀城南門等復元整備事業を推進した。令和6年(2024年)11月1日の市政施行記念式典と合わせた多賀城創建1300年記念事業(写真20)を経て、令和7年(2025年)4月25日には多賀城跡ガイダンス施設を含めた多賀城南門周辺の供用を開始した。



写真17 陸奥総社宮



写真18 多賀城鹿踊



写真19 被災した興井



写真20 多賀城創建1300年記念事業の一幕

8 市内の指定文化財

特別史跡多賀城跡附寺跡以外の市内指定文化財は、以下一覧表のとおりである。

表7 市内指定文化財一覧

国指定文化財（国宝）

種別	名称	管理者	指定年月日
古文書	多賀城碑	多賀城市	令和6年8月27日

国指定文化財（重要文化財）

種別	名称	管理者	指定年月日
古文書	多賀城関連遺跡群出土漆紙文書	多賀城市	令和6年8月27日
古文書	多賀城関連遺跡群出土木簡	多賀城市	令和6年8月27日
工芸品	白長覆輪太刀	東北歴史博物館	昭和14年5月27日
考古資料	埴輪武装男子半身像		昭和15年5月3日
考古資料	硬玉製有孔玉器		昭和37年2月2日
考古資料	硬玉製磨製石斧		昭和48年6月6日
考古資料	宮城県田柄貝塚出土品		平成10年6月30日
考古資料	宮城県里浜貝塚出土品		平成12年6月27日
古文書	多賀城跡出土漆紙文書		東北歴史博物館
古文書	多賀城跡出土木簡	宮城県多賀城跡	令和5年6月27日
古文書	宮城県多賀城跡出土品	調査研究所	令和6年8月27日

国指定文化財（名勝）

種別	名称	管理者	指定年月日
名勝	おくのほそ道の風景地 壺碑（つぼの石ぶみ） 興井 末の松山	多賀城市	平成26年10月6日

県指定文化財

種別	名称	管理者	指定年月日
建造物	今野家住宅附中門	東北歴史博物館	平成4年10月27日 平成8年12月25日
考古資料	遮光器土偶	東北歴史博物館	平成10年12月4日
考古資料	人面付き角製簪	東北歴史博物館	平成10年12月4日
考古資料	角偶	東北歴史博物館	平成10年12月4日
民俗資料	カマ神（8体）	東北歴史博物館	昭和60年5月24日

市指定文化財

種別	名称	所在地	指定年月日
史跡	南安楽寺古碑群	多賀城市新田	昭和48年12月18日
史跡	伏石	多賀城市市川	昭和48年12月18日
史跡	弘安の碑	多賀城市高崎	平成13年11月1日
考古資料	「観音寺」銘墨書土器	多賀城市中央 二丁目27-1 (埋蔵文化財調査センター)	平成17年11月1日
考古資料	壺鏡		平成17年11月1日
考古資料	横笛		平成17年11月1日
考古資料	刀		平成17年11月1日
古文書	菊池家文書		平成17年11月1日
古文書	天童家文書		平成22年7月1日 平成29年5月22日

日本遺産認定 「政宗が育んだ“伊達”な文化」

市内構成文化財	認定年月日
特別史跡多賀城跡附寺跡・多賀城碑・おくのほそ道の風景地	平成28年4月25日

第3章 特別史跡多賀城跡附寺跡の概要

第1節 特別史跡多賀城跡附寺跡構成遺跡の概要

1 史跡の位置

多賀城跡は、宮城県中央部の海岸寄りに位置し、仙台平野の北東隅に張出した松島丘陵南西端部に位置している。南側及び西側は広大な仙台平野に面し、東側には太平洋が広がる。また、城内北東部に位置する外郭東門から約2km東方には、松島湾に面した塩釜が位置している。なお、多賀城跡のおよそ中央に位置する政庁正殿の測量原点は、世界測地系座標でX = -187967.2834、Y = 13557.1698、北緯38°18'24"、東経140°59'18"である。

多賀城廃寺跡は多賀城跡の南東約1kmに所在している。多賀城と同じ松島丘陵の南東端部に位置している。館前遺跡は、多賀城跡と多賀城廃寺跡のおよそ中間にある独立丘陵上に位置している。柏木遺跡は、多賀城跡から約4.5km南東の丘陵上に位置している。山王遺跡は、多賀城跡から西方約1kmの沖積地上に位置している(第1章第1節 表1・図1、第3章3節2参照)。

2 自然環境

(1) 地形

多賀城跡は、陸前丘陵の一つである松島丘陵から派生し、最大標高約50mの低丘陵南西端部に所在している。大小の沢状地形が複雑に入り組んだ地形上にあり、断続的に分布する平坦面を利用し、政庁ほか官衙域が形成されている。南西に広がる沖積地は、七北田川と砂押川の沖積作用により形成されたもので、旧河道も含めた河川沿いには自然堤防が発達し、背後には低湿地が形成されている。松島丘陵の海岸沿いには、松島湾が位置している。松島湾は仙台湾の中央部に位置する支湾で、湾内には多くの島々が存在している。また、大木囲貝塚や里浜貝塚に代表される縄文時代の大規模な貝塚が所在している。なお、多賀城に最も近い松島湾南西部が塩竈湾で、歌枕の塩釜(千賀の浦)に比定されている。また、多賀城南側沖積地の東側には太平洋が広がり、海岸線に沿って堤防上の微高地が3列確認できる。

多賀城跡が置かれた地形を見れば、南側と西側には広大な平野が開け、この平野の東は太平洋に面していること、北東側には良好な入り江があり、その海岸沿いに北上すると大規模な河川が大崎平野などの内陸まで入り込んでいるといった、陸海交通の要衝に位置していることが理解できる。

(2) 地質

多賀城跡が所在する丘陵のほとんどは、新生代第三紀(2,303万年～258万年前)に形成された佐浦町層で構成されているが、南門地区のみ中生代三畳紀(約2億5190万年～約2億130万年前)の利

府層が露出している。多賀城碑の材質である花崗岩質砂岩や、多賀城跡から南に約2.5kmの海岸沿いに位置し、「名勝おくのほそ道の風景地」として指定されている「興井」の奇岩もこの利府層であり、市内で確認される最も古い地質となっている。

(3) 植生

多賀城跡周辺の植生は、暖帯性の植生と温帯性の植生が混在し、その種類は豊富である。外郭北辺沿いを中心とする特別史跡内には、クリ・コナラ林を主とし、ケヤキ、ヤマザクラ、カスミザクラ、イヌシデ、カエデ類からなる落葉広葉樹の二次林が広く残り、ほかの場所では落葉広葉樹林とアカマツ林、カシ類とツバキ等の照葉樹林、スギ・ヒノキ等の人工林が混在している。

第2節 指定に至る経緯

1 指定に至る経緯

江戸時代初めの17世紀後半頃、土中より石碑が発見された。現在多賀城碑として知られるこの碑は、当初歌枕「壺碑」と見なされたが、碑文には「多賀城」と刻まれており、古代多賀城の遺跡が多賀城市市川地区にあることを明らかとする貴重な発見となった。

遺跡としての多賀城跡を記述した最も古い文献は、延宝5年(1677年)頃成立の『仙台領古城書立之覚』で、「宮城郡国分共三拾四ヶ城」として中世城館とともに古城の1つに位置付けている。多賀城碑の記載を根拠に、大野東人の居城として中世城館と同様の構造と捉えている。また、多賀城の規模を「東西五十間、南北五十六間」としており、現在の政庁地区を指すとみられる。その後、安永3年(1774年)に書かれた「宮城郡陸方市川村風土記御用書出」の段階になると、多賀城跡の範囲は政庁地区が「一本丸 豎五十間 横五十間」、多賀城全体が「一三ノ丸 豎四百間 横四百間」と理解されている。

また、多賀城跡の研究に大きな足跡を残した人物として、仙台藩の儒学者である佐久間洞巖がいる。洞巖は古瓦が確認されることと、礎石が存在していることを指摘するとともに、多賀城碑に記される多賀城を古代に限定し、文献上の「多賀国府」は鎌倉時代の陸奥国留守職伊沢家景の居館があった仙台市岩切にあったと推測した。

多賀城碑の発見以降、多賀城に関する観察・理解が進み、近世末には地表観察で確認できる遺構が、かなり認識されている。『仙台金石志』では、「七十間四方」の多賀城(政庁)と、「市川一村程」の外郭が存在することに加え、城門は丑寅(北東)に向かい奏社宮西方にあることが記載されており、外郭東門の位置を正確に把握している。確認している礎石の数も九十余個にのぼり、「一邑のもの締して他に出すことを許さず」として礎石の持ち出しが禁止されていたのが知れる。なお、政庁正殿跡は「御座の間」の跡とされ、憚りがあることから耕作が及ばず削平を免れてきた経緯がある。

明治に入り富国強兵策のもと国力を増した日本国内では、日清戦争を契機に国家主義的・天皇中心的思想が勢いを増した。宮跡や国府跡の研究が積極的に取り上げられるなか、大槻文彦は多賀城を

義良親王(後村上天皇)及び北畠顕家が住まわれたことから「御座の間」と称されたとし、南北朝期を通じて陸奥国府が多賀城にあったと主張した。当時の社会情勢は、この主張を受け入れて多賀城を「聖蹟」として価値づけ、戦時体制が強まる中で国家主義の象徴の一つとして利用していく。

なお、明治5年(1872年)、明治天皇が多賀城跡に来跡したことを契機として、私有地であった政庁地区を国に献上するなど、史跡保存の動きが地域住民を中心に興っている。

一方、近代以降ヨーロッパ各国の影響を受け、史跡名勝や天然記念物に対する保護の機運が高まり、大正8年(1919年)に「史蹟名勝天然記紀念物保護存法」が成立した。これに基づき、内務省及び宮城県により、大正9年(1920年)に多賀城跡の事前調査が開始された。翌10年(1921年)には、内務省史蹟名勝天然記念物調査会考査員柴田常恵等による調査が実施され、「多賀城址地形平面図」、「内城礎石綴在見取図」が作成されて政庁や外郭線等、現地表面上確認できるほぼすべての遺構が網羅されている。多賀城跡研究史上、地表観察における到達点と理解できる。この成果を受け、大正11年(1922年)10月12日、史蹟名勝天然記念物保存法第1条により史跡指定を受けた。

2 指定の状況

奈良の平城宮跡などとともに大正11年に史跡に指定された多賀城跡の名称は、付属寺院とみられた多賀城廃寺跡を含めて「多賀城趾附寺趾」とされた。

戦後になると、東北大学伊東信雄教授を団長とする多賀城跡発掘調査委員会によって、昭和35年(1960年)に航空写真測量による多賀城跡及び多賀城廃寺跡の平面図作成、昭和36年(1961年)から多賀城廃寺跡、昭和38年(1963年)からは多賀城政庁跡の発掘調査が行われ、その成果により昭和41年(1966年)に特別史跡に指定された。なお、多賀城廃寺跡では、昭和41・42年(1966・1967年)度に特別史跡多賀城跡附寺跡環境整備委員会(当時多賀城町)による環境整備を目的とした発掘調査が実施されている。また、周辺部における開発事業に伴う発掘調査の結果、多賀城に密接に関連する重要な遺跡と位置付けられたことから、館前遺跡、柏木遺跡、山王遺跡千刈田地区が特別史跡に追加指定された。

また、史跡指定以外にも、多賀城碑が平成10年(1998年)6月に重要文化財(古文書)の指定を受け、令和6年(2024年)8月に国宝に昇格したほか、発掘調査で出土した木簡や漆紙文書・重要考古遺物が令和4年～6年に重要文化財として指定を受けている。そのほか、「南門地区」の景観が「おくのほそ道の風景地」のうち「壺碑」として平成26年(2014年)10月に名勝指定を受けている。以下に、史跡指定・追加指定通知に示された説明等を示す。

表8 国指定文化財概要

指定名称	多賀城跡附寺跡(国宝 追加指定)
------	------------------

指定年月日	大正 11 年 10 月 12 日
対象	多賀城跡・多賀城廃寺跡
告示番号	内務省告示第 270 号
説明	奈良朝時代蝦夷征服のため築きたるものにして鎮守府を置きし所なり。丘陵に據りて自然の景勝を占め土壘土壇及び礎石等尚現存して略其規を見るに足る。遺瓦の散するもの多し。城趾外に近く寺趾あり。土壇礎石等ありて堂塔の配置等略推知するを得べくその散在せる瓦片は全く多賀城発見のもの形式を同うせり。

指定名称	多賀城跡附寺跡
指定年月日	昭和 40 年 4 月 17 日
対象	多賀城廃寺跡
告示番号	文化財保護委員会告示第 14 号
説明	すでに指定されている附寺跡の北、東、南に続く若干の未指定地の部分を追加指定するものである。この部分は、昭和 36・37 年の両年度に行われた発掘調査の結果、僧房僧坊跡、東倉跡、中門跡にかかることが明らかにされ、また、南大門跡と推定される整地跡も検出され、寺跡として従来の指定地と一体として保存を計るものである。

指定名称	多賀城跡附寺跡
指定年月日	昭和 41 年 4 月 11 日
対象	多賀城跡・多賀城廃寺跡
告示番号	文化財保護委員会告示第 22 号
説明	<p>宝亀 11 年 3 月丁亥紀にはじめてあらわれる「多賀城」は、東北経略の基地としてつくられたものであるが、その築造年次は必ずしも明らかでない。しかし、養老 6 年紀に「陸奥鎮所」、同 7 年紀、神亀元年紀に「陸奥国鎮所」、天平 9 年紀に「多賀柵」また「鎮守將軍從四位上大野朝臣東人」とあり奈良初期に陸奥鎮所＝鎮守府がおかれ、ついで朝堂院的配置の多賀柵＝多賀城ができ、東北経略の政治的、軍事的中心地となったと思われる。多賀城は、宝亀 11 年の伊治公咎麻呂の反乱によって焼失し、まもなく再建されたが、鎮守府は延暦 21 年に築かれた胆沢城に移された。その後も国府の所在地として、また、奥州の乱の際の源頼義・義家の治所、文治 5 年の源頼朝の奥州討伐の際の滞在所、建武新政の際の義良親王・北畠顕家の治所等として史上にその名をとどめている。</p> <p>多賀城跡は、大正 11 年 10 月 12 日に史跡に指定され、昭和 40 年 4 月 17 日に地域を一部追加指定したが、最近の発掘調査の結果、次のような証実が明らかになった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中心部の土壘をめぐらした通称内城跡とよばれる部分では、昭和 38・39・40 年の 3 回にわたって発掘調査を行った結果、正殿跡、後殿跡と 6 棟の脇殿および翼廊をもつ南の門とこれに連なる築地跡等が解明され、朝堂院的配置であることが判明した。 2. 城外の大字高崎にある土壘をめぐらした寺跡は、出土品よりして、多賀城に伴う寺跡と考

	<p>えられるが、昭和 36・37 年の発掘調査の結果、この寺跡は、中門をはいと塔と金堂が東西に向きあい、南北中軸線上に講堂跡、その北に僧坊跡がある類例稀な伽藍配置であることが明らかにされた。</p> <p>今回、多賀城の古代－中世史上に占める歴史的重要性と発掘調査の結果明らかにされた内城跡、寺跡の特異性にかんがみ、これを特別史跡に指定し、その保存により万全を期するものである。</p>
--	--

指定名称	多賀城跡附寺跡
指定年月日	昭和 49 年 2 月 18 日
対象	多賀城跡・多賀城廃寺跡
告示番号	文部省告示第 14 号
説明	<p>最近の発掘調査の結果等によって次の地域を追加して指定するものである。</p> <p>(a) 外郭南門地区 外郭南門と南門から東西に走る築地が確認されたので、これらの諸遺構の存する台地(多賀城碑のある台地)の未指定部分を追加指定する。</p> <p>(b) 西外郭線地区 外郭西側、従来考えられていたより更に西側の低湿地中に外郭西を画する築地跡が確認されたので、この築地跡より以東の外郭部分を追加指定する。」</p> <p>(c) その他 昭和 40 年までの指定において指定漏れとなった若干の地域を追加指定する。</p>

指定名称	多賀城跡附寺跡
指定年月日	昭和 53 年 11 月 21 日
対象	多賀城廃寺跡・全域図面指定
告示番号	文部省告示第 200 号
説明	寺跡の主要部分は既に指定されているが、今回、南大門の存在が予想される地域を追加指定する。

指定名称	多賀城跡附寺跡
指定年月日	昭和 55 年 3 月 24 日
対象	館前遺跡
告示番号	文部省告示第 52 号
説明	多賀城跡附寺跡の史跡指定地は、概ね城跡と寺跡の部分であるが、多賀城外郭築地東南隅のほぼ南の微高地状単独丘陵上で官衙的建物群跡が発見された。多賀城と一体をなす遺跡と考えられるので、この地域を追加指定する。

指定名称	多賀城跡附寺跡
指定年月日	昭和 59 年 3 月 27 日
対象	多賀城跡の既指定地南面一帯
告示番号	文部省告示第 37 号
説明	多賀城跡の既指定地域の南前面一帯で、既指定地から延びている築地遺構、多賀城跡に直接関わりがあると思われる運河状の大溝、それに平行する側溝を伴う道路遺構、多数の掘立柱建物跡、井戸跡等の遺構が検出され、また木器等を含む遺物が多量に出土している。今回、これらの遺構や遺物が存在する地域一帯を追加して指定する。

指定名称	多賀城跡附寺跡(特別史跡 (追加指定))
指定年月日	平成 2 年 6 月 28 日
対象	柏木遺跡
告示番号	文部省告示第 85 号
説明	<p>特別史跡多賀城跡附寺跡は、現在、城跡外郭築地内と多賀城廃寺のほか、館前地区が指定されている。今回の追加指定地は、多賀城跡の東方約4km の大代地区において、昭和 62 年に発見された製鉄遺跡である。発見された遺構は、製鉄炉4基、木炭窯6基、鍛冶工房跡3軒と粘土採掘坑や焼成遺構などである。</p> <p>本遺跡の操業時期は、出土土器の特徴から8世紀前半代と推定され、同時代の製鉄遺跡としては本州最北に位置している。本遺跡は、精錬から鍛造に至る一連の作業過程を把握できる製鉄遺跡として貴重であり、出土鉄滓の価額分析の結果、多賀城に供給された鉄製品の生産遺跡であることが判明している。よって今回、多賀城直営の製鉄工房と考えられるこの遺跡を追加指定し、多賀城と一体的な保存を図ろうとするものである。</p>

指定名称	多賀城跡附寺跡
指定年月日	平成 5 年 9 月 22 日
対象	山王遺跡千刈田地区
告示番号	文部省告示第 115 号
説明	<p>特別史跡多賀城跡附寺跡は、度々の追加指定により、城跡本体と多賀城廃寺のほか、館前遺跡及び柏木遺跡が保護されている。</p> <p>今回追加指定するには、9世紀前半から10世紀半ばに至る時期の高級官人の館跡と考えられる遺跡である。特に10世紀前半に属する四面庇付建物跡は、多賀城関係遺跡でも類例の少ないものであり、館の中核をなす施設として注目され、また、出土品としては多量の施釉陶器のほか「右大臣殿 餞馬収文」と記された木簡等が検出されており、この遺跡が多賀城と深い関わりをもつ国守クラスの官人の館跡の中心部分であることを示している。よって、今回、発掘調査により明らかにされている区域を追加指定し、多賀城との一体的な保存を図ろうとするものである。</p>

指定名称	多賀城碑
指定年月日	平成10年6月30日
対象	多賀城碑
告示番号	文部省告示第112号
説明	<p>陸奥国宮城郡(現多賀城市)に所在した多賀城は、八世紀以来陸奥国府が置かれ、奈良時代には東北経営の軍事拠点鎮守府も並置されていた。</p> <p>多賀城碑は、多賀城跡の外郭南門に近い小丘陵上にある。材質は花崗岩質砂岩で、ほぼ真西向きに立っており、上端が半円形を呈し、一面をほぼ平らにして文字を刻む。碑面上部に「西」字を大字で刻み、その下の長方形の匡郭内に一一行、一四〇字を彫り込む。内容は、京など各地から多賀城までの里程、神亀元年(七二四)按察使兼鎮守將軍大野朝臣東人による多賀城の創建、天平宝字六年(七六二)仁部省兼按察使鎮守將軍藤原朝臣朝獺による修造、および天平宝字六年十二月一日の日付を記す。</p> <p>多賀城碑は江戸時代の寛文・延宝年間からその存在が知られ始め、土中からの出土とも伝える。当初から歌枕の壺の碑とみなされて多くの人の関心と呼び、元禄二年(一六八九)には松尾芭蕉が『おくのほそ道』の旅の途次に立ち寄っている。のちに徳川光圀の注目するところとなり、仙台藩でもその調査が行われている。しかし一方で、内容等に対する疑問も出され、明治時代に入ると江戸時代の偽作ではないかとする説が出され、論争が行われたが、その決着はつかず、種々の疑問点を残したまま、論争は大正期までで一応終息した。</p> <p>しかし、昭和四十四年以降、継続的に行われた発掘調査で明らかにされた創建時期や規模、構造などが、碑文の内容と矛盾しない。調査を契機に、碑の問題点について再検討が始まった。その結果、①文字の彫刻方法はすべて同じで、同時に掘られたこと、②書風・書体に関しては正倉院文書や木簡などに見られるものと一致し、当時の文字としては不自然でないこと、③里程については、偽作であればあえて誤りとわかる距離を記さないであろうこと、④「靺鞨国」号については、渤海国に多く居住する靺鞨族あるいはその国家としての渤海国を指すと考えられること、⑤大野東人の官位は多賀城で活動中のころのものとみられること、⑥朝獺の位階は修造を行った朝獺を顕彰する意味を持っていることなどが明らかにされ、多賀城碑は近世の偽作ではないと認識されるに至った。</p> <p>これに加えて、最近行われた覆屋の解体修理に際しての碑の周囲の発掘調査では、近世初期に碑が据え直されたことを示す掘形とともに、古代建築の礎石据え付け穴と同様の技法を示す跡が確認できたことで、碑は建立当初からこの場所にあった可能性が強まった。</p> <p>このように、多賀城碑は奈良時代当時のものとして、多賀城と古代東北を解明する上で重要であり、また数少ない奈良時代の金石文として価値が高い。</p>

指定名称	おくのほそ道の風景地 壺碑(つぼの石ぶみ)
指定年月日	平成26年10月6日

対象	壺碑(多賀城碑)
告示番号	文部科学省告示第 143 号
説明	<p>松尾芭蕉(1644～1694)は、「俳聖」とも称された日本の代表的な俳諧師である。芭蕉は往昔の歌人であった能因(のういん)・西行(さいぎょう)などの古歌にまつわる歌枕の名所及び由緒・来歴の地を訪ねて陸奥(みちのく)・北陸路を旅し、自らの俳句のみならず、同道した弟子の曾良(そら)の俳句をも織り交ぜ、紀行文学の傑作である『おくのほそ道』を完成させた。</p> <p>芭蕉と曾良が訪ね、『おくのほそ道』又は『曾良旅日記』に書きとめた場所、2人が俳句を残した名所及び由緒・来歴の地の多くは、近世・近代を通じて広く観賞の対象として知られるようになり、往時を偲ぶよすがとなる優れた風景を今に伝える。それらは、すべて『おくのほそ道』というひとつの作品を通じて後世の人々の風景観に影響を与え続け、今なお『おくのほそ道』の時代の雰囲気と遺風を伝える。同時に、変わらずに残されてきたものと移ろいゆくものと同時に捉えようとした芭蕉の「不易流行(ふえきりゅうこう)」の精神を表す場所であり、個別に評価するとともに相互の繋がりのあるものとして評価すべき一体の風致景観である。優れた風景を伝える場所のうち、今回は準備が整った13箇所を「おくのほそ道の風景地」として指定し、保護する。</p>

指定名称	多賀城跡出土漆紙文書
指定年月日	令和 4 年 3 月 22 日
対象	多賀城跡から出土した漆紙文書 151 点
告示番号	文部科学省告示第 38 号
説明	<p>多賀城は奈良・平安時代に陸奥国を治めた国府の中心施設である。平安時代初期までは蝦夷に対する軍事政策を担当した鎮守府も置かれており、古代律令国家による東北支配の政治的・軍事的拠点であった。昭和四一年(一九六六)、多賀城跡は特別史跡に指定されている。</p> <p>漆紙文書とは、漆液が外気に触れないよう、漆容器の蓋として再利用された古文書等に漆が染み込み、地中で腐らず残ったものである。</p> <p>多賀城跡の発掘調査は、昭和三五年に設置された多賀城跡発掘調査委員会により始められ、同四四年に設立された宮城県多賀城跡調査研究所に引き継がれて現在に至っている。その初期段階の成果として、同四五年、のちに漆紙文書として認識されることになる遺物が日本で初めて大量に発掘された。当時これが紙とは認識されず、風化した皮革製品とされていた。その後、赤外線テレビカメラを用いて調査し、皮革製品とされていたものは、漆容器の蓋紙として使用された古文書であることが判明した。この発見以後、全国各地で漆紙文書の発見が相次ぎ、木簡と並んで古代を中心とする貴重な同時代史料となっている。</p> <p>多賀城の外郭は東西南北の各辺が西辺の六六〇メートルから東辺の一〇五〇メートルまで長さのちがう不整な方形であり、そのほぼ中心に政庁を配置する。政庁から南の直線道路は外郭南門へと続く。また、外郭東辺の北側には東門、外郭西辺の南側には西門があり、外郭</p>

東門付近などでは実務官衙域が見つかっている。多賀城外南面には、政庁中軸線上の南北大路と外郭南辺に並行する東西大路を基準として、小路により方格に区画された方格地割遺構が広がっている。

漆紙文書は、多賀城跡政庁西南部から八五点のほか、政庁南面地区、外郭西地域金堀地区、外郭東地域東門・大畑地区、外郭西南隅西門・五万崎地区と、城外では山王遺跡、市川橋遺跡から出土している。

文書の年代としては、城内・官衙含めて八世紀中頃から一〇世紀前半までである。文書の内容としては、郡司による粮米や武具などの貢進に関する貢進文書、書生・膳部などの国府下級官人が公粮請求を上申した請求文書、陸奥国における条里制の施行を文献上立証した田籍様文書、さらに仮名文字の書状もある。文書の様式のわかるものとしては、陸奥国府や坂上田村麻呂の子の廣野の自署のある陸奥国解、宝亀十一年(七八〇)九月十七日磐城郡司解などがある。文書のほか具注歴や、典籍として『医心方』にも引用される医学書『集驗方』、学令に大学・国学で学ぶテキストとしてみえる『古文孝経孔子伝』などがある。

多賀城は古代陸奥国国府・鎮守府であることから、この漆紙文書は物品の貢進や請求の文書・田籍様文書・計帳など公文書の多い点が特徴である。さらに暦や典籍の写本など、多様な内容を示している。日本史研究に漆紙文書という新たな史料を提供した点において、またこれにより東北古代史研究を格段に進めた点で、大変貴重である。

指定名称	多賀城跡出土木簡
指定年月日	令和5年6月27日
対象	多賀城跡から出土した木簡 450点
告示番号	文部科学省告示第58号
説明	<p>多賀城跡は、陸奥国府として、また平安時代初期に胆沢城に移設されるまでは鎮守府としても機能した、古代東北地方における律令国家の政治的・軍事的拠点である。多賀城碑(平成十年(一九九八)重要文化財指定)によれば、神亀元年(七二四)に成立し、その後四期の変遷をたどる。</p> <p>丘陵上に位置する城域は四辺の不整な方形の外郭をもち、最長辺は東辺約一〇五〇メートル、最短辺は西辺約六六〇メートルであり、その中心に政庁を配する。政庁から南には、外郭南門へと続く政庁南大路が直線的に延びる。また外郭南面平地には、政庁中軸線上の外郭南辺に並行する南北大路と外郭南辺に並行する東西大路がある。これらを基準として、小路により区画された方格地割遺構が城外に広がり、市川橋遺跡・山王遺跡など国府関連遺跡が発見されている。</p> <p>多賀城跡の木簡のうち、道路跡の木簡から多賀城創建頃の籍帳制による実務、兵士の管理、征夷と多賀城創建との関連、物資の搬入管理等がうかがわれ、城前地区の木簡により鎮守府の存在とその文書を扱った官衙の存在が明らかとなった。外郭線周辺では軍事関係の木簡が目立ち、白河・安積団の木簡では郡単位の編成など多様な情報が得られる。ほかに坂東</p>

<p>からの支援や物資の収納を示す荷札、書籍の存在等を示す習書もある。多賀城外からは、荷札や題籤軸、書籍の習書木簡などが出ている。</p> <p>このように本木簡群は、陸奥国府また鎮守府としての多賀城での政務の内容を示すものや、奈良時代・平安時代初期の蝦夷政策を反映したものなど、多種多様な内容を含み、律令国家により東北経営の実態を知る知ることができ、大変貴重である。</p>
--

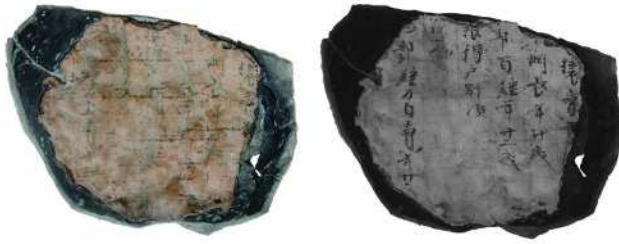
指定名称	多賀城碑
指定年月日	令和6年8月27日
対象	多賀城碑
告示番号	文部科学省告示第120号
説明	<p>多賀城は、陸奥国府として、また平安時代初期に胆沢城に移設されるまで鎮守府としても機能した、古代東北地方における律令国家の政治・軍事的支配拠点である。</p> <p>多賀城碑は、多賀城跡(昭和四十一年(一九六六)特別史跡指定)の外郭南門に近い小丘陵上にある。材質は花崗岩質砂岩で、ほぼ真西向きに垂直に立っており、上端が半円形を呈し、一面をほぼ平らにして文字を刻む。碑面上部に「西」字を大字で刻み、その下の長方形の匡郭内に一一行、一四〇字を彫り込む。内容は、京など各地から多賀城までの里程、神亀元年(七二四)大野東人による多賀城の創建、天平宝字六年(七六二)藤原朝獺による修造、及び天平宝字六年十二月一日の日付を記す。なお、神亀元年に多賀城が創建されたことなどは六国史にも記載がなく、貴重な史実を提供している。また碑の日付は朝獺が参議に承認した日付であり、多賀城碑建立は多賀城の改修完成記念であるとともに、朝獺自身の顕彰的意味が強いとされる。</p> <p>多賀城碑は土中から掘り出されたとも伝えるが、江戸時代の寛文・延宝年間(一六六一～一六八一)からその存在が知られ始め、歌枕の「壺の碑」とみなされて多くの人の関心を呼んだ。元禄二年(一六八九)には松尾芭蕉が『おくのほそ道』の旅の途次に立ち寄っている。のちに徳川光圀の注目するところとなり、仙台藩でもその調査が行われている。しかし一方で、内容等に対する疑問も出され、明治時代に入ると江戸時代の偽作ではないかとする説が出され論争が行われたが、昭和昭和四四年(一九六九)以降、継続的に行われた発掘調査で、多賀城の創建時期や規模、構造などが明らかにされるなかで、日の問題点の検証が進み、多賀城碑は江戸時代の偽作ではないと認識されるに至った。</p> <p>さらに多賀城碑の碑面の匡郭や文字の配列に際しては天平尺を使用したことが判明し、これは多賀城碑の建立を奈良時代と考える一つの根拠とされている。発掘調査による多賀城の創建年代でも、出土した瓦や木簡に書かれた郷里制や健児制施行の時期によって、霊亀三年(七一七)から天平十年(七三八)までの間と考えられ、碑に記載する神亀元年(七二四)設置と矛盾しない。以上から、本碑は奈良時代のものとして評価されている。</p> <p>多賀城碑は奈良時代の同時代史料として多賀城と古代東北史を解明する上で、また奈良時代の政治情勢等を考える上でも、歴史的・学術的に特に重要な金石文であり、さらに数少ない奈良時代の石碑として非常に価値が高い。</p>

指定名称	多賀城跡関連遺跡出土漆紙文書
指定年月日	令和6年8月27日
対象	多賀城跡関連遺跡から出土した漆紙文書
告示番号	文部科学省告示第121号
説明	<p>多賀城南方の城外地域に広がる国府域には、奈良時代に集落が、奈良時代末から平安時代にかけて、方格に区画された町並みがつくられた。多賀城関連遺跡群とは、この城外地域に広がる山王遺跡と市川橋遺跡を指す。なお、令和四年(二〇二二)重要文化財指定の「多賀城跡出土漆紙文書」(宮城県所有)のうち、多賀城南方の国府域から出土した漆紙文書は、発掘地区を宮城県と多賀城市で分けたうちの宮城県分である。</p> <p>漆紙文書は、漆液が乾かないよう漆容器の蓋紙として再利用された古文書に漆が染みこみ、地中で腐らずに残ったものである。肉眼で視認できない場合でも、赤外線投影等により文字の解読が可能となる場合が多い。</p> <p>漆紙文書二九点の内訳は、山王遺跡が一二点、市川橋遺跡が一七点である。出土した漆紙文書について、多賀城跡では八世紀末から九世紀初頭までと九世紀中葉が多いようだが、城外の遺跡では時代の偏差は顕著でなく、多くは八世紀中葉から九世紀後半にかけてのものが出土している。細かく見ると、明確に八世紀代に位置付けられる漆紙文書は、多賀城跡南西部の奈良時代集落付近に集中する傾向がある。九世紀以降のものは南北大路付近から多く出土している。</p> <p>漆紙文書の内容については、籍帳類、帳簿、暦、厩舎修理報告にかかる国司解案や国内でのやり取りに用いられた文書などがある。特に籍帳類の中には、養老五年(七二一)以前の様式を持つ計帳様文書や、駅家経営の人員確保に関わるものなど、古代の籍帳制度や交通制度研究においても重要な史料がある。上申文書である解の案文については、実際に陸奥国司によって作成・自署されたものとして注目される。暦は月の大小や干支・歴注の組み合わせなどから、天平宝字七年(七六三)二月から三月の具注歴とされた。</p> <p>漆紙文書の数量は城内に比べて城外はやや少ない。ただ、文書の種類としては多賀城跡と概ね共通している。これは公文書として国府や鎮守府で使用されたのちに、工房へ払い下げられ、漆容器の蓋紙として転用されたものであるという、史料として同一の性格を有することに起因するものと考えられ、令和四年重要文化財指定の「多賀城跡出土漆紙文書」(宮城県所有)との一体性が高い。</p> <p>このように多賀城跡関連遺跡群出土漆紙文書は、陸奥の国務に関わる貴重な史料を提供するとともに、多賀城城外の集落や町並みの造営年代を明らかにしており、東北古代史研究のみならず、古代の籍帳制度や交通制度及び都市の研究においても、大変貴重である。</p>

指定名称	多賀城跡関連遺跡出土木簡
指定年月日	令和6年8月27日

対象	多賀城跡関連遺跡から出土した木簡
告示番号	文部科学省告示第 121 号
説明	<p>陸奥国府・鎮守府であった多賀城には、城外地域としてその南方にも国府域が広がっている。ここには、まず奈良時代に多賀城の南西部に、区画溝と材木塀で囲まれた集落が形成される。その後、奈良時代の終わりから平安時代にかけて、政庁中軸線上の南北大路と多賀城外郭南辺に並行する東西大路を基準として、小路により方格に区画された町並みが形成され、そこには国守館が存在した。また延暦九年(七九〇)を上限として、旧河川を改修した運河が整備されていた。方格地割の広さは東西約一五〇〇メートル、南北約九〇〇メートルに及び、南側を区切る区画溝が発見されている。多賀城関連遺跡群とは、この城外に広がる山王遺跡と市川橋遺跡を指す。なお、令和五年(二〇二三)重要文化財指定の「多賀城跡出土木簡」(宮城県所有)のうち、多賀城南方の国府域から出土した木簡は、発掘調査区を宮城県と多賀城市で分けたうちの宮城県分である。</p> <p>木簡一〇五点の内訳は、山王遺跡四点、市川橋遺跡一〇一点である。木簡が多く出土した地点は、南北大路と東西大路の交差点付近及び運河付近である。</p> <p>木簡の内容は、荷札や付札、文書木簡、題籤軸、習書などである。</p> <p>市川橋遺跡においては荷札、付札の多さが目立ち、記された地名は下総国千葉郷を除き、陸奥国伊具郡、安積郡、信夫郡など、現在の宮城県南部と福島県内に当たる。品目は米が中心であるが、内子や腊などの保存食品、薦や長筥などの調度品、絹などの繊維製品、馬もみられる。</p> <p>このような物資は、太平洋に注いでいた七北田川をさかのぼり、運河を通じてこの地に運ばれたと考えられる。また陸路の場合は、主に東山道駅路を通りこの地にもたらされたと考えられ、南北大路や運河の周辺一帯は、物資の集積所ないし経済活動の場としての約有を担っていたと推定されている。</p> <p>南北大路と東西大路の交差点北東エリアからは、兵士が「馬庭」の修理に従事していたことを示す文書木簡が出土している。多賀城跡と異なり城外では数少ない兵士関連の内容で、なおかつこの場が馬の訓練や飼育の場であったことが知られる。</p> <p>山王遺跡では、山王遺跡第九次調査出土の題籤軸木簡が目され、「右大臣殿 餞馬収文」の文字から、出土地は陸奥守の邸宅であろうとされた。場所は東西大路に面した北側で、発掘調査の成果を踏まえると、東西大路沿いには国司クラスの邸宅が置かれたと考えられている。</p> <p>出土木簡の全体的な特徴については、多賀城内は軍事を含めた政治色の濃い内容であるのに対し、多賀城の南面遺跡は生活物資や経済活動に関するものである。</p> <p>多賀城関連遺跡群出土木簡は、古代の多賀城にもたらされた物品や朝廷と多賀城の具体的な関りを示しており、またこれにより人の移動や方格地割を形成する道路や運河の年代などを明らかにし、東北古代史及び社会経済史研究においても、大変貴重である。</p>

指定名称	宮城県多賀城跡出土品
指定年月日	令和6年8月27日
対象	多賀城跡・多賀城廃寺跡及び山王・市川橋遺跡からの出土品 1794 点
告示番号	文部科学省告示第 121 号
説明	<p>多賀城跡は、陸奥国府・鎮守府が置かれ、古代国家における北辺の政治の中枢であり、軍事の要でもあった古代城柵跡である。</p> <p>本一括は、多賀城政庁・官衙跡出土の瓦埴二七七点、陶磁器・土器三一六点、墨書土器・刻書土器八四点、土製品六五点、石製品一九点、木製品六三点、金属製品百五点、漆漉布二点、卜骨二点、多賀城廃寺跡出土の瓦八一点、陶器・土器残欠九点、墨書土器残欠四点、土製品一七六点、石刀一点、九輪残欠一点、多賀城に関連した集落・都市後である山王・市川橋遺跡出土の瓦残欠五点、陶磁器・土器二七二点、墨書土器・刻書土器・漆描土器一〇四点、土製品四一点、石製品一三点、木製品九六点、金属製品五〇点、漆漉布二点、鹿角鳴鏑一点、卜骨五点の計一七九四点で構成される。</p> <p>政庁出土の軒丸・軒平瓦は、中心建物の多くが瓦葺であったことを示すとともに、神亀元年（七二四）とされる創建時から、貞観十一年（八六九）の陸奥国大地震後の復興に至る年代や変遷を明らかにする。また、肝心の存在と性格を示す円面硯・風字硯などの硯や刀子、身分を表す石帯・鈔帯金具、上級官人が所有したであろう青磁・白磁・緑釉陶器などがある。墨書土器・刻書土器には「曹司」「厨」「大垣」「寺」などの政務機関や施設の名称を記すもの、「舍人」「火長」「介」といった職名や身分、「信夫」「名取」「黒川」といった陸奥国内の郡名を記したものがあり、国府・城柵・寺院といった遺跡の性格を色濃く反映する。</p> <p>多賀城廃寺跡の出土品には、多数の泥塔や塑像・瓦塔の残欠があり、これらは講堂など伽藍内の建物に安置されていたとみられる。また、主に山王・市川橋遺跡の河川跡から出土した多数の人面墨書土器や人形・動物形・斎串などは、律令祭祀で用いられた祭具の内容を克明に伝える。この他、軍事に関わる蕨手刀・鉄鏃・甲小札などの武器・武具、金属器や漆製品製作を示す羽口・埴塼、漆付着土器・漆漉布などがあり、国府域での多様な活動を明らかにする。</p> <p>本一括は、古代国家における東北支配の拠点である多賀城の政務機関や寺院などの実態や性格、機能を示し、そこに仕出した官人など、多賀城にて活動した日人（倭人）の事務や生活を復元しうる代表的な遺物で構成される。古代国家の枢要な地方官衙における政治・宗教・祭祀・軍事・交易・生産などの具体像を示す重要な資料群である。</p>



多賀城跡出土漆紙文書



多賀城跡出土木簡



多賀城跡関連遺跡出土漆紙文書



多賀城跡関連遺跡出土木簡



多賀城跡関連遺跡出土品
写真21関係(多賀城出土考古資料)

第3節 史跡指定地の状況

1 史跡指定地の現状

(1) 指定地の歴史的経過

多城跡の指定地である市川地区は、古くは延宝5年(1677年)頃完成の『仙台領古城書立之覚』に多賀城の所在地として市川村の名で記載されている。多賀城廃寺跡が所在する高崎地区については、安永3年(1774年)の「宮城郡陸方高崎村風土記御用書出」宮城郡陸方高崎村に記載があり、多賀城跡と関連する寺院である「塔の越原」(=多賀城廃寺)が「旧跡」として記載されている。同じ書出には、館前遺跡が所在する浮島村や柏木遺跡が所在する大代村、山王遺跡千刈田地区が所在する山王村に関する書出はあるものの、史跡を想定させる「旧跡」の記載はなく、発掘調査の実施に至るまで存在は明らかとなっていない。

(2) 街道

塩竈街道は仙台下から南宮・市川を経て奥州一ノ宮鹽竈神社へと至る街道であり、さらに松島や金華山をめざす人々は塩竈から舟に乗るなど、多くの人々が参詣に利用した街道である。観光の道でもあり、かつて街道沿いには「つぼのいしぶみ道標」が掲示されていたことが『奥州名所図会』(図30)に描かれており、名所・旧跡を目指す多くの旅人が行き来した。松尾芭蕉が「おくのほそ道」の旅で壺碑を訪れた際もこの街道を通過しており、南宮と市川の集落では、現在も江戸時代と変わらぬ位置を留めている。街道沿いの寺社や石碑とともに沿道の町並みに往時を偲ぶことができる。

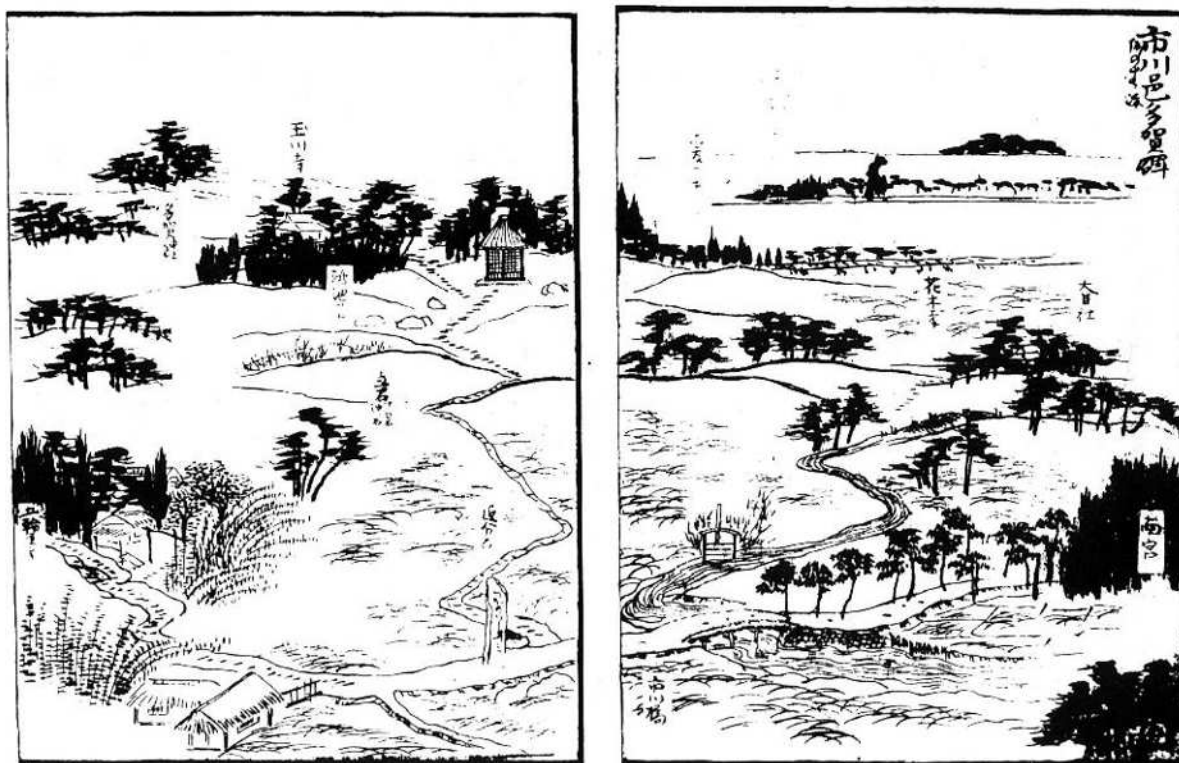


図30 『奥州名所図会』(市川邑多賀碑)

(3) 集落

「風土記御用書出」や人数改帳、「奥州名所図会」などから、江戸時代前期から後期に至る屋敷の分布状況を知ることができる(表9)。このうち、現在集落が営まれている市道市川線沿いの坂下・六月坂・五万崎地区では、寛文13年(1673年)にはすでに屋敷が所在し、官衙域が確認されている城前・作貫の地名も江戸時代前期には確認できる。

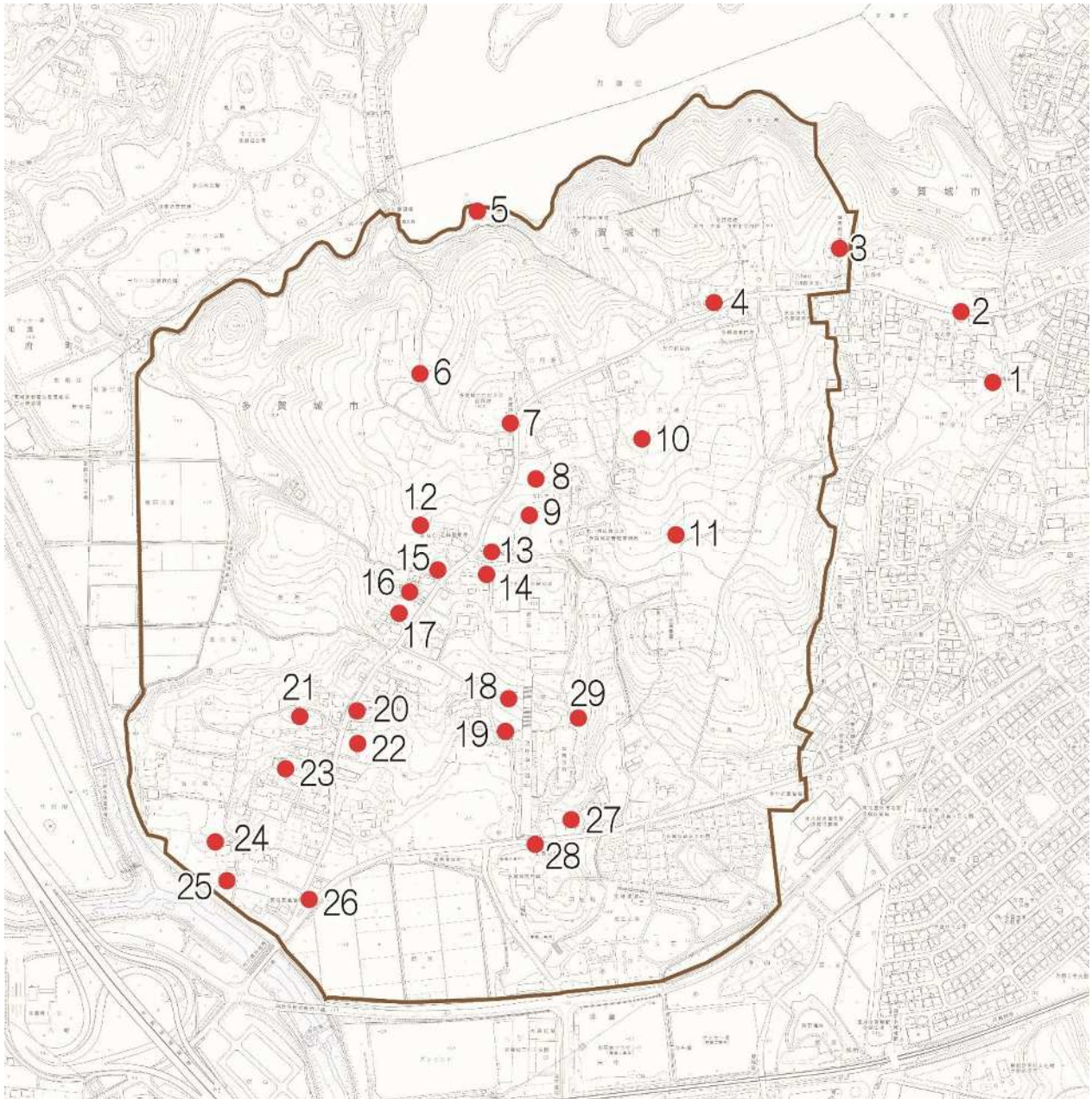
昭和38年(1963年)から始まる土地公有化事業により、城前・作貫地区においては住宅が解体され、史跡整備が進展したが、現在指定地内にある集落及び居住する人々は、江戸時代以降多賀城の保存とともに歩んできた歴史がある。

表9 近世の地区別屋敷変遷一覧

	寛文13年 (1673年)	延宝4年 (1675年)	天和4年 (1684年)	貞享5年 (1688年)	延享3年 (1746年)	安永3年 (1774年)	享和4年 (1804年)	文化14年 (1817年)	文政11年 (1828年)
荒屋敷	1	1	1	1	4		5	3	3
金山屋敷	1	1	1	1	1		1	1	1
西窪屋敷	2	2	1	1	1				
作貫屋敷 (佐之木屋敷)	1	1	1	1	3	2	4	2	2
新屋敷	4	4	7	6	16	31	14	11	11
小金沢屋敷 (金小沢屋敷)	2	2	2	2	5	2	3	3	3
坂下屋敷	1	1							
六月坂屋敷	1	1	1	1	1		1	1	1
沼畑屋敷	1	1	1	1	3	2	3	2	2
五万崎屋敷	1	1	1	1		1			
漆沢屋敷	1	1	1	1					
市川屋敷	1	1	1	1					
山岸屋敷	1	1	1	1	1	1	1	1	1
松林屋敷					1	1	1	1	1
城前屋敷			1	1	3		3	3	3
伊保石屋敷					1		1	1	1
西久保屋敷							1		

(4) その他歴史遺産

史跡指定地のなかでも、多賀城跡には中世～近世の石造物(板碑、供養碑、道標等)、近世の神社仏閣等の歴史遺産が数多く所在している(図32)。これは、多賀城廃絶以降も人々の活動の場であったことを示しており、多賀城跡の歴史的重層性を示すものである。



番号	場所	種別等	番号	場所	種別等
1	荒経巾神社	地藏菩薩立像、地藏菩薩坐像、地藏像、馬頭観世音、聖徳太子、土金雷神・火雷神・雨雷神・風雷神 等	16	貴船神社	如意輪観音半跏像、聖観音立像、庚申塔
	2	伊保石	道標	17	金堀
3	陸奥総社宮	南無子安観世音、馬頭観世音、石燈籠、手水鉢、織立	18	城前B	板碑、名号塔、湯殿山大権現、湯殿山・金毘羅山・秋葉山 無縁供養塔、馬頭観世音、普門品寫石三界萬霊等
4	大久保	高低几号表			
5	加瀬沼	水神塔、締約碑、水利組合設立沿革記念碑	19	城前C	水神塔
6	六月坂	馬頭観世音	20	坂下A	板碑
7	多賀神社	石燈籠、手水鉢	21	五万崎A	墓標
8	大畑A	板碑	22	坂下B	水神塔
9	大畑B	板碑、石鳥居、蛇	23	五万崎B	明治天皇御小休所
10	佐藤家墓地	墓標	24	五万崎C	稻荷大明神、弘法大師坐像、山神塔
11	志賀家墓地	墓標	25	五万崎D	板碑
12	丸山A	山神塔	26	坂下C	道標
13	多賀城神社	明治天皇御聖蹟、後村上天皇御坐之处	27	玉川寺	山神塔、普門品寫石三界萬霊等
14	城前A	板碑	28	田屋場	つぼのいしふみ道標、御即位記念風致林、芭蕉翁礼賛碑
15	丸山B	馬鹿神社、三犬神	29	城前D	雷神

図32 その他歴史遺産位置図

表10 その他歴史遺産一覧

場所	種別等	年代(和暦・西暦)	
中世(板碑)			
坂下A	板碑	弘安10	1287
五万崎D	板碑	正和元	1615
城前B	板碑		
大畑A	板碑		
城前A	板碑		
大畑B	板碑		
佐藤家墓地	板碑		
佐藤家墓地	板碑		
近世以降(供養碑)			
城前C	水神塔	明治27	1894
城前B	名号塔	貞享4	1687
城前B	名号塔	元禄4	1691
城前B	名号塔	元禄16	1703
城前B	名号塔	享保7	1722
城前B	湯殿山大権現	享保19	1734
城前B	名号塔	寛政5	1793
城前B	湯殿山 金毘羅山 秋葉山	文化8	1811
城前B	無縁供養塔	文化9	1812
城前B	馬頭観世音	嘉永7	1854
城前B	馬頭観世音	慶応3	1867
城前B	名号塔		
城前B	普門品寫石三界萬霊等		
貴船神社	如意輪観音半伽像		
貴船神社	聖観音立像	明和4	1767
貴船神社	庚申塔	安永9	1780
金堀	山神塔	寛政4	1792
大畑B	(蛇)	明治44	1911
坂下B	水神塔		
丸山B	馬歴神社	昭和16	1941
丸山B	三犬神	昭和16	1941
五万崎C	稲荷大明神	天保	
五万崎C	弘法大師坐像	明治37	1904
五万崎C	山神塔		
六月坂	馬頭観世音	明治27	1894
六月坂	馬頭観世音	明治41	1908
六月坂	馬頭観世音	明治42	1909
六月坂	馬頭観世音	大正元	1912
加瀬沼	水神塔	昭和13	1938
丸山A	山神塔		
陸奥総社宮	南無子安観世音	寛政7	1795
陸奥総社宮	馬頭観世音	嘉永元	1848
荒経巾神社	地藏菩薩立像	宝暦3	1753
荒経巾神社	地藏像	明治31	1898
荒経巾神社	馬頭観世音	明治32	1899
荒経巾神社	聖徳太子	明治30	1897
荒経巾神社	水金神	明治32	1899
荒経巾神社	妙見神社	明治33	1900

場所	種別等	年代(和暦・西暦)	
荒経巾神社	土金雷神 火雷神 雨雷神 風雷神	明治33	1900
荒経巾神社	風神 水神 四天王神	明治34	1901
荒経巾神社	斗蔵神社	明治34	1901
荒経巾神社	興市大神	明治36	1903
荒経巾神社	空気雷神	明治38	1905
荒経巾神社	(鳥居)	明治43	1910
荒経巾神社	二荒神社	明治38	1905
荒経巾神社	敷石奉納		
荒経巾神社	地藏菩薩坐像	昭和17	1942
荒経巾神社	菩薩立像		
荒経巾神社	地藏菩薩坐像	明治44	1911
荒経巾神社	地藏菩薩坐像		
荒経巾神社	地藏菩薩坐像		
城前D	雷神	文政11	1828
玉川寺	山神塔	明治24	1891
玉川寺	普門品寫石三界萬霊等		
近世以降(高低几号表・道標)			
大久保	高低几号標		
田屋場	つぼのいしぶみ道標	享保14	1729
古梅園	つぼのいしぶみ道標	享保14	1729
坂下C	道標	大正13	1924
高平踏切前	道標	明治35	1902
伊保石	道標	寛政	
伊保石	道標		
伊保石	道標		
近世以降(石鳥居・幟立・石燈籠・手水鉢)			
陸奥総社宮	手水鉢	天和3	1683
陸奥総社宮	石燈籠	正徳元	1711
陸奥総社宮	石燈籠	正徳元	1711
陸奥総社宮	竿石	安永2	1773
陸奥総社宮	石燈籠	元治2	1865
陸奥総社宮	石燈籠	元治2	1865
陸奥総社宮	石鳥居	大正12	1923
陸奥総社宮	石燈籠	明治15	1882
陸奥総社宮	石燈籠	明治15	1882
陸奥総社宮	幟立	大正3	1914
陸奥総社宮	幟立	大正3	1914
陸奥総社宮	石燈籠	昭和15	1940
陸奥総社宮	石燈籠	昭和15	1940
大畑B	石鳥居	昭和4	1929
荒経巾神社	石燈籠	明治36	1903
荒経巾神社	石燈籠	明治36	1903
荒経巾神社	幟立	明治38	1905
荒経巾神社	幟立	明治38	1905
荒経巾神社	石燈籠		
荒経巾神社	石燈籠		
荒経巾神社	石燈籠		
荒経巾神社	石燈籠		

場所	種別等	年代(和暦・西暦)	
荒隈巾神社	手水鉢		
多賀神社	石燈籠		
多賀神社	石燈籠		
多賀神社	手水鉢		
志賀家墓地	石燈籠		
金堀	手水鉢	昭和13	1938
近世以降(記念碑・顕彰碑・治革碑ほか)			
城前B		文政12	1829
多賀城神社	明治天皇御聖蹟		
多賀城神社	後村上天皇御坐之處		
五万崎B	明治天皇御小休所	明治9	1876
陸奥織社宮			
田屋場	御即位紀念風致林	大正4	1915
田屋場	芭蕉翁礼賛碑	昭和2	1927
加瀬沼	定約碑	昭和13	1938
加瀬沼	加瀬藩井普通水利組合設立沿革記念碑	昭和5	1930
近世以降(墓標)			
志賀家墓地	○神子性安妙本禪女	延宝3	1675
志賀家墓地	圓 性本禪定門	宝永4	1707
志賀家墓地	圓 花室淨蓮禪定門	正徳1	1711
志賀家墓地	(地藏菩薩立像) 廓口妙然信女	享保7	1722
志賀家墓地	(地藏菩薩立像)	享保9	1724
志賀家墓地	○金正妙織信女	享保17	1732
志賀家墓地	(地藏菩薩立像) □口禪定門	享保18	1733
志賀家墓地	(地藏菩薩立像) 雲外一峰善士	享保18	1733
志賀家墓地	(地藏菩薩立像) 月清口定門	享保18	1733
志賀家墓地	○口安利道信士	享保19	1734
志賀家墓地	○賈山淨慧信士	元文5	1740
志賀家墓地	○千峰松月	延享3	1746
志賀家墓地	卍心眼妙法童女	延享3	1746
志賀家墓地	卍夏雲妙照信女	宝曆7	1757
志賀家墓地	○炎空妙禪信女	明和3	1766
志賀家墓地	○妙全信女	明和9	1772
志賀家墓地	○橋水不流禪男	安永7	1778
志賀家墓地	○西願貞方大師	天明1	1781
志賀家墓地	○貧字 運信士 夏屋妙休信女	天明2 天明2	1782 1782
志賀家墓地	○還譽妙安信口	天明6	1786
志賀家墓地	○本源自性居士 蓮室妙華大師	明和6 天明7	1769 1787
志賀家墓地	○正誓妙貞信・・・・	寛政4	1792
志賀家墓地	志賀伊勢守藤原廣隆	寛政5	1793
志賀家墓地	○法屋妙輪信女	寛政12	1800
志賀家墓地	○本覚道円近事士	享和1	1801
志賀家墓地	同雲詠月・・・・	文化3	1806
志賀家墓地	○鐵應良船信士	文政4	1821
志賀家墓地	志賀信濃守藤原廣正	文政3	1820
志賀家墓地	壽靈貞勝大師	文政8	1825
志賀家墓地	安倍千保	弘化3	1846
志賀家墓地	津幾墓	文政12	1829

場所	種別等	年代(和暦・西暦)	
志賀家墓地	○宗道惠玄信士 夏月妙養信女	万延1 天保7	1836 1836
志賀家墓地	志賀陽輔藤原廣基	文久2	1862
志賀家墓地	春室妙芳大師	元治2	1865
志賀家墓地	志賀豊前守藤原廣定	慶應3	1867
志賀家墓地	志賀廣見	明治12	1879
志賀家墓地	宮城縣土族成瀬昌直	明治12	1879
志賀家墓地	志賀福女	明治15	1882
志賀家墓地	・・・照禪定尼	□保	
志賀家墓地	(地藏菩薩立像)		
志賀家墓地	菩薩像		
志賀家墓地	文字不明		
志賀家墓地	文字不明		
志賀家墓地	文字なし		
志賀家墓地	文字なし		
佐藤家墓地A	月庭道秋禪男子力 栗心妙霜禪女人	寛文1	1661
佐藤家墓地A	了月妙喜禪定尼	寛文2	1662
佐藤家墓地A	松岩宗古善信士 陰妙庭善信女	寛文5	1665
佐藤家墓地A	誠庵宗慈居士 宝安妙三大姉	正徳3 享保13	1713 1728
佐藤家墓地A	○堅節妙貞信女	宝曆11	1761
佐藤家墓地A	○帰元道口禪定門 位	万治3	1660
佐藤家墓地A	○幻夢童子	貞享5	1688
佐藤家墓地A	○定林自戒信士	宝永4	1707
佐藤家墓地A	(地藏菩薩立像)	正徳1	1711
佐藤家墓地A	慧月独照居士 蓮室妙花禪尼	延享3 宝永6	1746 1709
佐藤家墓地A	○真空妙性信女	享保7	1722
佐藤家墓地A	還本一無道心信士	享保9	1724
佐藤家墓地A	○清月骨霜・・・・	享保	
佐藤家墓地A	誠久自明上坐 真空妙性信女	安永3 享保7	1774 1722
佐藤家墓地A	(地藏菩薩立像) 唯夢力童女	延享3	1746
佐藤家墓地A	○白峰 月信士	宝曆5	1755
佐藤家墓地A	○心宗妙通信女	明和2	1765
佐藤家墓地A	○本然道照信士	安永3	1774
佐藤家墓地A		安永8	1779
佐藤家墓地A	○本翁了性信士	天明3	1783
佐藤家墓地A	○月窓智白信士	寛政1	1789
佐藤家墓地A	・・・秋妙禪定女	寛政5	1793
佐藤家墓地A	○自安道休信口	寛政11	1799
佐藤家墓地A	○仁慶了寛信士 雷庭妙柏信女	享和1 天保8	1801 1837
佐藤家墓地A	○恒樞常 ・・・	享和3	1803
佐藤家墓地A	○寒岩妙松信女	文化13	1816
佐藤家墓地A	○夏月妙容信女	文政3	1820
佐藤家墓地A	○秋相壽林信士	文政11	1828
佐藤家墓地A	○先露善・・・・	文政11	1828
佐藤家墓地A	○春室妙光信女	天保2	1831
佐藤家墓地A	○秋林良語信口	天保6	1835
佐藤家墓地A	○法山了栄信士	弘化4	1847
佐藤家墓地A	瑞運義園居士 寶室妙鏡大口	明治27 嘉永2	1894 1849
佐藤家墓地A	○圓應妙覺信女	嘉永2	1849

場所	種別等	年代(和暦・西暦)	
佐藤家墓地A	○清心佑香信女	嘉永5	1852
佐藤家墓地A	○安妻即心信士 貞誠妙操信女	文久1 明治1	1861 1868
佐藤家墓地A	玄養善童女	慶應4	1868
佐藤家墓地A	観法善童女	明治10	1877
佐藤家墓地A	○菊心宋逸信女	明治21	1888
佐藤家墓地A	清 院 裕林宗鶴居位 具節院親睦妙厚大姉	明治29 明治33	1896 1900
佐藤家墓地A	○法雲妙得信女	明治30	1897
佐藤家墓地A	宗 善童子	明治32	1899
佐藤家墓地A	見性院泰安宗雄居士 直指院繁室妙性大姉	明治39 昭和4	1906 1929
佐藤家墓地A	智力光善童女 口泉孩女	大正4 昭和5	1915 1930
佐藤家墓地A	○法雲院寂水如真居士 天祥院屋妙性大姉	昭和12 昭和2	1937 1927
佐藤家墓地A	法益徳運宗儀居士 松岳妙仙大姉	昭和8	1933
佐藤家墓地A	(地藏菩薩立像)		
佐藤家墓地A		安政5 明治10	1858 1877
佐藤家墓地A	寂登力岳・・・		
佐藤家墓地A	○大・・・		
佐藤家墓地A	文字不明		
佐藤家墓地A	文字不明		
佐藤家墓地A	文字不明		
佐藤家墓地A	文字不明		
佐藤家墓地A	文字不明		
佐藤家墓地A	文字不明		
佐藤家墓地B	○安秋禪定門 梅齋禪定尼	元禄15 享保6	1702 1721
佐藤家墓地B	○法玄自灯信士	正徳5	1715

場所	種別等	年代(和暦・西暦)	
佐藤家墓地B	○孝林妙奇信女	享保10	1725
佐藤家墓地B	○緑岩妙楊信女	享保10	1725
佐藤家墓地B	(地藏菩薩立像)	元文5	1740
佐藤家墓地B	文字不明		
佐藤家墓地B	文字不明		
佐藤家墓地C	○花恋妙栄信女	享保17	1732
佐藤家墓地C	○了傳妙寛信女	元文4	1739
佐藤家墓地C	(地藏菩薩立像)	寛保2	1742
佐藤家墓地C	○鶴岩了樹信口	延享3	1746
佐藤家墓地C	○成天道功信士	寛延2	1749
佐藤家墓地C	○真兵道壽・・・	明和2	1765
佐藤家墓地C	○心空妙印信女	明和5	1768
佐藤家墓地C	○清窓自涼信士	明和7	1770
佐藤家墓地C	(地藏菩薩立像)	天明1	1781
佐藤家墓地C	巖幽性信士	天明4	1784
佐藤家墓地C	○雄岳道心信士	天明4	1784
佐藤家墓地C	○壽峯全量 女	寛政5	1793
佐藤家墓地C	○春口宗光信士	文化9	1812
佐藤家墓地C	○夏雲宗米信士 觀雲惠念信女	天保2 安政5	1831 1858
佐藤家墓地C	○實參明悟信士 養屋妙口信女	明治8 明治12	1875 1879
佐藤家墓地C	○雪光妙奇信女		
佐藤家墓地C	○壽山・・・		
佐藤家墓地C	○本然自・・・ 秋月妙光信女		



中世の板碑(伏石)
(1-坂下 A)



供養碑群
(3・10~21-城前 B)



つぼのいしぶみ道標
(64-田屋場)



陸奥総社宮
(39・40, 71~83)



多賀神社
(94~96)



高低凡号標
(63-大久保)

(5) 管理団体・土地所有者・公有化の状況

特別史跡の管理団体は多賀城市である。土地所有者は国と市のほか、地区住民が生活している民有地がある。民有地については昭和38年以降継続的に保存のための土地公有化を進めており、令和

8年(2026年)3月現在、指定地面積の約64%に達している(第5章第1節(3)参照)。

2 特別史跡の発掘調査成果と多賀城碑

昭和30年代以降の高度経済成長の影響により、仙台市及びその近郊での開発が活発化すると、宮城県では、これに対処し遺跡の保護に万全を期すため、多賀城跡の実態を把握することを目的として、昭和44年(1969年)多賀城跡調査研究所を設立し、以降、特別史跡の発掘調査を推進している。調査に際しては、史跡の総合的な研究を目指して設置された多賀城跡調査研究指導委員会(平成17年度(2005年度)からは多賀城跡調査研究委員会)の指導を受けながら5ヵ年計画を策定し、これを積み重ねる方法をとっている。令和8年(2026年)3月現在の調査総面積は121,948㎡で、指定地の約11%である。

(1) 多賀城跡

発掘調査の開始以来、多賀城跡は一部に低地を含む約1km四方の丘陵末端を築地塀や材木塀による外郭区画施設で不整な方形に囲み、その中心やや南東の標高30m前後の丘陵上に中枢となる政庁を置き、さらに周りの丘陵上に複数の実務官衙を配した奈良・平安時代の城柵跡であることが明らかになっている。(★写真22)規模は東北地方の城柵跡の中でも最大級で、律令国家北端の陸奥国を統括する陸奥国府兼鎮守府が置かれていた(★ I ①・II ①・IV ②)。



ア 政庁(写真23、写真30)

政庁は、多賀城跡のほぼ中央にあり、東西103m、南北116m の長方形の範囲に築地塀を巡らせ、内部に正殿を中心とした建物を置く。創建以来大きく4時期の変遷があることが発掘調査で明らかにされており、各時期の面期は多賀城碑にみえる多賀城の創建と改修、『続日本紀』に記された伊治公皆麻呂の乱に伴う火災後の再建、『日本三代実録』に記載の貞観大地震後の復興との対応が考えられる(写真23)(IV①)。この時期区分は多賀城全体の変遷を見るうえでも重要である。

第Ⅰ期：神亀元年(724年)大野東人による創建～天平宝字6年(762年)藤原朝獺による改修

第Ⅱ期：藤原朝獺による改修～宝亀11年(780年)伊治公皆麻呂の乱の際の火災

第Ⅲ期：火災後の再建～貞観11年(869年)陸奥国大地震

第Ⅳ期：地震後の復興～ 11世紀前半

第Ⅰ期の建物は、南廂付きの正殿、東・西の脇殿、南門、西南門前殿、東南門前殿がある。東・西脇殿に挟まれた正殿南面には、広場が設けられる。建物の基礎構造は掘立柱式であり、正殿は地山を削り出した段の南側に盛土を加えた基壇に建てられている。建物の配置は、正殿の中軸線(政庁中軸線)と正殿南入側柱筋を基準とした18m方眼で設計されている。正殿と前面の広場、広場の東・西に配した桁行の短い脇殿からなる建物配置は、多賀城以降の東北地方の城柵政庁のモデルとなっている(Ⅱ①)。

第Ⅱ期には、建物の基礎を掘立柱式から礎石式、屋根を総瓦葺きとする全面的な建て替えが行われた。四面廂付きの正殿、東・西脇殿、後殿、東・西楼、南門のほか、南門の両脇に翼廊、築地線上では東辺中央部に東殿、西辺中央部に西殿、北辺には中央の馬道を挟んで東北殿と西北殿が設けられる。正殿の基壇化粧は玉石積みの化粧を持ち、前面の広場には基壇幅と同じ石敷が30m南側にまで及んでいたとみられる。石敷広場の南・東・西辺と東・西築地塀の南半内側には石組の排水溝が敷設される。建物の配置は、第Ⅰ期の基準に則った9m方眼で設計されている。第Ⅱ期は政庁が機能性と荘厳性を最も兼ね備えた時期であり、その建物構成は以後の政庁に基本的に継承される。

第Ⅲ期には、伊治公皆麻呂の乱による火災後の仮説的な復旧による1期と、本格的に復興された2期に細分される。2期の建物には、四面廂付きの正殿、東・西脇殿、後殿、東・西楼、南門がある。正殿の基壇化粧は切石積みとなり、脇殿は石敷広場に面して縁が取り付く。一方、Ⅱ期で認められた南門両脇に取り付く翼廊や築地線上の建物は再建されなかった。建物の基礎構造は仮説的な1期では正殿以外が掘立柱式、2期は全て礎石式で、建物の配置計画はⅡ期を踏襲した9m方眼で計画されている。

第Ⅳ期は基本的に第Ⅲ期の建物配置を継承している。大地震直後の1期、後殿の後方東・西の建物と政庁外の北側に北方建物が建設される2期、政庁内の北西部で小規模な建物群が変遷する3期に細分される。Ⅳ期を通して存在する建物は、四面廂付きの正殿、東・西脇殿、後殿、南門で、正殿の東西にあった楼は3期の終末には廃絶している。主要な建物は礎石式だが、1期の後殿と2・3期から加わ

った建物は掘立柱式である。

政庁の変遷は以上のとおりだが、この時期区分は多賀城全体、及び各地区の変遷を見るうえでも基本となっている。また、政庁の主要な建物は第Ⅱ期から一貫して礎石式となるが、多賀城南門をはじめとした外郭区画施設の門なども一部を除いて同様に礎石式となる(Ⅰ②)。



写真23 政庁正殿の発掘調査

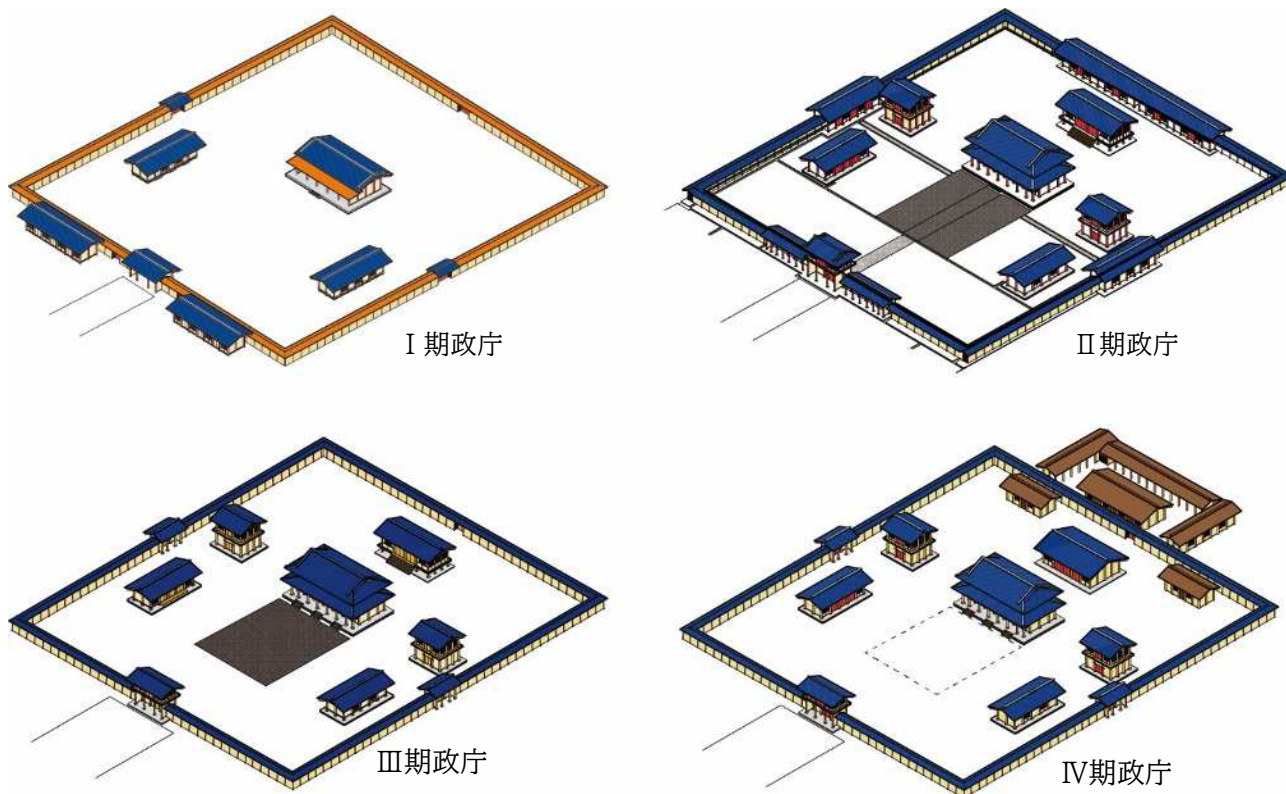


写真30 館前遺跡復元イメージ

イ 外郭区画施設と門・道路(写真24～27)

外郭区画施設(以下、外郭施設)の規模は、一部に湿地を取り込みながら、政庁と実務官衙群のある丘陵部を不整な方形に囲んでいる。規模は南辺約870m、東辺約1050m、北辺約780m、西辺約660mで、主に丘陵部は築地塀、湿地部は材木塀で遮蔽されていた。古代東北の城柵で築地塀を採用したのは多賀城が最初である。各時期の様子も明らかになりつつあり、特に基底幅2.7m前後の東辺や第Ⅱ期以降の南辺の築地塀は規模が大きい(Ⅰ①)。

創建当初の南辺は第Ⅱ期以降より約120m北側にあり、東辺は北の加瀬沼まで伸びていた。第Ⅱ期には南辺が南に移転し、湿地部にも大規模な基礎地業をして総瓦葺きの築地塀が構築されている。近年、この南辺と東辺には櫓も付設された。第Ⅳ期は各辺とも第Ⅲ期の位置を踏襲する。なお、以上の外郭施設のうち、西辺では第Ⅲ・Ⅳ期の湿地部が材木塀、丘陵部が築地塀であるのが判明しているが、第Ⅰ・Ⅱ期の施設は未確認である。

外郭施設に設置された門では、南門、東門、西門、西北門が確認されている。このうち、西北門の存在は近年明らかになった。南門は南辺のほぼ中央に位置する多賀城の正門である。第Ⅰ期は瓦葺きだ掘立柱式の八脚門で、第Ⅱ期以降は南辺の拡大に伴って南に移転して大規模な礎石式瓦葺きの八脚門が建てられた。多賀城の正門として、巨大さと荘厳さを誇示したとみられる。

東門と西門は基本的に城内を北東から南西に伸びる尾根筋に置かれたが、時期によって多少移動している。第Ⅰ期の東門は、尾根筋より160m南側に掘立柱式の八脚門があり、尾根筋には棟門があった。八脚門は尾根筋からよく見える場所に建てられた外観を重視した門で、棟門は通行上の実用的な門とみられる。第Ⅱ期になると、第Ⅰ期の棟門の位置に八脚門が移されて礎石式総瓦葺きとなる。外観と実用性を統合して実用の場に格式の高い門を建てている。第Ⅲ・Ⅳ期には、東辺の移動に伴って西に移動し、外郭線築地塀を逆コ字形に内側に入れた奥に総瓦葺き八脚門が建てられている。第Ⅲ期は掘立柱式、第Ⅳ期は礎石式である。

西門は西辺南寄りの尾根の末端に置かれている。八脚門による①掘立柱式→②礎石式→③掘立柱式→④礎石式の4時期の変遷があり、②以降は総瓦葺きである、また、①・②・④は外郭線上の同位置、③は外郭線築地塀をコ字形に入れた内側に奥に建てられている。これらの時期は①が第Ⅱ期、②・③が第Ⅲ期、④が第Ⅳ期で、第Ⅰ期は不明とされるが、近年では①～④を第Ⅰ～Ⅳ期に対応させる見方が検討されている。

西北門は、北辺との接点に近い丘陵端に位置し、第Ⅲ・Ⅳ期の八脚門が確認されている。第Ⅲ期は掘立柱式でやや小規模な門だが、第Ⅳ期には大型化して西門と同規模・同格の礎石式瓦葺きの門となる。

城内の主要道路としては、南門から政庁に向かう政庁南大路と、東・西門と実務官衙を結ぶ東西道路がある。政庁南大路は路幅が第Ⅰ・Ⅱ期は約13m、第Ⅲ・Ⅳ期は約23mで、南門を挟んで城外の南北大路に接続していた。基本的に東側の丘陵裾を削り出して西側に盛土して造られており、東側には

一貫して側溝が敷設され、西側の盛土が高い場所は石垣を積んで土留めとしている。また、傾斜が強い政庁近くの斜面には階段が造られていた。また、第Ⅱ期南門北側の最も低い場所には、東側の丘陵部から流れ込む雨水を西側の湿地に排水する暗渠が設置されていた。

東西道路は、東門付近の路幅が第Ⅱ期で約10m、第Ⅳ期では約20m に拡幅した上で路面を碎石で舗装しており、南側では側溝が見つかった。東門から城外に出ると、約2km東で塩竈市香津町(国府津の転訛か)に至る。以上のほか、大畑地区では、東西道路から南の官衙域に向かう南北の道路が造られており、入口に掘立式の八脚門が建てられていた。また、政庁南面地区南西部(通称、鴻ノ池地区)や作貫地区南西部では、第Ⅰ期外郭南辺の基礎地業が南辺の移転後に盛土を加えて城内の道路として使われていた。



写真24 南門の発掘調査



写真25 東門の発掘調査



写真26 西門の発掘調査



写真27 政庁南大路(階段)の発掘調査

ウ 実務官衙(図33～36)

(ア) 城前地区官衙

政庁の東南に隣接する小高い丘陵上にある。第Ⅰ期から実務官衙があり、第Ⅱ期にはまとまった官衙建物群が確認される(図33)。この官衙は第Ⅱ期政庁と似た儀式用広場を持つ構造で、中央南側に位置する両廂付きの東西棟を主屋とし、広場を囲んで東・西両側に各々複数の建物を南北棟を一行に配列している。主屋の前後にも政庁と同様に間隔をとって東西棟を置く。また、この官衙は、政庁東辺の南延長線を南北の軸線とし、北辺や主屋を政庁正殿から完数値の距離に置くなど、政庁を基準とした高い計画性が認められる。

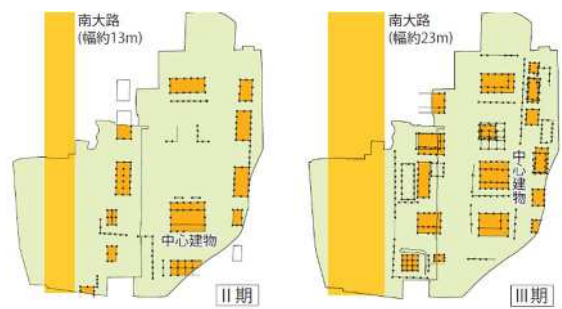


図 33 城前地区の建物配置模式図

官衙の北西隅では「(鎮守)府」の記載を持つ木簡が全国で初めて出土している。木簡は2点あり、1点は文書函の蓋に記載があるもの、もう1点は国司の館(大目館)の使用人を鎮守府の官人に配置換えする内容の木簡で、本史跡が文献上の陸奥国府兼鎮守府の多賀城にあたることを示す奈良時代当時の最も有力な資料である。

しかしながら、この官衙は政庁と同様に宝亀11年(780年)の火災で焼失したことが確認されている。第Ⅲ期に再建された官衙は建物の配置が一変し、儀式用の広場を無くして建物を増やした実用性を高めた官衙となる(図33)。

(イ) 作貫地区官衙

政庁と深い沢を隔てた東の丘陵上にある。第Ⅱ期以降の実務官衙が確認されており、中世の館跡でもあり、近世には鹽竈神社に仕えた社人が屋敷を構えていた。第Ⅱ期は、北と南に廂付きの長大な東西棟が向き合うように並ぶ。第Ⅲ期になると、西側の政庁に向かってコ字形に配置された建物群が出現する(図34)。主屋は南北棟で東西に廂が付く。建物群は同位置で二回建て替えられており、第Ⅳ期まで維持される。その後、中世に本地区は空堀と土塁で囲まれた館跡として使われており、近世には鹽竈神社に仕えた社人が屋敷を構えていた。

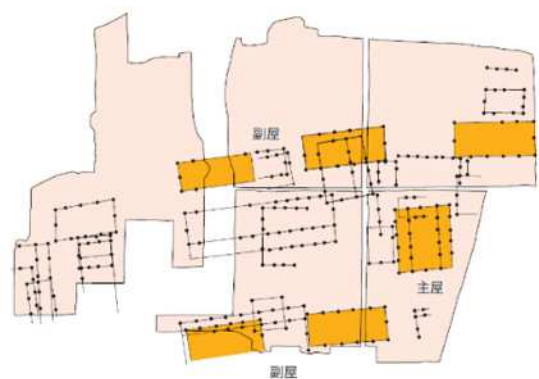


図 34 作貫地区の建物配置模式図

(ウ) 東門・大畑地区官衙

外郭東門の南西に広がる、現段階では城内最大の官衙域である(図35)。第Ⅱ期には、城外も含めて最長の両廂付きの南北棟が東辺沿いに建てられ、西側には竪穴建物が展開していた。本格的な官衙の展開は第Ⅲ期からで、官衙域は北側の東西道路に面し、材木堀で囲まれていた。入口には八脚門が設けられており、門から南に伸びる道路で官衙は東・西に二分され、西側には7棟の大型建物が北に向かってコ字状に計画的に配置されている。東側には掘立柱建物のほか、多数の竪穴建物や鍛冶工房、井戸などがあり、事務以外の様々な実務が考えられる。また、第Ⅳ期には、東西道路から北側に兵士らの宿舍とみられる竪穴建物が一時的に建てられている。



図 35 東門・大畑地区の建物配置模式図

(エ) 六月坂地区官衙

六月坂地区は政庁北側の東西道路沿いに位置し、道路によって大畑・五万崎地区と結ばれていた。第Ⅲ期に道路の南側が整備され、小規模な掘立柱建物を伴う大型の四面廂付き掘立柱建物を東西に2棟配置している(図36)。四面廂付き建物は城内では政庁正殿以外に例がなく、格式の高い一郭であったとみられる。第Ⅳ期には四面廂付き建物が礎石式の総柱建物にかわる。礎石式総柱建物は現段階では城内唯一のもので、国府に集められた収税物や資材等を貯蔵・保管する蔵とみられる。

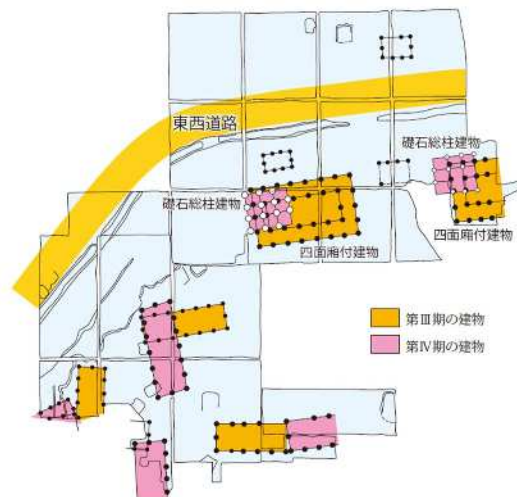


図 36 六月坂地区の建物配置模式図

(オ) その他の地区の官衙

西門・五万崎地区は西門の東に広がる地区である。東西道路の北側と南側で第Ⅲ・Ⅳ期の掘立柱建物跡や金属器生産関係の工房が発見されている。また、金堀地区では第Ⅲ・Ⅳ期の掘立柱建物群のほかに、トイレとみられる遺構や竪穴建物群が発見されている。

エ その他

政庁と実務官衙、道路以外に、城内では近年の調査で政庁北方地区や政庁南面地区南西部の様子が明らかになっている。

(ア) 政庁北方地区

政庁の背後にある地区で、第Ⅲ期から第Ⅳ期にかけて工房域から官衙域に変遷した様子が確認さ

れている。工房域は第Ⅲ期に営まれた鍛冶工房とそれに伴う竪穴建物がある。鍛冶工房を中心に出土した鉄製品には刀や鞘尻金具、鏃、引手、兵庫鎖のほか、鎚、鑿、釘、刀子、などがあり、兵士の武具や城内で使用される工具、政庁をはじめ官衙の政務で使われる製品の需要を支えたとみられる。

第Ⅲ期末の9世紀中葉頃になると工房域が衰退し、西側に大型の南北棟と東西棟を「状に配した建物群が現れる。このうち南北棟は二面に廂が付く城内でも有数の大型建物で、政庁西辺の北延長上に位置し、東西棟とも柱筋を揃える計画性が認められる。これらは建て替えを経て、第Ⅳ期の10世紀前半頃まで存続する。政庁と一体的に機能し、政務を支える役割を果たした建物群の可能性はある。

(1) 政庁南面地区南西部(鴻ノ池地区)

政庁南大路の西側に広がる地区で、現状の沢の地形と湿地環境などから鴻ノ池地区とも通称されている。発掘調査と土壌の花粉分析の結果、本地区は多賀城の創建前から一貫して沢の開口部に形成された湿地環境にあったことが判明している。

遺構は、沢を横断する第Ⅰ期の外郭南辺、その南への移転後に第Ⅰ期の外郭施設の基礎地業に盛土を加えた道路が確認されている。道路造営時の南側には盛土の土留め施設や貼り付けた石がみられる。この道路は盛土を重ねて第Ⅳ期の10世紀前葉頃まで維持され、改修の都度南辺にはしがらみが編まれた。その後、10世紀中葉頃には耕作地となり、それに伴う小規模な井戸や掘立柱建物が点在している。

なお、この地区には湿地環境や昭和末年頃まで残っていた「鴻ノ池」という名称の小さな池の存在から、古代に国府の池の広がりを見る想定があったが、発掘調査等の結果、想定は成立しない。「鴻ノ池」も幕末前後頃に掘削されている。

(2) 多賀城廃寺跡(写真28・29)

多賀城跡の南東約1kmの丘陵上に位置する。堂塔に政庁第Ⅰ期と同様の瓦を用いており、多賀城と同じ頃に創建されたとみられる。伽藍の方向も多賀城外郭南辺とほぼ一致する。中門と講堂を築地塀で方形に連結し、内部の東に三重と推定される塔、西に東向きの金堂を配置する。講堂の左右後方には、経楼・鐘楼、東西の倉を置き、北側には軒廊で連結した僧房、さらに北側に小子房を置く。この伽藍配置は、九州大宰府の付属寺院観世音寺と同様であり、多賀城以前の陸奥国府とみられる仙台市郡山官衙遺跡の付属寺院である郡山廃寺とも類似する。寺院の名称も、「観音寺」と墨書された土器が寺跡の西方約2kmの東西大路脇から出土しており、観世音寺の可能性が高い。

なお、廃寺跡では第Ⅲ期の瓦がほとんど出土していない。第Ⅱ期末の火災から免れたと考えられ、12世紀頃まで存続した可能性がある。



写真28 観音寺銘墨書土器(山王遺跡出土)



写真29 多賀城廃寺復元模型

(3) 館前遺跡(図37・写真30)

多賀城跡外郭築地塀の南東隅から南に約200m離れた台地上に位置する。それぞれ規模が大きい6棟からなる9世紀前半頃の建物群が確認されており、多賀城と一体をなす官衙的建物群である。

建物群は、東西棟の主屋を中心に置き、その周りに台地縁辺に沿って5棟の建物を配置している。母屋は、身舎が東西約15m、南北約6mの四面廂付き建物であり、多賀城政庁正殿に匹敵する格式と規模をもつ。また、建物はすべて掘立柱式だが、柱穴は一辺が1m以上の方形で、直径30~40cmの柱が使用されている。多賀城に赴任してきた国司の館(邸宅)や、城外に置かれた官衙(役所跡)と考えられる。

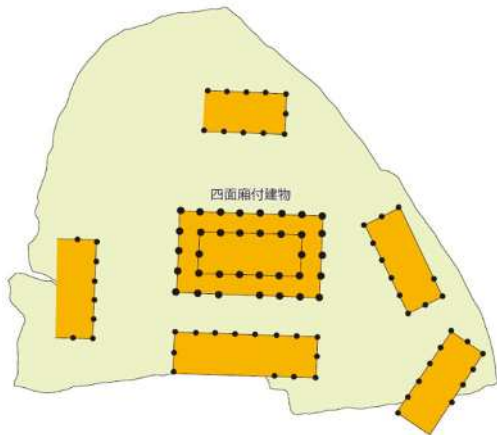


図37 館前遺跡の建物配置模式図



写真30 館前遺跡復元イメージ

(4) 柏木遺跡 (図38)

多賀城跡から南東に約4km離れた大代地区に所在する。8世紀に操業した多賀城の直営とみられる製鉄遺跡である。

発掘調査によって、丘陵の南斜面を南北50m、東西40mにわたって階段状に造成したうえで、製鉄炉4基、木炭窯5基のほか、鍛冶工房や作業場と推定できる竪穴建物を設けている。製鉄に関わる一連の作業を行う施設が確認され、出土した鉄滓を分析した結果、多賀城に供給された鉄製品の生産遺跡であることが判明した。同年代の製鉄遺跡としては本州最北に位置しており、鍛錬から鍛造に至る一連の作業過程を把握できる製鉄遺跡として貴重である。

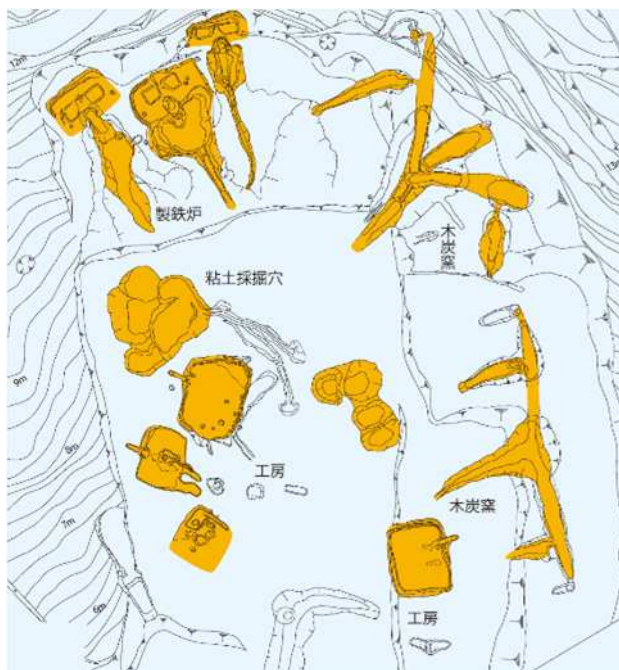


図38 柏木遺跡の遺構配置模式図

(5) 山王遺跡千刈田地区(図39・40)

多賀城跡から約1km南西に所在し、10世紀前葉頃の陸奥守の館跡と考えられている。南側が東西大路に面した敷地で、敷地の広さは約100m四方と推定される。主屋は東西大路に平行して建てられている。身舎が東西約15m、南北約6mの四面廂付き掘立柱建物で、その格式や規模は多賀城政庁正殿に匹敵する。その南西側では大木をくり抜いた井戸も発見されている。

発掘調査では多量の施釉陶器や中国産の磁器をはじめ、「右大臣殿 餞馬収文」と書かれた題箋軸木簡が出土している。陸奥国に赴任はしなくなっていたが、東北地方の最高行政官である按察使の右大臣昇進の際に、陸奥国から餞別として贈った馬の受領証を巻いていた軸の一部で、邸宅の主は都の右大臣と直接関われる立場の人物であり、陸奥国長官の陸奥守と考えられる。古代国府で国守の邸宅が明らかになったのは全国で初めてのことである。

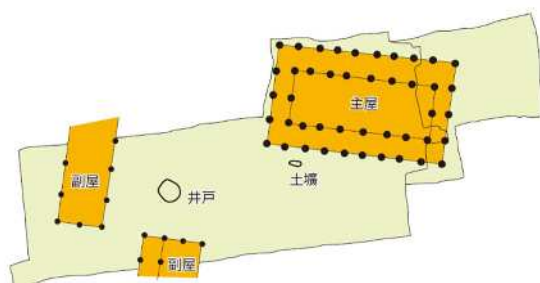


図39 山王遺跡千刈田地区の建物配置模式図



図40 山王遺跡千刈田地区の復元イメージ

ジ

(6) 多賀城碑(写真31・32)

多賀城南門から城内に入った右手(東側)の覆屋の中に立つ石碑である。神亀元年(724年)に大野東人が多賀城を創建し、天平宝字6年(762年)に藤原朝獺が修造したことを伝える貴重な碑で、那須国造碑、多胡碑とともに日本三古碑に数えられ、国宝に指定されている。

(ア) 形状と碑文の内容

覆屋内で下部を約50cm埋めた状態で垂直に立っている。高さ248cm(地上部196cm)、最大幅103cm、最大厚72cmの石碑で、石材には花崗岩質砂岩が使用されている。形状は中国の影響を受けた円首碑で、古代では国内唯一のものである。碑面は平らに加工され、首部に「西」の1字があり、その下の界線で囲んだ縦122cm、横79cmの範囲に11行140字が彫られている。

前半5行には、京(平城京)、蝦夷国(栗原・桃生郡以北の地域)、常陸国(茨城県)、下野国(栃木県)、靺鞨国(中国東北部)から多賀城までの距離が記されている。後半5行が本文で、神亀元年の大野東人による多賀城の設置、天平宝字6年の藤原朝獺による修造を記し、末尾に建碑の日付を刻む。全体的に藤原朝獺の記述に力点が置かれており、日付も朝獺の参議昇任日であることから、多賀城修造記念碑、ひいては朝獺の顕彰碑とみられる。なお、近年では「靺鞨国」の記載に8世紀の東アジア情勢の反映を考える見方もある。

(イ) 碑の来歴

多賀城碑は江戸時代初めの17世紀中頃に発見され、すぐに歌枕の「壺碑」と結び付けられたことで有名となり、仙台藩4代藩主伊達綱村により覆屋が建てられた。しかし、江戸時代末頃になると偽作説が唱えられ、明治に入り真偽論争が活発に展開された上で偽作説が主流となる。

その後、昭和38年(1963年)に始まった政庁跡の発掘調査による第Ⅰ・Ⅱ期の年代が、碑文の設置・修造の年代と矛盾しないことが判明した(Ⅳ②)。これを受けて、昭和48・49年度(1973・1974年度)に多賀城跡調査研究所を中心として碑の形状、筆跡、内容など多方面から検討が行われた結果、偽作説には十分な根拠がないことが明らかになり、平成10年(1998年)に国の重要文化財に指定、令和6年(2006年)には国宝に昇格した。

(ウ) 覆屋

現在の覆屋は、明治8年(1875年)に新築または改修され、その後、昭和30年(1960年)までに2回ほどの改修を経た建物を平成9年(1997年)に保存修理したものである。この修理にあわせ、碑の基礎部分の発掘調査も実施されている。



写真31 明治43年の覆屋



写真32 現在(平成9年改修)の覆屋

3 多賀城跡南面の発掘調査成果

(1) 多賀城跡に隣接する遺跡

市内には40を超える遺跡が所在する。特に、市内西側に位置する多賀城跡と沢や沖積地を挟んだ東側の丘陵部から、多賀城跡南面とその西側の沖積地には、西沢・高崎・市川橋・山王・新田遺跡など、市内でも有数の規模の遺跡が隣接して分布する。これらの遺跡で発見された遺構や遺物には、多賀城と密接に関わるものが多く、特別史跡を考えるうえで重要な資料が得られている。

このうち、東側丘陵部には西沢・高崎遺跡がある。西沢遺跡は多賀城跡の東側の古代から中世の遺跡で、古代では8～9世紀の一辺8mを越える大型の竪穴建物、倉庫風の掘立柱建物、鍛冶工房などを発見している。出土した遺物には硯や石帯もあり、多賀城と関わりが考えられる。西沢遺跡と沖積地を挟んだ南側の高崎遺跡は、多賀城跡の南東約1kmに位置する古墳時代から近世にわたる遺跡で、多賀城廃寺跡を取り巻くように広がっている。発掘調査が行われた高崎中学校地内では、ほぼ全域で多数の掘立柱建物や竪穴式建物を発見した。竪穴建物には漆工房や鍛冶工房とみられるものがあり、鉄製の匙や灰釉陶器手付瓶など特殊な遺物も出土している。周溝等への瓦の敷設も多く、多賀城や多賀城廃寺に関わる施設や工人らの集落の可能性がある。

一方、多賀城跡の南面から西側の沖積地には市川橋遺跡が広がり、砂押川を挟んだ西側の自然堤防上に山王遺跡、さらに新田遺跡が立地する。このうち市川橋・山王遺跡では、昭和54年(1979年)以降の三陸自動車道整備、都市計画道路整備、土地開発行為等による記録保存の発掘調査が多賀城市教育委員会及び宮城県教育委員会によって行われ、多賀城南面の様子が明らかになっている。山王遺跡では古墳時代から拠点的な集落が営まれており、奈良時代を経て、8世紀後葉以降の平安時代には市川橋遺跡と合わせた南面に東西大路と南北大路を基準とした方格地割が施工され、平安京や大宰府に類似するまち並みが形成される(★Ⅲ②)。以下では、まち並み形成前の多賀城創建前後と、まち並み形成開始後の発掘調査成果に分けて記述する。

なお、山王遺跡の西側に隣接する新田遺跡はまち並みの外となるが、多賀城と東山道を結ぶ東西大路を西に延長した道路が発見されている。周りには竪穴建物、掘立柱建物、井戸などがあり、役人のものとみられる銀製の耳飾りや石帯、中国産の青磁水注、東海地方(愛知・岐阜県)産の灰釉・緑釉陶器の碗・皿など、まち並みの中と遜色ない遺物も出土している。

多賀城跡南西側に位置する山王遺跡八幡地区では、材木堀と区画溝で囲われた8世紀前葉から中葉頃の囲郭集落が確認されている。掘立柱建物や竪穴建物、井戸などが発見されており、戸籍や出挙に関する漆紙文書が出土している。

(2) 創建前後の多賀城南面

砂押川を挟んで多賀城跡の南西に位置する山王遺跡八幡・伏石地区は、旧七北田川が形成した標高3~4mほどの自然堤防の東端に立地し、多賀城創建を遡る古墳時代後期(6~7世紀)から材木堀と区画溝で囲まれた地域の拠点的な集落が営まれていた。多数の竪穴建物や掘立柱建物が見つかり、6世紀は竪穴建物、7世紀は掘立柱建物が主体を占めている。

こうした集落は多賀城創建後の奈良時代にも同地区で営まれ、南面における大規模な集落となっていた。区画内では掘立柱建物を主体に竪穴建物、井戸などが発見されている。竪穴建物には工房とみられるものもあり、周囲で漆塗りの道具や漆作業に関わる木簡、漆容器の蓋紙として使われた漆紙文書などが出土したことから、漆工房の存在が推定される。漆紙文書には戸籍や出挙と関わる文書、具注暦などがあり、陸奥守・介を務めた百済王敬福の名前がみえる文書もある。多賀城で使われた文書が漆の蓋紙に再利用されており、多賀城と強い関係を持つ集落といえる。

一方、この集落とは別に、多賀城南門から政庁中軸線上を南に伸びる南北大路と、南門から5町(約540m)南側で南辺築地と平行して東西に延びる東西大路が8世紀半ば頃に施工されている。さらに、8世紀末頃に南北大路の延長上に砂押川を改修した運河が開削されると、これらを基準とした方格地割が形成される。

(3) 多賀城南面のまち並み

南北大路(道路幅/奈良時代約18m→平安時代約23m)と東西大路(幅約9m→12m)、砂押川を改修した運河を基準とした方格地割により碁盤目状に区画されたまち並みは段階的に形成され、9世紀後半頃に最大となることが判明している。大路に対する小路としては南北道路13条、東西道路6条が確認されており、その範囲は東西約1,500m、南北約1,000mにおよぶ。また、南北大路を横断する砂押川には全長21m、幅7mの橋が架けられていた。

まち並みの変遷は、大きく4期(地割Ⅰ→Ⅳ期)に分けられる(★図41)。

地割Ⅰ期:8世紀後半から末頃の時期。南北大路の拡幅と東西大路の施工

地割Ⅱ期:8世紀末から9世紀前葉頃の時期。まち並みを構成する東西・南北道路の施工。東西

大路に面した南側の街区まで成立

地割Ⅲ期：9世紀中頃から10世紀前葉頃の時期。街区の拡大と縁辺部の道路施工、まち並みの範囲が最大化

地割Ⅳ期：10世紀中葉以降の時期。縁辺部の道路が廃絶し、一部が縮小。10世紀後葉から11世紀前葉頃に廃絶

まち並みの時期区分を政庁の変遷と照らし合わせると、地割Ⅰ期は政庁第Ⅲ－1期から2期にかけての頃で、大路の拡幅や運河の開削が行われ、大路交差点の北側には大型建物群が構築されている。年代的には、桓武朝の大規模な征夷に伴う物資搬入などとの関わりが考えられる。地割Ⅱ期は城内の実務官衙が城内全域に拡大した第Ⅲ－2期で、それが南面にもおよび、征夷の終了・鎮守府の移転後も大路や運河の存在を踏まえて国府として発展したことをうかがわせる。地割Ⅲ期は第Ⅳ期の貞観の地震からの復興と一連で、地震後もまち並みはさらに発展を遂げた(Ⅲ①)。地割Ⅳ期は10世紀前葉頃の十和田火山噴火による火山灰降下以降で、徐々に縮小へと向かう。

まち並みの様子を概観すると、掘立柱建物跡、竪穴建物跡、井戸跡等の居住に関連する施設が多く、特に大路に近いほど高密度かつ大規模となる。多賀城に勤務した役人を始め多くの人々が暮らしており、東西大路に面した区画(山王遺跡多賀前・千刈田地区)には国司館が分布している。

また、大路交差点北側の大型建物群や役人の実務と関係する木簡の出土などから、城外にも官衙の存在が考えられる。木簡や墨書土器等の出土文字資料によると、陸奥国内各郡の出張所や人々が滞在した場、馬場などもうかがわれ、多くの人々や物資が国府に集まり、陸奥国の政治・経済・文化・交流と関わっていた(Ⅲ・Ⅲ①)。なお、大路から離れた南方や西方には田畑など生産域が広がり、土地の利用に差がみられる。

こうした南面に形成された空間は平安京や大宰府のまち並みとよく類似しており、多賀城を中心とし、それを支える「古代都市」と捉えられる。なお、まち並みの外側でも多賀城外郭南東隅の南に館前遺跡、東側の丘陵部に多賀城廃寺、西沢・高崎遺跡があり、先に述べたとおり館前遺跡は国司の館または城外の官衙、西沢・高崎遺跡は多賀城や多賀城廃寺に関わる工人・役人らの集落とみられる。これらも多賀城を支える都市を構成する要素といえる。

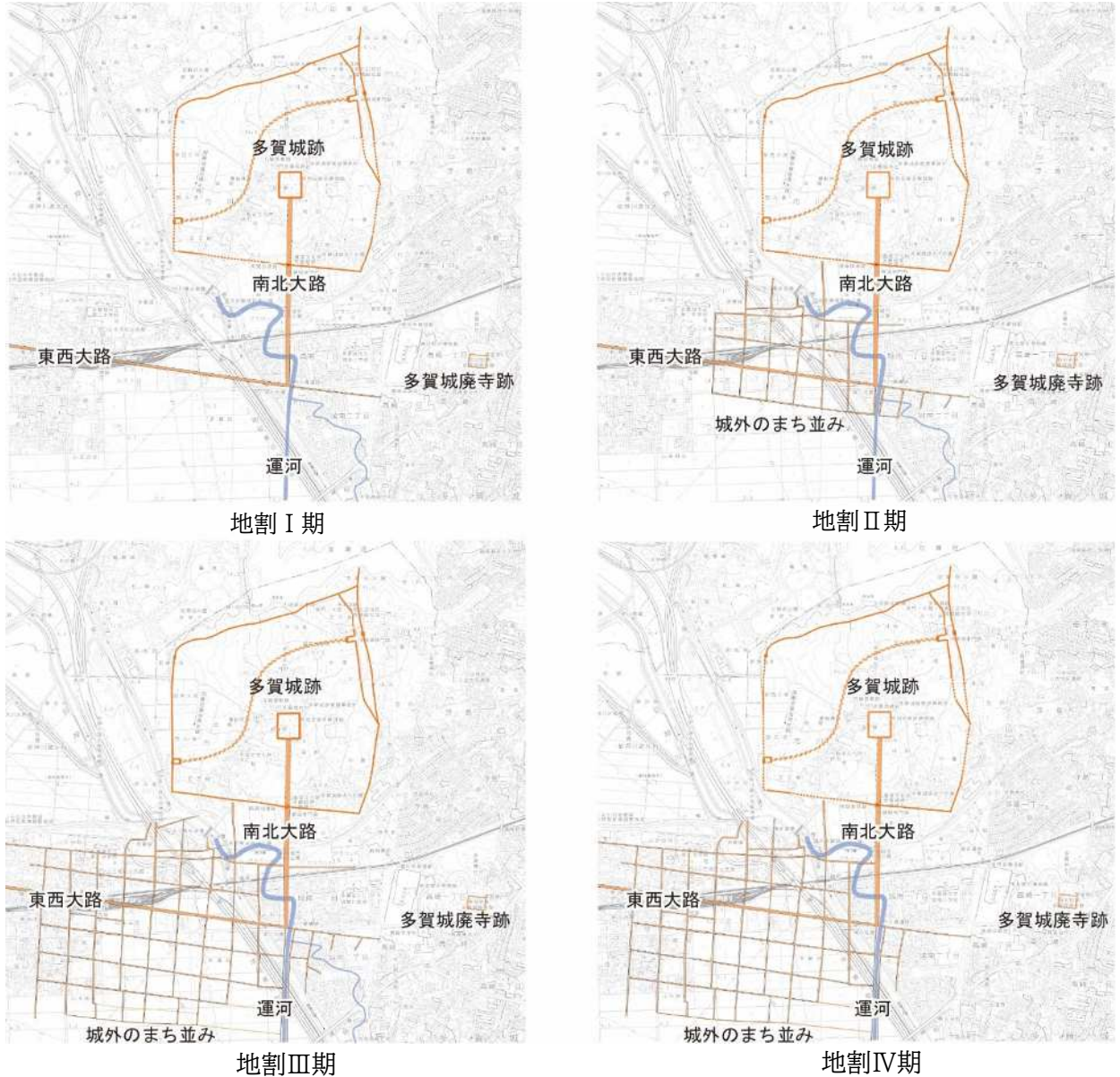


図41 まち並みの変遷模式図

4 出土文字資料

(1) 県所有 国指定重要文化財

多賀城跡出土漆紙文書151点、多賀城跡出土木簡450点の文字資料が、古文書として重要文化財に指定されている。資料を概観すると、漆紙文書では物資の請求や貢進に関するもの、田籍や計帳な

の戸籍に関する帳簿類、具注歴(暦)、書籍の写本や習書、国符や郡司解等がある。木簡では物資運搬に関する荷札や軍団・鎮守府に関するもの、呪術に関するもの等がある。いずれも、残された文献では知ることでできない、辺境支配を担った古代地方行政の実態を垣間見ることができる資料として重要である。

(2)市所有 国指定重要文化財

多賀城外に建設されたまち並みから出土した、多賀城跡関連遺跡群出土漆紙文書29点、多賀城跡関連遺跡群出土木簡105点が、古文書として重要文化財に指定されている。資料を概観すると、漆紙文書では物資の請求や貢進に関するもの、田籍や計帳などの戸籍に関する帳簿類、具注歴(暦)など、城内と同様である。これは、保存期限の切れた行政文書が廃棄され、城外でも再利用された結果と理解されている。木簡では、軍団に関するものや物流に関する荷札、戸籍や兵士に関する抜き書きや帳簿類、習書や呪術に関するもの等がある。軍事に関するものも多く見られる一方で、城内に比べると生活・物流に関するものの割合が高く、当時の生活の様子を知ることのできる貴重な資料である。

5 出土遺物(文字資料以外)

(1)県所有 国指定重要文化財

特別史跡からは、多量の瓦をはじめ、土師器や須恵器など一般的な土器、畿内もしくは東海地方で作られた灰釉・緑釉陶器、中国(当時「唐」)から輸入された青磁・白磁、役人が使用した刀子や陶硯、漆職人が使用した漆附着土器、木器や鉄器などが出土しており、年代決定の根拠となる一括資料も多数確認されている。このうち、多賀城跡・多賀城廃寺跡及び宮城県が実施した多賀城跡南面のまち並みの調査で出土した遺物の一部が重要文化財に指定されている。

(2)市所有 出土遺物

多賀城跡南面のまち並みからも、膨大な量の土師器や須恵器のほか、灰釉・緑釉・多彩釉陶器、輸入された青磁・白磁や褐釉陶器、刀子や陶硯、漆附着土器、横笛や琴柱などの楽器類、製塩土器や鰹の煮汁を運搬したと考えられる土器、木器や鉄器など、多種多様の遺物が出土している。これらは、まさに東北地方の経済・文化の中心として、多くの人・物が集積していたことを示している。



写真33 主な出土文字資料

6 祭祀・仏教行事関係

多賀城跡周辺では、祭祀や仏教行事が度々行われていたことが、出土遺物から明らかとなっている。まち並みの中でも河川や南北大路・東西大路の側溝を中心に、人面墨書土器や人・馬・鳥・舟などの形代が多量に出土している。これらは、都で執り行われていた「水辺の祭祀」に用いられた道具であり、多賀城でも同様の祭祀が行われていた。絵馬も出土していることから、雨ごいなどの祭祀も推測できる。

多賀城跡にほど近い伏石地区では、仏像関連の遺物が出土している。9世紀後半の池状の遺構からの出土で、木製の光背や台座に用いる蓮弁がある。まち並みの南西端部でも、台座の蓮弁未成品が出土するなど、仏教信仰が深く浸透していた様子を知ることができる。

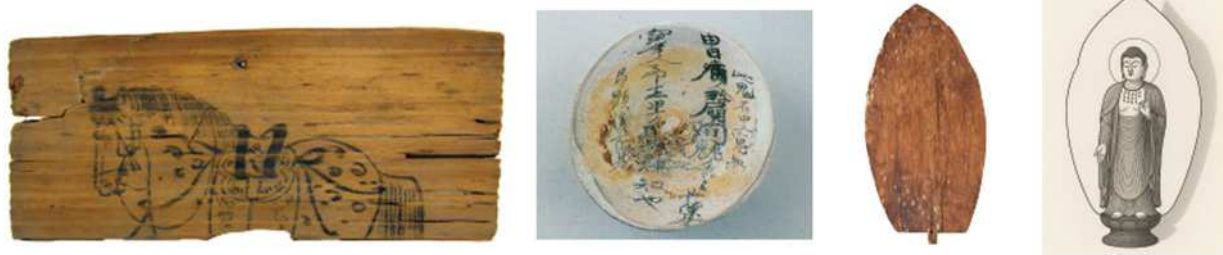
また、仏教行事の万灯会に用いられた多量の灯明皿の廃棄が、複数個所で確認されている。最も

大規模なものは、多賀城廃寺の南500mにある高崎遺跡井戸尻地区のものである。複数回の廃棄が認められ、10世紀前葉以降の最後のものは1,200個以上の灯明皿が廃棄されていた。まち並みに近い山王遺跡西町浦地区では、東西大路に面した地区から、灯明皿を含む200点の土器が出土している。この中には「観音寺」と墨書された土器が含まれる。万灯会を取り仕切ったのは多賀城廃寺である可能性が高いことから、「観音寺」は廃寺の寺名を示すと考えられる。このほか、近年の圃場整備に伴う山王遺跡内での発掘調査で南3道路・西6道路に囲まれた区画から、10世紀前半頃に廃棄されたとみられる灯明皿が100点以上出土している。

以上のような灯明皿の出土は、文献史料が限られる10世紀代において、多賀城南面に形成されたまち並みの内外で行われた仏教行事のあり方と居住する人々の信仰をうかがい知ることができる。



人面墨書土器と川辺の祭祀イメージ



絵馬

病氣平癒に使用された土器

木製仏像の光背

写真34 主な祭祀遺物

7 蝦夷世界との交流

多賀城を中心とする東北の城柵は、北方の蝦夷に対する軍事的な拠点であるとともに、朝貢や交易によって、蝦夷から北方世界の特産物がもたらされる場でもあった。

多賀城創建以前では、『続日本紀』文武天皇元年(697年)10月及び翌2年(698年)10月の記事に、陸奥の蝦夷が特産品を都に進上したことが記されている。また、霊亀元年(715年)10月の記事には、蝦夷が先祖以来「昆布」を国府に献上していたとする記述が確認できる。

多賀城創建以降についてみると、宝亀5年(774年)3月に蝦夷上京による朝貢が停止されているものの、『類聚三代格』延暦6年(787年)1月及び延暦21年(802年)6月の記事に、陸奥・出羽国で王臣(貴族)・国司等と蝦夷(夷俘)の間で行う交易を禁止する命令が出されており、陸奥・出羽国内での蝦夷との私的な交易が行われていたことが読み取れる。

また、『延喜式』(10世紀前半成立)の交易雑物の中には、陸奥国は葦鹿皮・獨犴皮・砂金・昆布・索昆布・細昆布、出羽国は羆皮・葦鹿皮・獨犴皮が記されていることや、10・11世紀には陸奥国からの交易御馬や交易絹、東北・北海道が主な産地とされる鷲の羽が鎮守府將軍より進上された記事などを確認することができる。

東北地方においては、奈良時代から平安時代初期の蝦夷との武力衝突が注目されるものの、古代全般を通じてみると蝦夷を介した北方世界との交流が行われていたことも明らかであり、多賀城はその交流の中核として機能していたと考えられる。

8 花粉分析による植生復元

花粉分析は、これまでに雀山・鴻の池地区で行われている。いずれも多賀城跡南部の湿地の土壌サンプルを分析したもので、これらの結果から、多賀城跡周辺の古代の植生変遷は以下のような状況であったと推測されている。

多賀城の創建以前は、周辺の丘陵部にはコナラ亜属・ブナ属・クマシデ属・ケヤキ科ニレ属)などの温帯性の落葉広葉樹の自然林あるいは二次林が繁茂し、低地にはハンノキ属湿地林が形成されていた。創建後は、丘陵地ではヨモギ属やオオバコ属の生える草地が増加し、またアカマツと思われるマツ属の林が急速に拡大する。一方、低地ではハンノキ林が急速になくなり、イネ科花粉が増加しており、低湿地の水田開発がかなりの規模で行われたことを示唆している。樹木花粉量／全花粉量の比からは、丘陵地・低湿地での樹木の伐採・開発によって城内・外の森林・樹木が少なくなったことが推定される。

9世紀後半以降になると、ブナ属・コナラ亜属が再び増え始め、多賀城周辺の森林化(自然林化)が再び始まったとみられる。10世紀前葉の十和田a火山灰(灰白色火山灰)降下後には低地でイネ科植物が増加し、丘陵ではブナ属がほとんど消滅するとともにマツ属が増加し、またスギ属も目立ってくる。これは多賀城に限らず、仙台平野一帯の農地化の進行によるとみられる。なお、鴻の池地区のサンプルでは多賀城創建前の土層からソバ属(栽培種)が、創建後の土層からはクワ属花粉の増加が見られ、創建以前の作物栽培と創建後の養蚕の可能性が考えられ、注目される。

9 関連する遺跡群

(1) 市内の遺跡分布

市内には40を超える遺跡が存在する。西側の沖積地から丘陵部の西端にかけては、新田・山王・市川橋・高崎・西沢遺跡など市内でも有数の規模の遺跡が隣接して分布する。一方、南東部には海岸線沿いの浜堤上に八幡沖遺跡、浜堤から丘陵にかけては大代貝塚や大代横穴墓群、柏木遺跡などが存在する。

特に、市内西側の遺跡で発見された遺構や遺物には、多賀城と密接に関わるものが多く、重要な資料が得られている。以下、概要を記載する。

ア 新田遺跡

新田遺跡は、多賀城南面のまち並みの外側にあたり、東山道と多賀城を結ぶ道路が発見されている。大規模な東西道路や竪穴建物、掘立柱建物、井戸、溝などがあり、役人のものとみられる銀製の耳飾りや石帯、中国産の青磁水注、東海地方(愛知・岐阜県)産の灰釉・緑釉陶器の壺・皿など、まち並みの中と遜色ない遺物が出土している。

イ 山王遺跡

山王遺跡は、多賀城跡の南西部に位置し、弥生時代から近世にかけての遺跡である。旧七北田川によって形成された自然堤防上に立地する。

古墳時代後期(6～7世紀)には八幡地区で竪穴建物が100棟以上発見され、多賀城創建を遡る段階で、地域の拠点的な集落が営まれていた。また、奈良時代の遺構も八幡地区に集中している。平安時代には東西大路と南北大路を基準とした方格地割が施工され、役人の居住空間が広がっていた。千刈田地区や多賀前地区では国司館とみられる区画が発見されている。

ウ 市川橋遺跡

市川橋遺跡は、多賀城跡の南面から西側に広がる、古墳時代から平安時代にかけての遺跡である。西側の山王遺跡とは砂押川をはさんで隣り合っている。

城南地区では、8世紀後葉、都が平城京(奈良市)から長岡京(向日市・長岡京市)へと移る時期にまち並みの形成が始り、整備された区画内では掘立柱建物や井戸などが急激に増加していく。また、延暦9年(790年)の木簡を伴った河川やその周辺から畿内系の土器が出土しており、この時期に都から人が移動していたと考えられる。伏石地区では豊富な仏教系の遺物、中谷地地区では平安時代の墓域なども発見されている。

エ 高崎遺跡

高崎遺跡は、多賀城跡の南東約1kmに位置する古墳時代から近世にかけての遺跡で、多賀城廃寺跡をとりまくように広がっている。

高崎中学校地内では、丘陵部のほぼ全域で多数の掘立柱建物や竪穴式建物を発見した。竪穴建物の中には漆工房や鍛冶工房とみられるものがあり、鉄製の匙や灰釉陶器手付瓶など特殊な遺物も出土している。さらに、竪穴建物では周溝や外延溝等に瓦を敷設したものが多く、多賀城や多賀城廃寺に関わる施設や工人の住んでいた集落の可能性もある。

オ 西沢遺跡

西沢遺跡は多賀城跡の東側丘陵部に位置する古代から中世にかけての遺跡である。

古代では一辺8mを越える大型の竪穴建物、倉庫風の掘立柱建物、鍛冶工房など、8世紀から9世紀にかけての遺構を発見している。出土遺物には硯や石帯があり、多賀城と関わる遺跡と考えられる。

(2) 多賀城跡と密接に関わる調査成果

ア 山王遺跡八幡地区

山王遺跡は、標高3～4mの微高地に立地し、その範囲は東西約2km、南北約1kmにわたる。八幡地区は多賀城インターチェンジ付近に位置しており、これまで弥生時代中期頃の水田跡や古墳時代前期～後期の集落跡、奈良時代の集落、平安時代のまち並み、中世の屋敷跡などが発見されている。

特筆されるのは、区画溝と材木堀で囲われた多数の掘立柱建物や工房とみられる竪穴建物が発見されており、多賀城に近接して大規模な集落が営まれていたことである。なかでも、漆塗りの道具や漆塗り作業に関わる木簡、漆容器の蓋紙として再利用された漆紙文書などの出土から漆工房の存在が推定され、創建期から8世紀代の多賀城と強い関係を有していたことが窺える。

イ 方格地割によるまち並み

多賀城の南面に広がる市川橋・山王遺跡では東西・南北大路を基準とした道路網によって、約120m四方の区画を複数造成した方格地割によるまち並みを発見している。このまち並みは、8世紀後半頃から段階的に整備され、9世紀後半頃に範囲が最大となる。多賀城の廃絶と時期を同じくして、10世紀末から11世紀前葉頃には廃絶したと考えられる。

古代の東北政策と連動した国府の様相や、多賀城を支えた人々の生活や信仰を知ることができる、貴重な調査成果である。



新田遺跡(東西道路)



山王遺跡(東西大路)



市川橋遺跡(南北大路)



市川橋遺跡(大型の掘立柱建物)



市川橋遺跡(河川に架かる橋脚)



市川橋遺跡(河川底面の出土土器)



高崎遺跡(灯明皿の大量廃棄)



西沢遺跡(大型の掘立柱建物と竪穴建物)

写真35 関連遺跡の調査成果